

神奈川県企業庁無線系統図

(令和7年4月1日現在)

<150MHz無線>

基地局	出力 (W)	移動局		基地局	出力 (W)	移動局		基地局	出力 (W)	移動局		基地局	出力 (W)	移動局					
		車載	携帯			車載	携帯			車載	携帯			車載	携帯				
きぎょうちょう	10	1	1	すいどうずし (鎌倉水道営業所逗子分館)	5	3	2	すいどうちがさき (茅ヶ崎水道営業所)	10	5	3	すいどうやまと (大和水道営業所)	10	7	1	すいどうはこね (平塚水道営業所箱根水道センター)	10	5	3
同 一 局				すいどうかまくら (鎌倉水道営業所)	1	11	5	すいどうひらつか (平塚水道営業所)	10	11	5	すいどうさがみはら (相模原水道営業所)	10	8	4	すいどうさむかわ (寒川浄水場)	25	7	3
				すいどうふじさわ (藤沢水道営業所)	10	15	4	すいどうあつぎ (厚木水道営業所)	3	9	5	すいどうつくい (津久井水道営業所)	5	5	3	すいどうたにがはら (谷ヶ原浄水場)	10	4	2
							すいどういせはら (厚木水道営業所伊勢原分館)	5	3	2	すいどうさがみはらみなみ (相模原南水道営業所)	10	6	1	すいどうえびな (海老名水道営業所)	3	5	3	

きぎょうちょう (発電課)	10	0	1	きぎょうさがみこ (相模川水系ダム管理 事務所分館)	25	0	2	きぎょうあしがら (酒匂川水系ダム管理 事務所発電管理課)	50	3	2	きぎょうさがみがわ (発電総制御所)	10	0	1
------------------	----	---	---	----------------------------------	----	---	---	-------------------------------------	----	---	---	-----------------------	----	---	---

同
一
局

きぎょうさがみこ (相模川水系ダム管理事務所)	25	3	2	きぎょうあしがら (酒匂川水系ダム管理事務所)	50	2	2
----------------------------	----	---	---	----------------------------	----	---	---

きぎょうしろやま (相模川水系ダム管理事務所)	10	4	5
----------------------------	----	---	---

みほだむ (酒匂川水系ダム管理事務所)	10	4	6
------------------------	----	---	---

同
一
局

きぎょうさがみがわ (相模川発電管理事務所)	10	6	2
---------------------------	----	---	---

基地局と移動局（同一業務系統の場合）は、いずれとも通話可能。非常時には、あらゆる局相互の通話が可能

市町村防災行政無線整備状況一覧

令和7年4月1日現在

	沿岸	強化地域	同報無線															移動無線					地域防災無線			
			親局	中継局	屋外方式	戸別方式	議員	本部署員 一般職員	住民組織	社会福祉施設	保育園 幼稚園	学校	公共施設	病院 診療所	事業所	消防団員 自宅	一般家庭	その他	基地局	中継局	移動局			統制局	中継局	端末局
																					車載型	可搬型 半固定型	携帯型			
横浜市(※)	○		1	3	324													24	0	75	619	855				
川崎市	○		1	4	328	1,127	11		444	201	174	197	70	17	13			5	0	4	26	418				
相模原市			1	3	557	365						103	31	4				5	1	0	157	85				
横須賀市	○		1	1	400	0												0	0	0	0	0				
平塚市	○	○	1	1	124	666	0	0	256	46	67	116	162	14	5	0	0	0	0	0	129	3				
鎌倉市	○		1	1	151																					
藤沢市	○		1	3	264	180		1	1	1		128	22		1			26	2		0	40	0			
小田原市	○	○	2	1	226	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	148			
茅ヶ崎市	○	○	1	2	119	123	4	3	109		1		4					2	0		11	40	226			
逗子市	○		1		55	44				5	2	11	22		4						5	10	56			
三浦市	○		1		99	0										0			0	0	0	0	0			
秦野市		○	1	1	115	52		0	0	0	0	22	13				0	17			27		87			
厚木市		○	1	2	277	0												2			49	111	28			
大和市			1		89	765			158	263	149	68	38	1	68		20		0			65	25			
伊勢原市		○	1		113	116		25	27	3	4	16	37	1	1	1		1	1	0	15	41	54			
海老名市		○	1	1	139	65					9	18	23					15			38	98	22			
座間市			1		50	147			0	22	27	24	58	3				13								
南足柄市		○	1	1	54	7,523											7,523		0	0	0	0	0			
綾瀬市			1		33	15,494	20	200	23	53	17	19	55	18	235	141	14,713		1	1	17	60	38			
葉山町	○		1	1	33														1	1	6	12	12			
寒川町		○	1		51	63		3	19	1	3	9	9				3		16		2	27	50			
大磯町	○	○	1		60														2		12	12	10			
二宮町	○	○	1	1	44														1		3	17	19			
中井町		○	1	1	30	1,487	12	30		17	2	3	46	0	78	128	1,171		1	1	14	6	50			
大井町		○	1	1	24	887	14	9	60	11	6	6	19	1	2	27	483	249	1	1	9	18	58			
松田町		○	1	5	19	893	12	1	26		2	3	23				802	24	1	1	10	8	17			
山北町		○	1	1	47	456											456		1	1	8	15	68			
開成町		○	1		27	720					2	4					714		1		11	29	51			
箱根町		○	1	1	84	505	10		31		2	4	24	12	56	22	344		1	1	9	20	20			
真鶴町	○	○	1	1	27	13					3	4	5	1					0		0		9			
湯河原町	○	○	1	1	73	130	14	20	11		6	4	23	5	6	4		37	0		0		13			
愛川町			1		80	126	14	3	21	5	9	10	29		0	24	11	0	0	0	0	0	0			
清川村			1	2	18	80	0	0			2	5	21	1	7	0	14	30	0	0	0	0	0			
合計	15	19	34	39	4,134	32,027	111	295	1,186	628	487	774	734	78	476	350	26,478	430	51	8	326	1,566	2,422	0	0	0

(※)横浜市は同報系放送設備(屋外スピーカー等)に移動無線を利用するため、同報無線で計上する全ての対象(数値)と同じ対象(数値)が移動無線にも含まれている。

神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報 相互提供システムの運用に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互提供システムにより映像情報（ヘリコプターテレビカメラ映像・高所監視カメラ映像・可搬型地球局映像等、以下同じ。）を神奈川県、横浜市、川崎市の三者（以下、「三者」という。）で相互に送受信するにあたり、その運用を円滑に行うため必要な事項を定める。

(送受信の手続き)

第2条 三者は、震度5弱以上の地震発生時など、映像情報を相互に共有する必要があると認められるときは、直ちに、映像伝送機器を操作するなど必要な措置を取るものとする。

2 送信側は、前項の措置が完了し、映像情報を送信できる状態となったときは、原則として受信側に連絡を行うものとする。

3 映像情報の送受信は、原則として受信側が送信側の映像伝送機器に回線接続することにより行うものとする。

4 映像情報の送受信については、神奈川県災害対策課、横浜市災害対策室、川崎市防災対策室が窓口となり調整を行うものとする。

(映像情報等)

第3条 送信する映像情報は、原則として、送信側が、災害の状況を最も正確に伝えることが出来る映像を選択して送信するものとする。

2 受信側からの映像情報の変更依頼について、送信側に災害応急活動等の実施など、依頼に基づく映像情報の送信が行えない事情のあるときは、送信側の事情が優先されるものとする。

(防災訓練等)

第4条 三者は、神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互提供システムを活用した情報受伝達訓練を通じ、災害時の情報収集体制と連携の強化を図るものとする。

2 前項の訓練は、防災訓練等の機会を捉え、三者が連携して実施するものとする。

(目的外使用の禁止等)

第5条 受信により得られた映像情報は、原則として災害応急対策の用途以外に使用しないものとする。

(協議事項等)

第6条 この覚書に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

(適用時期)

第7条 この覚書は、締結の日から適用する。

この覚書の成立を証するため本書3通を作成し、各機関記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成11年10月22日

神奈川県防災局長 橋本正俊

横浜市総務局長 中島弘善

川崎市建設局長 引野憲治

かながわ減災プロジェクトの開設に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と株式会社ウェザーニューズ（以下「乙」という。）は、県民等との連携により、災害情報を円滑に集約し、甲の災害対策に活用するとともに、その情報を公表し、県民等の災害対応を支援することにより災害被害の軽減を図る事業を「かながわ減災プロジェクト」（以下「減災プロジェクト」という。）と位置付け、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の連携・協力により、減災プロジェクトを円滑に実施していくことを目的とする。

（連携・協力の内容）

第2条 連携・協力の内容は、次のとおりとする。

（1）甲及び県民等が災害情報を共有するためのウェブサイトの構築、管理及び運用

（2）その他前号に規定する事項の推進に当たり必要な事項

（役割分担）

第3条 甲及び乙は、次のとおり役割を分担して減災プロジェクトを進めるものとする。

（1）甲の役割

ア 県民等に対する減災プロジェクトの周知及び広報

イ 甲の職員に対する減災プロジェクトへの参加の促進

（2）乙の役割

ア 減災プロジェクトのウェブサイトの構築

イ 減災プロジェクトのウェブサイトの管理及び運用

2 前項各号に掲げる役割以外の事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（費用の負担）

第4条 甲及び乙は、前条の規定に基づき分担した業務に要する費用を、各自で負担するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を行うに当たって、相手方から秘密である旨が示された情報（各種媒体によるもののほか、口頭により提供されたものを含む。）を、書面による承諾なしに、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

（個人情報の保護）

第6条 甲及び乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、本協定に基づく業務を行うに当たっては、個人情報保護のため、次の事項を遵守しなければならない。

（1）本協定に基づく業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせないこと

（2）本協定に基づく業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、関係法令等の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めること

（3）本協定に基づく業務を処理するため個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要な最小限のものとし、適法かつ公正な手段により収集する

こと

(4) 本協定に基づく業務を処理するため収集、作成した個人情報をこの業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと

(5) 本協定に基づく業務を処理するため収集、作成した個人情報を漏えい、き損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することがないように、当該個人情報の安全な管理に努めること

(6) 前号の個人情報を取り扱う場所を特定し、持ち出さないこと

(7) 本協定に基づく業務を処理するために、私用のパソコン等を使用しないこと

(8) 本協定に基づく業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしないこと

2 本協定に基づく業務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（協定の期間）

第7条 本協定の効力は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の効力の満了の日から3か月前までに甲及び乙のいずれからも終了の申出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 第5条及び第6条の規定は、本協定の効力の満了後も存続するものとする。

（協定の変更・解除）

第8条 甲又は乙のいずれかが、本協定を変更し、又は解除しようとする場合は、3か月の予告期間をもって相手方に文書で通知し、その同意を得るものとする。

（協議）

第9条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について定める必要がある場合は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年9月5日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒岩祐治

乙 東京都港区芝三丁目1番14号
株式会社ウェザーニューズ

代表取締役社長 草開千仁

災害時における無人航空機による協力に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と株式会社 JDRONE（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害に備え、相互の協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における甲乙間の協力体制を構築することを目的とし、甲が乙に対して行う無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第2項に規定する無人航空機をいう。）による協力要請手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は災害時に、乙に対し、次に掲げる事項について要請することができる。

- (1) 被災状況等の情報収集に関すること
 - (2) 被災者の捜索または救助支援に関すること
 - (3) その他甲が必要とする業務に関すること
- 2 前項に定める甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。
- (1) 要請理由
 - (2) 要請内容
 - (3) 履行の場所
 - (4) 履行の期日又は期間
 - (5) 担当者の所属、職・氏名及び連絡先
 - (6) その他必要な事項
- 3 乙は、前項に基づき甲から協力の要請に可能な限り協力するものとする。
- 4 甲は、第1項の規定による協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、また、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。
- 5 甲は、可能な限り災害時における乙の活動について、無人航空機の離発着場所の確保その他の協力をするものとする。

(報告の手続)

第3条 乙は、協力業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を文書により甲に報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(費用の負担)

第4条 この協定に基づき乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

(従事者の損害補償)

第5条 この協定に基づく協力に従事した乙の負傷、疾病、傷害又は死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによるもののほか、原則として、自らが負担するものとする。ただし、甲の責に帰する場合は、この限りではない。

(第三者への損害賠償責任)

第6条 乙は、この協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

2 乙がこの協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えた場合は、乙はその事実の発生後遅滞無くその状況等を文書により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(連絡体制等の確認)

第7条 甲及び乙は、災害等発生時にこの協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制等についてあらかじめ定めるものとする。

2 甲乙それぞれの連絡体制等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものとみなす。その後

においてもまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

(秘密の保持等)

第10条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を甲の許可なく他人に漏らしてはならないものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和2年10月27日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒岩 祐治



乙 東京都新宿区西新宿2-1-1
新宿三井ビルディング17階

株式会社 JDRONE

代表取締役 酒井 哲広



災害時等における無人航空機による協力に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と株式会社フレッシュハウス（以下「乙」という。）は、無人航空機を活用した相互の連携を強化し、県の防災力向上に資するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲と乙が、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、県の防災力向上に寄与し、災害等から県民の身体及び財産を守ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携、協力して取り組むとする。

- (1) 被災状況等の情報収集に関すること
- (2) 被災者の捜索または救助支援に関すること
- (3) 防災訓練やその他の地域防災イベントに関すること
- (4) その他甲が必要とする業務に関すること

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、情報を交換し、協議を行うものとし、具体的な実施事項、遵守事項については、甲乙合意の上、決定する。

3 甲と乙は、第1項各号に定める事項を推進するにあたり、県内市町村や事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

（経費の負担）

第3条 甲及び乙が前条の規定により協力を行うために要する費用については、双方協議の上、決定する。

（従事者の損害負担）

第4条 本協定に基づく業務に従事した乙の職員の負傷、疫病、障害又は死亡に関する損害補償については、労働者補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによるもののほか、原則として、自らが負担するものとする。

(第三者への損害賠償責任)

第5条 乙は、本協定に基づく業務を行う中で自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 乙が本協定に基づく業務を行う中で自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況等を文書により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の見直し)

第6条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議し変更を行うものとする。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じたものについては、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力が継続するものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和 4年 1月 26日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

乙 神奈川県横浜市中区弁天通4-57

株式会社フレッシュハウス
代表取締役社長 中 村 秀

災害時における無人航空機による協力に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）とNPO法人クライシスマップーズ・ジャパン（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害に備え、相互の協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における甲乙間の協力体制を構築することを目的とし、甲が乙に対して行う無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。）による協力要請手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（調査研究の実施）

第2条 甲乙ともに平時から災害に備えた調査研究を実施し、相互に情報交換するとともに、訓練等の具体の活動も行うものとする。

2 乙の支援活動が遅滞なく行えるよう、甲は平時から可能な範囲で協力をするものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は災害時に、乙に対し、次に掲げる事項について要請することができる。

- (1) 無人航空機による被災状況の調査
- (2) 無人航空機により撮影した情報を甲へ提供
- (3) 取得した情報を基に被災状況を反映した地図を作成
- (4) 作成した地図データの甲への提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項は別に定める

2 前項に定める甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 要請内容
- (3) 履行の場所
- (4) 履行の期日又は期間
- (5) 担当者の所属、職・氏名及び連絡先
- (6) その他必要な事項

3 乙は、前項に基づき甲から協力の要請に可能な限り協力するものとする。

4 甲は、第1項の規定による協力要請について、重要な変更が生じたときは、

その都度、乙に連絡するものとし、また、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

- 5 乙は、乙の意思により航空法第132条に規定する飛行禁止空域において無人航空機を用いた活動するときは、事前に甲と乙とで協議を行い、甲の承認を得るものとする。
- 6 甲は、可能な限り災害時における乙の活動について、無人航空機の離発着場所の確保その他の協力をするものとする。
- 7 乙は甲が設置する災害対策本部航空機運用調整班との情報連携を密にする。

(活動報告等)

- 第4条 乙は、前条第1項に基づき行った活動に関する報告や成果物の納品を、当該活動の完了後速やかに、甲の指定する方法により甲に対して行うものとする。
- 2 乙は、前条第1項で得られた情報又は作成した地図を第三者に公開若しくは提供する場合には、甲の承認を得るものとする。
 - 3 乙は、前条第5項に基づき乙が実施した業務によって得られた成果物は、甲と共有するものとする。

(費用の負担)

- 第5条 第3条第1項に基づき乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 2 第3条第5項に基づき乙が実施した業務に要した費用は、乙が負担するものとする。

(従事者の損害補償)

- 第6条 この協定に基づく活動による乙の負傷、疾病、傷害又は死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによるもののほか、原則として、自らが負担するものとする。ただし、甲の責に帰する場合は、この限りではない。

(第三者への損害賠償責任)

- 第7条 乙は、この協定に基づく活動の実施中に自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。
- 2 乙がこの協定に基づく活動の実施中に自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えた場合は、乙はその事実の発生後遅滞無くその状況等を文書により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(連絡体制等の確認)

第8条 甲及び乙は、災害等発生時にこの協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制等についてあらかじめ定めるものとする。

2 甲乙それぞれの連絡体制等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(秘密の保持等)

第10条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を甲の許可なく他人に漏らしてはならないものとする。

(協定の見直し)

第11条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議し変更を行うものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関して疑義が生じたものについては、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和4年12月20日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 東京都調布市国領町三丁目4番41号
NPO法人クライシスマッパーズ・ジャパン
理事長 古橋 大地

災害時等における無人航空機による協力に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と一般社団法人神奈川県ドローン協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害に備え、相互の協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における甲乙間の協力体制を構築し、甲が乙に対して行う無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。）による協力要請手続等に関し必要な事項を定めることにより、無人航空機を活用した相互の連携を強化し、県の防災力向上に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲は災害時に、乙に対し、次に掲げる事項について要請することができる。

- (1) 被災状況等の情報収集に関すること
- (2) 被災者の捜索または救助支援に関すること
- (3) その他甲が必要とする業務に関すること

2 前項に定める甲の要請は、次に掲げる事項を記載した文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 要請内容
- (3) 履行の場所
- (4) 履行の期日又は期間
- (5) 担当者の所属、職・氏名及び連絡先
- (6) その他必要な事項

3 乙は、前項に基づく甲からの要請に可能な限り協力するものとする。

4 甲は、第1項の規定による要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、また、要請の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

5 甲は、可能な限り災害時における乙の活動について、無人航空機の離発着

場所の確保その他の協力をするものとする。

(活動報告等)

第3条 乙は、甲からの要請に基づき行った活動に関する報告や成果物の納品を、当該活動の完了後速やかに、甲の指定する方法により甲に対して行うものとする。

(経費の負担)

第4条 本協定に基づき乙が支出した交通費等の活動に必要な実費相当額については甲が負担するものとし、その他の費用については乙が負担するものとする。

(従事者の損害負担)

第5条 本協定に基づく業務に従事した乙の職員の負傷、疫病、障害又は死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによるもののほか、原則として、自らが負担するものとする。ただし、甲の責に帰する場合は、この限りではない。

(第三者への損害賠償責任)

第6条 乙は、本協定に基づく業務を行う中で自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 乙が本協定に基づく業務を行う中で自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況等を文書により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(連絡体制等の確認)

第7条 甲及び乙は、災害等発生時に本協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制等についてあらかじめ定めるものとする。

2 甲乙それぞれの連絡体制等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(協定の見直し)

第8条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都

度協議し変更を行うものとする。

(疑義の決定)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じたものについては、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間本協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(秘密の保持等)

第11条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を甲の許可なく他人に漏らしてはならないものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和4年12月21日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 神奈川県横浜市中区上野町1-12-301

一般社団法人 神奈川県ドローン協会
理事長 橋口 普

災害時等における避難施設の情報提供に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）は、災害時等における避難施設の情報提供に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害に備え、甲、神奈川県内の市町村（以下「市町村」という。）及び乙が互いに協力して、県民等に対して必要な情報を提供する手段を充実させ、災害による被害を最小化することを目的とする。

（協定内容）

第2条 前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は、次のとおりとする。ただし、市町村と乙の間において、本協定と別に、有効な協定等が締結されている場合は、当該内容を優先する。

- (1) 甲は、市町村と協力して、避難施設の開設状況等の情報を乙に提供すること。
- (2) 乙は、甲から提供された情報を乙の運営するインターネットサービス上に掲載するなどし、広く県民等に対し周知すること。

（費用の負担）

第3条 前条に基づく甲乙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

（2次利用）

第4条 乙は、本協定で得た情報を、第3者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日とする。
2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の2か月前に、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定期間は更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年2月9日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 東京都千代田区永田町二丁目17-3
住友不動産永田町ビル2階

株式会社バカン
代表取締役 河野 剛進

市町村消防計画の基準

昭和41年2月17日消防庁告示第1号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第四条第十五号〔現行＝第十四号〕の規定に基づき、市町村消防計画の基準を次のように定める。

市町村消防計画の基準

(目的)

第1条 この基準は、市町村が作成する消防計画について、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 消防計画は、市町村の消防機関が災害に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期することを主眼とするものでなければならない。

(防災計画の大綱)

第3条 消防計画の大綱は、次のとおりとする。

- 1 消防力等の整備に関する事。
- 2 防災のための調査に関する事。
- 3 防災教育訓練に関する事。
- 4 災害の予防、警戒及び防ぎよに関する事。
- 5 災害時の避難、救助及び救急に関する事。
- 6 その他災害対策に関する事。

(消防計画の内容)

第4条 消防計画の内容は、別表のとおりとする。

(消防計画の修正)

第5条 市町村は、消防計画について、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

附 則

この告示は、昭和41年4月1日から施行する。

別 表

計画の種別	計画の指針	計画の項目
一 組織計画	市町村の消防機関が災害に対処するための組織に関する計画をたててお	一 事務機構 (一) 平常時の消防本部、消防署、消防団及び訓練機関の事務機構

	く。	<ul style="list-style-type: none"> (二) 非常災害時の消防本部、消防署、消防団及び訓練機関の事務機構 二 災害時の消防隊の編成 <ul style="list-style-type: none"> (一) 通常災害 <ul style="list-style-type: none"> ア 消防本部及び消防署の部隊編成 イ 消防団の部隊編成 (二) 非常災害 <ul style="list-style-type: none"> ア 消防本部及び消防署の部隊編成 イ 消防団の部隊編成 ウ 訓練機関の部隊編成
二 消防力等の整備計画	消防の施設及び人員の現況を把握し、施設の整備拡充と人員の確保を図るための計画をたてておく。	<ul style="list-style-type: none"> 一 消防力等の現況 <ul style="list-style-type: none"> (一) 人員 (二) 施設 (三) 資器材 二 消防力等の増強 <ul style="list-style-type: none"> (一) 人員 (二) 施設 (三) 資器材 三 消防力等の更新 <ul style="list-style-type: none"> (一) 施設 (二) 資器材 四 施設及び資器材の整備点検 <ul style="list-style-type: none"> (一) 定期 (二) 災害後
三 調査計画	災害に対して、的確な防災活動ができるための、調査に関する計画をたてておく。	<ul style="list-style-type: none"> 一 消防地理調査 二 消防水利調査 三 災害危険区域等調査 四 被害想定図の作成
四 教育訓練計画	消防職員及び消防団員を教育訓練するための、計画をたてておく。	<ul style="list-style-type: none"> 一 教育 <ul style="list-style-type: none"> (一) 学校教養 (二) 一般教養 (三) 委託教養等 二 訓練 <ul style="list-style-type: none"> (一) 基礎訓練 <ul style="list-style-type: none"> ア 規律訓練 イ 車両訓練 ウ 操法訓練 (二) 火災防ぎよ訓練 <ul style="list-style-type: none"> ア 基本訓練 イ 建物火災防ぎよ訓練 ウ 林野火災防ぎよ訓練 エ 船舶火災防ぎよ訓練 オ 車両火災防ぎよ訓練

		<ul style="list-style-type: none"> カ その他火災防ぎよ訓練 (三) 水災防ぎよ訓練 ア 基本訓練 イ 水防訓練 ウ 浸水地域内火災防ぎよ訓練 (四) 救助救急訓練 ア 救助訓練 イ 救急訓練 (五) 総合防災訓練
五 災害予防計画	災害を未然に防止し、被害を最小限度に止めるための計画をたてておく。	<ul style="list-style-type: none"> 一 火災予防指導 <ul style="list-style-type: none"> (一) 防火管理者 (二) 危険物取扱主任者 (三) 消防設備士 (四) 各団体等 二 火災予防査察 <ul style="list-style-type: none"> (一) 査察対象物の指定 (二) 査察の実施 <ul style="list-style-type: none"> ア 定期査察 イ 臨時査察 ウ 特別査察 三 風水害等の予防指導 四 広報活動
六 警報発令伝達計画	異常気象時における火災警報等を発令、解除、伝達及び周知するための計画をたてておく。	<ul style="list-style-type: none"> 一 火災警報 <ul style="list-style-type: none"> (一) 警報発令及び解除 (二) 警報の伝達及び周知 二 その他警報の伝達及び周知
七 情報計画	災害の状況を収集し、関係機関に報告、通報するための計画をたてておく。	<ul style="list-style-type: none"> 一 情報収集 二 情報報告及び連絡 三 情報広報 四 情報記録
八 火災警防計画	火災を警戒し、及び鎮圧するための計画をたてておく。	<ul style="list-style-type: none"> 一 消防職員及び消防団員の招集 <ul style="list-style-type: none"> (一) 火災警報発令時 (二) 通常火災時 (三) 非常火災時 (四) その他火災時 二 出動 <ul style="list-style-type: none"> (一) てい察 (二) 通常火災 (三) 非常火災 (四) 応援 (五) その他 三 警戒 <ul style="list-style-type: none"> (一) 火災警報発令時 (二) 災害時 (三) その他

		四 通信 (一) 平常時の通信体制 (二) 非常時の通信統制 五 望楼 (一) 望楼の指定 (二) 望楼発見区域図 六 火災防ぎよ (一) 危険区域 (二) 特殊建物 (三) 危険物 (四) 放射性物質 (五) 林野 (六) 船舶 (七) 車両 (八) その他
九 風水害等警戒計画	風水害等を警戒し、及び防ぎよするための計画をたてておく。	一 消防職員及び消防団員の招集 二 出動 三 資器材の配備 四 監視警戒 五 事前措置の指示の方法 六 通信統制 七 応急給食
十 避難計画	住民の生命、身体を災害から保護するための避難に関する計画をたてておく。	一 勧告及び指示の基準 二 勧告及び指示の伝達 三 避難場所の指定及び誘導方法 四 避難場所の警戒
十一 救助救急計画	傷病者が発生したときに救助救急を的確に行なうための計画をたてておく。	一 非常招集 二 出動 (一) 平常時 (二) 非常時 三 通信統制 四 医療機関等との協力体制 (一) 平常時 (二) 非常時
十二 応援協力計画	市町村相互及び関係機関等との応援協力に関する計画をたてておく。	一 協定機関 (一) 地方公共団体 (二) 関係機関 (三) その他団体 二 応援の方法 三 資料の交換

市町村消防計画の基準の制定について

昭和41年2月17日 自消乙教発第2号
各都道府県知事あて 消防庁次長

消防組織法第4条第15号〔現行＝第14号〕の規定に基づき、別添のとおり市町村消防計画の基準を定めたので、次の点を御了知のうえ、消防計画の作成について管下市町村をよろしく御指導願いたい。

記

- 1 この基準は、市町村の消防が消防組織法第1条に定める任務を遂行するために必要な計画の範囲と内容を定めたものである。
- 2 この基準は、10万都市を標準として策定したので、計画を作成する際には個々の市町村の実態に応じたものとする。
- 3 消防計画は、消防機関が消防活動を行なううえの基準的な指針となるものであるから、その計画は当該市町村の実態に即応して極力具体的、かつ、効率的に策定すべきものであって、災害対策基準法に基づく当該市町村の地域防災計画の内容と密接な関連性を保つものでなくてはならないものである。
その消防計画の内容は、火災予防及び火災防ぎょを中核とした消防の業務計画に、消防機関が火災以外の災害の防除又は災害による被害を軽減するための事項を具備した消防の全体計画とするものである。
- 4 消防計画の大綱は、第3条のとおりであるが、その要旨は次のとおりである。
 - (1) 防災活動の成果をあげるためには、事前に災害に対処できる人員、施設、および資器材の整備に万全を期すること。
 - (2) 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の軽減を図るためには、消防地理、消防水利および危険区域等を事前に調査し、過去の災害による実態等を考慮した被害想定図を作成しておくこと。
 - (3) 社会経済の進展は、消防活動を複雑多岐にしているので災害の態様に応じた防ぎょ訓練実施計画を樹立するとともに消防職団員に対し、教養基準にのっとった教養を修得させるよう具体的に計画すること。
 - (4) 水災、火災その他災害の発生前における予防、警戒又は発生後における防ぎょは、消防活動上の基準をなすものであるから過去の災害における経験を活かした周密な計画をたて、消防職団員をこれに習熟させておくものとする。
 - (5) 避難は、国民の身体、生命に影響を及ぼす重要なものであるので十分検討した避難計画を樹立するとともに、災害に際しては、傷病者を迅速に救助し、適切な応急処置および医療機関等への搬送ができる体制をたてておくこと。
 - (6) 消防機関の活動組織の明確化、通報報告等の情報系統の統制および応援協力体制の確立等市町村の災害対策に必要な事項を定めておくこと。
- 5 市町村は、消防計画を社会情勢の変化に応じて毎年検討し常に実情にそった計画とするものである。
- 6 消防計画の内容は、基準別表に定められているが、計画作成にあたっては、次の事項に留意すべきものである。
 - (1) 組織計画

消防機関が災害に対処するための事務機構と災害時の部隊の編成を事前に定めるものとする。

ア 平常時と非常時の区別は、原則として市町村の消防職団員を全員招集するまでに至らないものを平常時とするが、この区別は市町村が災害に対処し得る能力によって異なる扱いとすること。

イ 事務機構は、平常時、非常時ごとの事務分掌（指揮系統を含むものである。）をいい、消防本部、署の場合にあっては係までの事務分掌とし、消防団の場合にあっては、消防団本部の係までの事務分掌とすること。なお、非常時における消防団の事務機構は、常備消防部について定めること。

ウ 災害時の消防隊の編成には、機器材の配備をも含めたものであること。

エ 非常災害時の部隊編成は、災害の態様により異なるが大別すれば、火災時、風水害等時、人為災害時の編成に区分されるものであること。なお、消防団についての部隊編成は、通常災害時と非常災害時の区分はしないが、消防団常備消防部設置の市町村は、区分するものであること。なお、計画には、災害時の対策本部、現場指揮本部等の編成が考慮されなければならない。

オ 訓練機関については、消防組織法第9条第4号の規定に基づき、市町村に設置されている訓練機関をいうものであること。なお、現在訓練機関が設置されているものは、東京消防庁消防学校、名古屋、京都、大阪、神戸の各市消防学校である。

(2) 消防力等の整備計画

消防力等の現勢を把握し、消防力の基準にのっとり当該市町村の社会構造の変化に対処できる増強計画とするが、計画は長期にわたることなく通常5箇年次の整備計画とする。また、消防力等の更新についても併せて検討し、補完されなければならないものとする。

ア 消防力等は、人員、施設、資器材をいい、施設は、機械、庁舎、水利、消防通信等で資器材は、ホース、吸管、消火薬剤等とし、計画策定時の現有勢力を把握しておくこと。

イ 消防力等の更新は、施設、資器材の現勢を更新するものであり、耐用年数と資器材の性能等を考慮した整備計画とすること。

ウ 施設及び資器材の整備点検は、消防訓練礼式の基準にのっとり、当該市町村の通常点検、特別点検の日時、点検者、点検対象種目、点検後の処置等について計画するものであること。

(3) 調査計画

消防機関が災害に対処して、適切な防ぎょ活動を行うことができるよう定期又は臨時に消防地理、消防水利および災害危険区域等を調査するための実施計画をたてるとともに実地調査の結果に基づき、大規模な災害の発生を予想した場合の被害想定図を作成するものである。

ア 消防地理調査は、消防活動をするうえでの地形、地物、道路、河川等の状況の変化について調査する計画とし、その際には消防機械等の配備についても併せて検討すること。

イ 消防水利調査は、消火活動に必要な消火栓、貯水池等の消防水利の状況の変化について調査する計画を定めておくこと。

ウ 災害危険区域等の調査は、木造密集箇所、浸水危険箇所、大量危険物、高圧

ガス、R I 等災害発生に際し拡大災害になるおそれのある箇所あるいは高層建物、大規模木造建物等の特殊建物について調査しこれを指定するために行なうものであること。

エ 災害危険区域等を指定したのちの事情の変化について定期又は臨時に調査する計画を定めておくこと。

オ 被害想定図は、水害時に被害が及ぼす範囲をあらゆる角度から検討し、その結果を図示しておくこと。

(4) 教育訓練計画

市町村の消防が、その任務を達成するためには消防職団員の資質の向上を図る必要があるので、教育訓練計画には基礎訓練を重点的に取り上げる一方、消防対象物に応じた防ぎょ知識の習得と技能の錬磨を図るように計画されなければならないものである。

ア 教養基準にのっとり消防職団員を消防学校あるいは消防大学の初任、現任、専科へ派遣する計画とその他職場教養、消防機関以外への委託教養等を実施する計画とすること。

イ 基準訓練は、消防職団員の基本となるものであるから、消防人の行為の基準たる徒歩訓練、礼式を反ぶく訓練し、消防諸般の要求に適応させる計画をたてるとともに、消防活動が有効適切に措置できるよう車両操練、操法訓練は重点的に行なうよう計画をたてておくこと。

ウ 火災は、初期においてこれを防ぎよしなければならないので、有事に際して迅速、適切な火災防ぎょ活動ができるよう、あらゆる種類の消防対象物を対象とした訓練を重ね、消防技能の向上を図るための計画をたてておくこと。

(ア) 基本訓練は、招集、出動、水利統制、人命救助、避難誘導、警戒、通信連絡、破かい消防、水損防止等について年度計画をたてること。

(イ) 建物、林野、船舶、車両、その他危険物等の火災防ぎょ訓練計画は、訓練の期日、訓練の種目、訓練の実施部隊等について年度計画をたてておくこと。

エ 水災に対処する消防機関の役割を十分に果たすことができるよう水災防ぎょについて演練し、熟達の域に達する計画をたてておくこと。

(ア) 基本訓練は、招集、出動、水防工法、人命救助、避難誘導、通信連絡、情報収集等の訓練について計画をたてること。

(イ) 水防訓練は、消防機関が行なう水防の総合訓練であり、その期日、実施場所、実施部隊等具体的に計画すること。

(ウ) 水害が発生した場合カーバイト等に起因する火災、炊事用、暖房用の燃料又はローソク等の火気使用による火災に対処する被災地の火災防ぎょ訓練計画をたてること。

オ 傷病者の救助、救急は、人命尊重が叫ばれている現今では重要なことであるので迅速な処置ができるよう訓練計画をたてること。

カ 大規模災害に対処するため、他の防災機関と合同して行なう総合訓練が予定される場合には消防機関として参加する計画をたてておくものであること。

(5) 災害予防計画

科学技術および産業経済の発達と社会生活の向上によって災害発生の機械は逐年増加しているので、火災を発生させるおそれのある施設、設備、器具および危険物等の予防査察を行なう一方、一般国民の災害予防に対する協力体制を確立

させるものである。

ア 火災予防は、消防機関のみでは不十分であるので、民間人による自主的予防体制を確立し万全を期する必要がある。それには、定期又は臨時に防火管理者、危険物取扱主任者、消防設備士、又は各種団体等を対象とした講習、現地指導、消防相談等適切な指導が行なわれなければならないので実効性のある指導計画を樹立しておくこと。なお、各団体等とは、B・F・C、町会、婦人団体、業種別組合等であるが、防火管理者をおかない50人未満の消防対象物の所有者、管理者又は占有者等を含むものであること。

イ 常時区域内の防火対象物の状態を把握し、万一の場合に遺漏なきを期するため、防火対象物に立ち入ってその位置、構造、設備及び管理状況について検査し、危険な防火対象物に対する改修等の措置命令をすることは消防機関に与えられた重要な権限である。これを効果的かつ、合理的に行使できるよう、具体的な火災予防査察計画をたて万全を期さなければならないものであること。

(ア) 査察対象物は、林野、車両、船舶、建築物、工作物、危険物等（高圧ガス、火薬類、毒物、劇物、放射性物質を含むものとする。）の対象物表を詳細に作成すること。

(イ) 査察は、定期、臨時（年末年始、祭礼、新築、増築等で必要と認めるとき、又は住民等から要請があったとき）特別（緊急に査察を必要とするとき）に区分し、対象物、査察班の編成および任務分担、期間等についての計画をたてること。なお、査察報告、改修等の措置命令、資料提出等の平常業務は、本計画外とする。

ウ 風水害等の予防指導は、風水害等により被害が事前に想定できるもの又は被害発生の予想ができる危険区域について予防指導パトロールを実施するための指導班の編成、受持分担地区等について計画すること。

エ 災害を未然に防止するには、地域住民の積極的な協力がえられなくてはならないので、常時の広報活動はもちろんのこと、年間の火災又は災害の多発時期あるいは災害予防運動期等に、消防機関による広報活動又は報道機関、民間団体等の協力による広報活動を計画しておくこと。

(6) 警報発令伝達計画

異常気象時に災害を未然に防止するため、火災警報の発令および解除の基準を定め、その伝達および周知方法等を計画するものである。

また、火災以外の警報を地域住民に周知させる機関として消防機関が指定されている（災害対策基準法第56条の規定に基づく市町村の伝達及び警告義務があらかじめ消防機関に委任されているとき。）場合には、警報の伝達および周知方法等について計画するものとする。

ア 火災警報信号は、消防法施行規則に規定され、発令条件基準は、「昭和24年4月12日付国消管発第136号消防信号の取り扱いについて」の通知ようで示されているが、地方的特殊事情を加味した発令条件および解除条件を定めること。

イ 火災警報信号の打鐘の責任者、サイレン吹鳴責任者、吹流し、旗、掲示板の設置場所掲示又は降下の責任者、口頭伝達の系統、広報車の活動範囲等を計画すること。

ウ その他の警報については、気象、津波、高潮、波浪、浸水、洪水の注意報又

は警報の発令について市町村長から伝達を受けた場合、消防機関の下部機関に対する伝達の責任体制を確立するとともに、それを地域住民に周知させる機関として指定されているときには、周知方法（責任体制、広報車使用等）を確立しておくこと。

(7) 情報計画

災害情報収集、報告は災害に対処するうえで重要なものであるから、これらの的確に行われるための体制を確立しておくものである。

ア 災害情報収集については、下部機関における情報調査収集の責任体制を確立しておくこと。

イ 災害情報報告および連絡については、消防機関が情報収集したものを市町村長等に報告および連絡する責任体制を計画しておくこと。

ウ 災害の情報広報は、原則として市町村長が行なうが、火災の広報のようにあらかじめ市町村長よりゆだねられているか、あるいは、事実行為として広報活動しているものについて、有線電話、広報車、口頭伝達、報道機関、掲示板等を利用する時期、責任者の指定、受持分担地区等について計画すること。

エ 災害状況の調査表の様式、被害状況の記録写真の形式を定めるとともに、状況調査表、報告書、記録写真、広報資料等の編集又は保存の方法について定めしておくこと。

(8) 火災警防計画

火災を警戒し、鎮圧するためには、各種消防事象に対する調査、研究および科学的な理論と経験に基づく防ぎょ技術が最高度に発揮されなければならない。それには、地形、地域別、構造的、気象別等の特異の火災に対処するため、消防力を有機的かつ、合理的に運用できる警防計画を確立し、防ぎょ効果を高度にあげるよう消防職団員に習熟させるものとする。

ア 火災を鎮圧するには、急速に、これに対処しなければならないので、通常火災時、非常火災時、火災警報時、その他火災時ごとに所要の消防職団員の人員の確保、参集場所、招集地域、招集基準等について具体的に計画をたてておくこと。

イ 出動計画は、出動区域、火災規模および特殊な消防対象のごとに出動人員、出動車両等を定めるものであること。

(ア) てい察出動は、望楼又は付近住民より怪煙報告又は通報があった場合に、現場のてい察に当たらせるものとし、出動隊を地域ごとに定めておくこと。

(イ) 通常時、非常時の区分は、組織計画の災害時の区分によるものであるが、市町村によっては通常出動を第1出動、第2出動等に区分することができるものであること。

(ウ) 応援出動には、残留警備力を考慮するとともにあらかじめ応援出動隊を指定しておくこと。

(エ) その他の出動は、タンクローリー等の転ぶくによる洗じょう及びガスもれ等による危険排除のための特別な作業に対処する出動隊を定めておくものとする。

ウ 気象状況が悪化した場合、その他火災発生の危険あるとき又は火災発生によって著しく混乱を招来するか、あるいは人的危険が予想されるときには嚴重な警戒を実施し、消防自体の出動の迅速を図るとともに、巡ら警戒によって一般

人を指導し、あるいは災害の未然防止を図るため警戒班の編成、警戒の時期、警戒場所等を定めておくこと。なお、災害発生の際における報告責任体制を確立しておくこと。

エ 火災は、火災専用電話（119）、加入電話、火災報知機、かけつけ、望楼等により、消防本部、署、市町村役場（消防団地区）が覚知したのち、招集、出動の指令、報告通報等の活動が、開始されるので、緊急な通信を確保するための体制を確立しておくこと。なお、計画策定にあたっては、火災専用電話、加入電話が同一市町村内で入り乱れて通信される区域あるいは、火災専用電話が他市町村の消防機関に通信される地域等の特殊事情が配慮されなければならない。

(ア) 平常時、非常時における消防通信の区分は、その内容の緩急、重要度により異なるが、平常時にあっては、呼出信号の統制、通信施設の使用の区分通信の優先順位等を定めておくこと。

(イ) 非常時にあっては、通信施設を最高度に発揮できるよう緊急通信を確保するため通信の優先順位を定めておくこと。

オ 望楼は、火災の早期発見上欠くことができないものであるから、異常気象時、あるいは火災多発期における望楼勤務体制を確立しておくこと。

(ア) 望楼は、各所に点在しているが、平常時は特別な地域の望楼のみに依存しているのが実績であるので、見張警戒をする望楼を指定し、（平常時、異常気象時、火災多発期別とする。）望楼勤務時間等を定めておくこと。

(イ) 望楼発見区域図は、発見の可能地域、困難地域、不能地域を望楼ごとに色別図を作成するものとする。

カ 火災が発生した場合、水利、道路あるいは建物等の関係で延焼拡大又は人命危険が予想される区域、危険な建物、重要な建物、危険物、放射性物質等これに対する火災防ぎょ体制を確立するとともに、林野、船舶、車両等についても地方的要素をとり入れた火災防ぎょ計画を策定しなければならないものである。ついては、計画を策定する際には、各種事業を綿密周到に検討し、市町村の消防力に応じた防ぎょ計画を確立することが望まれるので、次の点に留意して検討されなければならないものであること。

- a 防ぎょ上必要な消防力の予定数および出動隊
- b 各隊の到着時分および部署すべき予定水利
- c 人命検索および救助計画（火災に伴う小規模なもの）
- d 各隊の侵入方法、防ぎょ担当面
- e 延焼防止のため消防力を集中する場所
- f 破かい消防を行なう場合の破かい箇所
- g 飛火警戒の方法
- h 避難誘導および予定場所
- i 断減水時、多発時、降雪時、烈風時等の場合の方策
- j 特殊事情に対処する方策

(ア) 危険区域の火災防ぎょ計画は、調査計画により指定されている危険区域について計画図を作成すること。

(イ) 特殊建物は、各種消防事象より判断して延焼拡大のおそれのある建物あるいは人命に対する危険性が潜在する建物等で火災防ぎょ活動に困難性がある

建物の防ぎょ計画図および建物配置図を作成すること。

- (ウ) 危険物の中には、水による消火不可能な化学製品等多数存在するので延焼物件に応じた防ぎょ計画図を作成すること。なお、危険物には、高圧ガス、火薬類、毒物、劇物を含むものとする。
- (エ) 放射性物質は、時代の要求にしたがい、ますます増加の一途をたどりつつあり、消防隊員のみならず一般住民に及ぼす影響が大きいので、貯蔵、使用場所の確認と汚染による損害を軽減するための防ぎょ計画を定めておくこと。なお、計画策定にあたっては、取り扱っている建物の平面図、立面図、配置図を作成し、防ぎょには、水利部署、進入口等を関係者と打ち合わせ、危険物排除に留意した計画とすること。
- (オ) 林野火災防ぎょには、点在する林野の種別を色別とした防ぎょ線設定箇所を図示すること。なお、林野火災には、通常山風、谷風があり、海岸の林野には海風の影響があるので、地方的要求に応じて災害発生のおそれのある林野を指定し、防ぎょ計画を作成するものである。
- (カ) 船舶、車両の火災防ぎょは、船舶にあつては、出入する標準船舶、車両にあつては、標準客、貨車又は特殊自動車を対象とした防ぎょ計画を作成すること。
- (キ) その他には、地下鉄、地下街、地下車庫、変電所等で当該消防機関が特に必要と認めるものの防ぎょ計画を作成すること。なお、水利統制を必要とする場合は計画しておくものとする。

(9) 風水害等警防計画

風水害は大部分が台風あるいは出水に起因するものであり、水害、風害、高潮害等による損害は各般に及ぶものである。更に、集中豪雨による地すべり等、降雪による雪害、又は地震等による被害が予想される。このような災害に対処するための体制には、災害対策基本法の施行に伴い、すでに、国、都道府県、市町村において確立されているところであるが、消防機関の役割については、この計画にのっとり、災害防ぎょに当るものである。計画の策定にあたっては、地域の実情に即応し、かつ臨機応変の活動ができるような計画とし、活動面でそごをきたさないよう配慮する必要がある。

ア 災害発生のおそれのあるとき又は発生した場合に応急対策あるいは、災害を防止し又は軽減するため、所要の消防職団員の確保、参集場所、招集地域又は招集基準等について定めること。

イ 災害警戒態勢は、気象情報および情報収集により入るので、関係機関との連絡を密にして、あらかじめ被害が予想される地域に資器材を適切に配備する計画を定めておくこと。なお、資器材の配備の際に使用する車両の台数および借上先等の公用調達についてもあらかじめ定めておくものとする。

ウ 災害を未然に防止し、直ちに防ぎょ活動が行われるよう、警報発令下の監視警戒を重点的に行ない、特に危険箇所の常時警戒を行うための計画を定めておくこと。

(ア) 監視警戒を行なうための時間、場所、人員、警戒巡視の順路等について定めておくこと。

(イ) 河川堤防又は高潮に対する警戒基準を定めておくこと。

(ウ) 監視警戒中の災害の発生および異常現象を発見した場合の通報の責任体制、

利用手段等を定めておくこと。

エ 事前措置の指示には、災害の発生のおそれのあるとき又は災害の発生したときその災害を拡大させると思われる設備、又は物件の所有者、占有者に対する消防機関が行ない得る範囲とその方法を定めておくこと。

オ 通信統制は、原則として消防の保有する通信手段により実施するが、特に風水害時の通信体制については危険地域の現場からの電話有線放送など利用できる施設を指定しておくこと。なお、風水害時には、有線の使用不能が予想されるので隣接市町村とも協議して、消防無線および携帯無線の有機的な活用を図り、被災地との情報連絡が直ちに入手できるよう計画しておくこと。

カ 風水害等の警防は火災時と異なり、消防職団員を長期に警戒又は防ぎよに当らせるので、消防職団員の応急給食、又は飲料水の確保について十分な配慮を必要とする。それがためには、応急給食の調達方法等を事前に定めておく必要があるので、災害の程度に応じた適切な計画をたてておくこと。

(10) 避難計画

避難に関する計画は、身体、生命を保護し、人的災害の拡大を防ぐため、特に影響を及ぼす重要なものであるので十分検討し、避難の勧告、指示、避難経路、避難先等を具体的に定めておくこと。

ア 避難の指示勧告は、市町村長から消防機関にあらかじめ委任されている範囲について定めるものであること。

イ 地域の実績に即した河川の水位の状況、降雨の度合等から事前避難、緊急避難、収容避難に区分されるが、その勧告、指示の基準をあらかじめ定めておくこと。

ウ 避難の勧告、指示があったとき迅速に誘導措置ができるよう各地区又は部落単位ごとに第1次第2次の避難先、避難経路、誘導責任者、避難に使用する資材を定めておくこと。

エ 避難所を開設し、避難住民を収容したときに、更に避難所が危険の場合は、直ちに第2次避難所に移せるよう各避難所ごとの警戒員を定めておくこと。

(11) 救助救急計画

平常時、非常時に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する救助、救急が的確に行われるよう計画を定めておくものとする。

ア 本計画には、消防機関が救助、救急に対処するものについて策定するものであるが、火災又は風水害等に伴う小規模の救助、救急については、それぞれの計画において定めるも支障ないものであること。

イ 災害が発生したとき、消防職員の非番員又は消防団員を招集し、救助、救急にあたらせるための招集計画を定めておくこと。

ウ 出動計画は、平常時、非常時別に区分すること。

エ 災害発生時に有機的な救助、救急活動ができるよう通信には内容の重要度に応じた優先順位を定めておくこと。

オ 地域住民を救助、救急した場合直ちに医療処置ができるよう医療機関と事前に協力体制を確立しておくこと。

(ア) 救急医療機関との協力体制を確立しておくこと。

(イ) 非常時の際における救急医療機関以外の医療機関との協力体制を確立しておくこと。

(ウ) 非常時には、災害のため医療機関の機能が不足し、あるいは混乱し、治療の途がとぎされることが予想されるので、災害による傷病者に対する応急処置が実施できるよう次の事項を中心とした計画をたてておくこと。

- a 医療班（医師、看護婦）の編成
- b 医薬品の確保
- c 応急救護所の指定
- d その他

(12) 応援協力計画

災害の発生に際して、当該市町村のみでこれに対処することができないので相互に応援協力するため、市町村相互間及び関係機関等との間の協力体制を確立しておくこと。なお、応援協力は、口頭又は慣習によることなく、必ず、文書をもって締結しておくものとする。

ア 協定機関とは、協定している市町村、警察、海上保安部、日赤、自衛消防隊、ガス会社、電力会社等をさすものである。

イ 応援の方法として、応援する場合と応援を受ける場合とがあるが、いずれの場合でも応じられる体制を計画に定めておくこと。

(ア) 双方の連絡先、電話番号、連絡責任者を定めておくこと。

(イ) 具体的な応援部隊の人員及び機器材の数等を定めておくこと。

(ウ) 応援部隊の集結場所および誘導方法について定めておくこと。

ウ 応援協力には、双方の資料および図面等が必要であるので、詳細な資料を交換するよう定めておくこと。

震災対策に係る市町村消防計画の見直しについて

昭和54年12月6日消防消第125号各都道府県
消防主管部長あて消防庁消防課長通達

大規模地震対策特別措置法(昭和53年6月15日法律第73号)の施行により、地震防災対策強化地域においては、地震防災強化計画の策定をはじめ、種々の対策が推進されているところであり、消防機関においても、警戒宣言等が発せられた場合の地震防災応急対策及び地震発生時における活動計画について、鋭意御検討中のことと思料するが、消防機関の消防計画については、左記事項に留意のうえ、地域の実情に応じた見直しを行い、万全を期するよう、よろしく御指導願いたい。

なお、地震防災対策強化地域以外の市町村にあっても、この際、必要な見直しを行うよう、よろしく御指導願いたい。

記

1 組織計画について

警戒宣言が発せられた場合、消防機関は、総力を挙げて警戒態勢をとることになるが、そのための事務機構及び部隊編成を定めておくこと。この場合、次の事項に留意すること。

- (1) 地震予知情報、警戒宣言が発せられた旨の情報等の処理手順について具体的に定めておくこと。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合においては、市町村に警戒本部が設定されるほか、各防災関係機関も警戒態勢をとるので、これらの機関との連携体制については十分配慮すること。
- (3) 警戒宣言が発せられた場合は、通信、交通が混乱することも予想されるので、消防職団員の非常召集の連絡方法、集合場所、輸送手段等については、このような事態をも考慮したものとする。

2 消防力等の整備計画について

- (1) 現行の整備計画を震災対策の観点から再検討し、必要な消防力を早急に整備するものとする。
- (2) 震災時における消防活動に必要な庁舎(非常電源装置等を含む)等の耐震性及び耐火性の強化を図ること。
- (3) 震災時には、消火栓は水圧の不足等の事態が予想されるので消火栓のみに偏らない水利配置を考慮すること。また、避難地、避難路等周辺における消防水利については、特に充実すること。
- (4) 警戒宣言等が発せられた場合は、庁舎、機械器具等の点検等を行うほか、積載器具の増強(例えば、ホースの増載等)等の措置を講ずること。また、緊急水利については、大規模地震対策特別措置法附則第六条による改正後の消防法第三十六条の二を活用して事前に確保を図るものとする。

3 調査計画について

消防地理、消防水利、災害危険区域等については、常に最新の状況を把握しておくとともに、地震時において予想される道路災害、水利障害等の消防活動上の生涯についても把握しておくこと。

4 教育訓練計画について

警戒宣言が発せられた場合及び震災時における迅速、適切な消防活動を確保するため、消防職団員に対し、必要な知識を習得させ、また十分な訓練を実施しておくこと。この場合、特に次の事項に留意すること。

- (1) 消防職団員に対して実施すべき教育の主な内容は次のとおりである。
 - ア 警戒宣言等の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
 - イ 予想される自信及び津波に関する知識
 - ウ 警戒宣言等が発せられた場合並びに震災時における消防機関及び関係機関の活動計画
- (2) 警戒宣言等が発せられた場合及び地震が発生した場合を想定し、それぞれの場合に消防機関としてとるべき対策について、図上及び実地訓練を実施すること。

5 災害予防計画について

- (1) 震災時の被害を最小限度にとどめるためには、自信による火災の発生を防止することが最も肝要であるので、あらゆる手段をもって、出火防止の徹底を図ること。特に石油ストーブ等の耐震化並びに地震発生時における火気に対する注意及び初期消火の徹底を図ること。
- (2) 大規模地震対策特別措置法第七条により地震防災応急計画の作成を義務づけられている防火対象物、危険物施設等に対する計画の作成及びこれに基づく自主防災体制の確立の指導を行うこと。
- (3) 震災時において予想される火災の同時多発、救急、救助要請の多発に対しては、消防機関の活動のみでは十分に対応できない事態も予測されるので、特に初期消火及び負傷者の救出、救護の面における、住民の自主防災組織活動について育成指導を図ること。

6 警報発令伝達計画について

警戒宣言等の伝達については、市町村の計画に定めるところにより、消防機関の任務とされることが予想されるが、その場合には、警報伝達の方法について具体的に定めておくこと。この場合、特に次の事項に留意すること。

- (1) サイレン、警鐘により地震防災信号を発する場合には、その信号の趣旨を事前に十分周知しておく必要があること。
- (2) 居住者等に対する広報を行う際には、特に不正確な情報の流布によるパニックを避けるため、テレビ、ラジオ等を利用するように呼びかけること。

7 情報計画について

警戒宣言が発せられた場合又は震災時において消防機関の活動を効果的に実施するためには、迅速で正確な情報の収集が必要であるので、あらゆる手段(高所見張や巡回の実施、自主防災組織の活用等)により情報の収集につとめること。この場合、特に次の事項に留意すること。

- (1) 情報の収集項目及びその優先順位を明確にしておき、また、収集した情報の処理伝達方法等について具体的に定めておくこと。
- (2) 誤報等による混乱を防止するため、情報の収集にあたっては、情報の発信者(出所)を記録し、また、重要な情報は、必要に応じ、複数のルートにより確認の措置をとるものとする。
- (3) 通信体制の混乱が予想されるので、状況に応じ、無線の通信統制を行うほか、極力二次、三次の代替通信手段を確保するものとする。

8 火災警防計画について

- (1) 調査計画より把握した管内の状況をふまえ、消防署所及び資器材の配置状況、震災時使用可能水利、避難地及び避難路、重要対象物、大量危険物施設等の震災時における火災警防活動上必要な事項を表示した基本図を作成すること。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合には、必要に応じ、事前に人員、資器材を要所に配置し、警戒される等の措置をとること。
- (3) 震災時には、同時多発火災が想定されるので、火災警防活動の基本を人命の安全確保と延焼防止におき、消防力の効率的重点的な運用に配慮すること。
ア 部隊運用については、震災時における各種の事態を想定し、それぞれの場合の運用要領に定めること。
イ 一件の火災に対して出動することが可能な部隊数は限られるので、飛火警戒その他については自主防災組織等の活用など、つとめて住民の協力を得るものとする。

9 津波、崖崩れ等の対策について

地震による津波、崖崩れ、堤防の決壊等により被害が予想される地域については、市町村の計画において、警戒宣言が発せられた地点で、事前の避難を行わせることとなるが、その他の地域にも被害が及ぶ危険が生じた場合に備えて、人命保護を最優先とした警戒及び避難に関する活動要領を定めておくこと。

10 避難計画について

- (1) 警戒宣言等が発せられた場合の避難については、消防機関は、市町村の計画で定めるところにより、関係機関と連携して住民の誘導等を行うこととなるが、この場合の具体的な活動を定めておくこと。
- (2) 避難地、避難路、避難の心得の周知を図るとともに、避難訓練を実施し、自主防災組織等を中心とした避難誘導體制を確立しておくこと。

11 救急・救助計画について

震災時には、救急・救助要請が多発し、消防機関のみでは十分な対応ができない場合も予想されるので、特に次の事項に留意すること。

- (1) 震災時には、地域ぐるみの救助活動が行なわれるよう、自主防災組織等の育成を図るほか、住民、医療機関等の協力を得て、一時的な救護を行う仮救護所を多数設置することとするなど、効率的な救急・救助体制の確立を図ること。
- (2) 多数の者が出入りする地下街、高層建築物等に対しては、自衛の救急・救助体制の整備を図るよう指導すること。
- (3) 医療機関等との連携は、特に重要であるので、関係機関の協力を得て、震災時に予想される各種の事態をふまえた十分な連携体制を確立しておくこと。

12 応援協力計画について

応援協力は、震災時に予想される各種事態をふまえ、必要な見直しを行うこと。

市町村別指定緊急避難場所等の指定状況一覧表

令和7年4月1日現在

市町村名	施設数 (※)	災害対策基本法第49条の4に基づく指定緊急避難場所のうち、 対象とする異常な現象の種類毎の指定数(箇所)							
		洪水	崖崩れ、 土石流及 び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水氾濫	火山現象
横浜市	459	459	437	211	459	30	65	0	0
川崎市	194	174	95	59	194	33	15	173	173
相模原市	167	86	95	0	105	0	116	0	0
横須賀市	79	0	0	0	0	0	79	0	0
平塚市	80	80	21	14	54	0	9	0	0
鎌倉市	87	0	0	0	0	0	0	0	0
藤沢市	130	78	78	21	81	8	24	78	80
小田原市	45	32	16	0	37	0	0	0	0
茅ヶ崎市	50	32	32	32	32	35	43	32	0
逗子市	80	26	28	0	33	54	6	0	0
三浦市	19	0	19	19	17	15	12	0	0
秦野市	26	3	21	0	25	0	24	3	0
厚木市	144	111	136	0	143	0	3	0	0
大和市	51	30	32	0	46	0	19	0	0
伊勢原市	20	0	0	0	0	0	0	0	0
海老名市	60	41	14	0	19	0	19	0	0
座間市	57	31	33	0	22	0	24	0	0
南足柄市	117	12	13	0	13	0	13	11	0
綾瀬市	133	15	25	0	26	0	26	0	0
葉山町	17	17	17	17	13	17	17	0	0
寒川町	36	0	0	0	0	0	0	0	0
大磯町	52	29	26	5	32	20	5	0	0
二宮町	14	7	4	0	8	14	8	0	0
中井町	5	5	5	0	5	0	5	0	5
大井町	6	4	5	0	5	0	5	4	5
松田町	9	0	0	0	0	0	0	0	0
山北町	26	0	0	0	0	0	0	0	0
開成町	8	0	0	0	0	0	0	0	0
箱根町	25	0	0	0	0	0	0	0	0
真鶴町	6	6	6	6	6	6	4	6	0
湯河原町	64	23	22	11	36	39	4	0	23
愛川町	61	49	54	0	61	0	13	0	0
清川村	3	3	2	0	3	0	3	0	0
合計	2,330	1,353	1,236	395	1,475	271	561	307	286

※災害対策基本法第49条の4に基づく指定緊急避難場所以外の、市町村が独自に指定する避難場所の数を含む。

番号	市町村名	避難場所(地)の名称	所在地(区・町・大字・字・丁目)	面積(m ²)	収容可能人員(人)	県有施設	対象とする異常な現象の種類																指定避難所との重複
							洪水		崖崩れ、土石流及び地滑り		高潮		地震		津波		大規模な火事		内水氾濫		火山現象		
							法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	
1	横浜市	生妻小学校	鶴見区生妻四丁目15-1	-	-		1		1		1		1							1			
2	横浜市	豊岡小学校	鶴見区豊岡町27-1	-	-		1		1		1		1							1			
3	横浜市	鶴見小学校	鶴見区鶴見中央三丁目19-1	-	-		1		1		1		1							1			
4	横浜市	潮田小学校	鶴見区向井町3-82-1	-	-		1		1		1		1							1			
5	横浜市	下野谷小学校	鶴見区下野谷町2-49	-	-		1		1		1		1							1			
6	横浜市	市場小学校	鶴見区元宮一丁目13-1	-	-		1		1		1		1							1			
7	横浜市	平安小学校	鶴見区平安町2-9-1	-	-		1		1		1		1							1			
8	横浜市	末吉小学校	鶴見区上末吉一丁目9-1	-	-		1		1		1		1							1			
9	横浜市	上末吉小学校	鶴見区上末吉五丁目24-1	-	-		1		1		1		1							1			
10	横浜市	下末吉小学校	鶴見区下末吉二丁目25-6	-	-		1		1		1		1							1			
11	横浜市	旭小学校	鶴見区北寺尾四丁目25-1	-	-		1		1		1		1							1			
12	横浜市	東台小学校	鶴見区東寺尾東台12-1	-	-		1		1		1		1							1			
13	横浜市	岸谷小学校	鶴見区岸谷一丁目6-1	-	-		1		1		1		1							1			
14	横浜市	矢向小学校	鶴見区矢向三丁目8-1	-	-		1		1		1		1							1			
15	横浜市	入船小学校	鶴見区浜町1-1-1	-	-		1		1		1		1							1			
16	横浜市	寺尾小学校	鶴見区東寺尾五丁目19-1	-	-		1		1		1		1							1			
17	横浜市	汐入小学校	鶴見区汐入町2-36	-	-		1		1		1		1							1			
18	横浜市	馬場小学校	鶴見区馬場七丁目20-1	-	-		1		1		1		1							1			
19	横浜市	駒岡小学校	鶴見区駒岡三丁目14-1	-	-		1		1		1		1							1			
20	横浜市	獅子ヶ谷小学校	鶴見区獅子ヶ谷一丁目19-1	-	-		1		1		1		1							1			
21	横浜市	上寺尾小学校	鶴見区馬場三丁目21-21	-	-		1		1		1		1							1			
22	横浜市	新鶴見小学校	鶴見区江ヶ崎町2-1	-	-		1		1		1		1							1			
23	横浜市	市場中学校	鶴見区市場下町1-1	-	-		1		1		1		1							1			
24	横浜市	矢向中学校	鶴見区矢向一丁目8-24	-	-		1		1		1		1							1			
25	横浜市	鶴見中学校	鶴見中央三丁目14-1	-	-		1		1		1		1							1			
26	横浜市	末吉中学校	鶴見区下末吉六丁目13-1	-	-		1		1		1		1							1			
27	横浜市	寺尾中学校	鶴見区北寺尾三丁目13-1	-	-		1		1		1		1							1			
28	横浜市	生妻中学校	鶴見区岸谷二丁目1-1	-	-		1		1		1		1							1			
29	横浜市	潮田中学校	鶴見区向井町4-83	-	-		1		1		1		1							1			
30	横浜市	寛政中学校	鶴見区寛政町23-1	-	-		1		1		1		1							1			
31	横浜市	上の宮中学校	鶴見区上の宮一丁目26-33	-	-		1		1		1		1							1			
32	横浜市	三ツ沢小学校	神奈川区三ツ沢中町4-17	-	-		1		1		1		1							1			
33	横浜市	青木小学校	神奈川区綱畑17	-	-		1		1		1		1							1			
34	横浜市	二谷小学校	神奈川区平川町11-1	-	-		1		1		1		1							1			
35	横浜市	幸ヶ谷小学校	神奈川区幸ヶ谷1-1	-	-		1		1		1		1							1			
36	横浜市	浦島小学校	神奈川区浦島丘16	-	-		1		1		1		1							1			
37	横浜市	子安小学校	神奈川区新子安一丁目36-1	-	-		1		1		1		1							1			
38	横浜市	白幡小学校	神奈川区白幡上町11-1	-	-		1		1		1		1							1			
39	横浜市	神橋小学校	神奈川区六角橋二丁目34-19	-	-		1		1		1		1							1			
40	横浜市	西寺尾小学校	神奈川区西寺尾二丁目5-1	-	-		1		1		1		1							1			
41	横浜市	西寺尾第二小学校	神奈川区西寺尾二丁目15-1	-	-		1		1		1		1							1			
42	横浜市	大口小学校	神奈川区大口仲町460	-	-		1		1		1		1							1			
43	横浜市	資藤分小学校	神奈川区資藤分町34-1	-	-		1		1		1		1							1			
44	横浜市	神奈川小学校	神奈川区東神奈川二丁目35-1	-	-		1		1		1		1							1			
45	横浜市	神大寺小学校	神奈川区神大寺三丁目34-1	-	-		1		1		1		1							1			
46	横浜市	中丸小学校	神奈川区神大寺三丁目17-1	-	-		1		1		1		1							1			
47	横浜市	羽沢小学校	神奈川区羽沢町935	-	-		1		1		1		1							1			
48	横浜市	菅田の丘小学校	神奈川区菅田町674	-	-		1		1		1		1							1			
49	横浜市	南神大寺小学校	神奈川区神大寺二丁目9-16	-	-		1		1		1		1							1			
50	横浜市	栗田谷小学校	神奈川区栗田谷3-1	-	-		1		1		1		1							1			
51	横浜市	浦島丘中学校	神奈川区白幡東町27-1	-	-		1		1		1		1							1			
52	横浜市	鏡台中学校	神奈川区西寺尾三丁目10-1	-	-		1		1		1		1							1			
53	横浜市	神奈川中学校	神奈川区西大口141	-	-		1		1		1		1							1			
54	横浜市	松本中学校	神奈川区三ツ沢下町30-1	-	-		1		1		1		1							1			
55	横浜市	六角橋中学校	神奈川区六角橋5-33-1	-	-		1		1		1		1							1			
56	横浜市	菅田中学校	神奈川区菅田町2017	-	-		1		1		1		1							1			
57	横浜市	泉小学校	西区東ヶ谷59	-	-		1		1		1		1							1			
58	横浜市	稲荷台小学校	西区藤棚町2-220	-	-		1		1		1		1							1			
59	横浜市	西沼小学校	西区中央二丁目27-7	-	-		1		1		1		1							1			
60	横浜市	西沼小学校	西区平沼二丁目11-36	-	-		1		1		1		1							1			
61	横浜市	宮谷小学校	西区宮ヶ谷6-7	-	-		1		1		1		1							1			
62	横浜市	戸部小学校	西区伊勢町2-115	-	-		1		1		1		1							1			
63	横浜市	一本松小学校	西戸部町1-115	-	-		1		1		1		1							1			
64	横浜市	浅間台小学校	西区浅間町3-237	-	-		1		1		1		1							1			
65	横浜市	岡野中学校	西区岡野二丁目14-1	-	-		1		1		1		1							1			
66	横浜市	西中学校	西区西戸部町3-286	-	-		1		1		1		1							1			
67	横浜市	老松中学校	西区老松町27	-	-		1		1		1		1							1			
68	横浜市	経井沢中学校	西区北経井沢24	-	-		1		1		1		1							1			
69	横浜市	本町小学校	中区花咲町3-86	-	-		1		1		1		1							1			
70	横浜市	山元小学校	中区山元町3-152	-	-		1		1		1		1							1			
71	横浜市	元街小学校	中区山手町36	-	-		1		1		1		1							1			
72	横浜市	北方小学校	中区諏訪町29	-	-		1		1		1		1							1			
73	横浜市	大島小学校	中区本牧町1-251	-	-		1		1		1		1							1			
74	横浜市	間門小学校	中区本牧間門29-1	-	-		1		1		1		1							1			
75	横浜市	立野小学校	中区立野76	-	-		1		1		1		1							1			
76	横浜市	本校南小学校	中区本校元町44-1	-	-		1		1		1		1							1			
77	横浜市	本校小学校	中区本校和田5-1	-	-		1		1		1		1							1			
78	横浜市	横浜吉田中学校	中区羽衣町3-64	-	-		1		1		1		1							1			

番号	市町村名	避難場所(地)の名称	所在地(区・町・大字・字・丁目)	面積(m ²)	収容可能人員(人)	県有施設	対象とする異常な現象の種類																指定避難所との重複
							洪水		崖崩れ、土石流及び地滑り		高潮		地震		津波		大規模な火事		内水氾濫		火山現象		
							法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	
1246	茅ヶ崎市	小出小学校	芹沢944	洪:2,822㎡ 土:2,822㎡ 高:2,822㎡ 地:8,700㎡ 津:2,182㎡ 火:10,002㎡ 内:2,822㎡	洪:1,410人 土:1,410人 高:1,410人 地:4,350人 津:2,180人 火:5,000人 内:1,410人		1		1			1			1							1	
1247	茅ヶ崎市	松浪小学校	松浪1-1-61	洪:4,034㎡ 土:4,034㎡ 高:4,034㎡ 地:5,830㎡ 津:1,800㎡ 内:4,034㎡	洪:2,010人 土:2,010人 高:2,010人 地:2,910人 津:1,800人 内:2,010人		1		1			1			1							1	
1248	茅ヶ崎市	梅田小学校	茅ヶ崎1-6-1	洪:3,114㎡ 土:4,207㎡ 高:4,207㎡ 地:6,618㎡ 津:3,114㎡ 火:9,102㎡ 内:3,114㎡	洪:1,550人 土:2,100人 高:2,100人 地:3,300人 津:3,110人 火:4,550人 内:1,550人		1		1			1			1							1	
1249	茅ヶ崎市	香川小学校	香川1-33-1	洪:4,396㎡ 土:4,396㎡ 高:4,396㎡ 地:6,080㎡ 津:3,303㎡ 内:4,396㎡	洪:2,190人 土:2,190人 高:2,190人 地:3,040人 津:3,300人 内:2,190人		1		1			1			1							1	
1250	茅ヶ崎市	浜須賀小学校	白浜町3-1	洪:3,887㎡ 土:3,887㎡ 高:3,887㎡ 地:5,820㎡ 津:2,155㎡ 火:4,724㎡ 内:3,887㎡	洪:1,940人 土:1,940人 高:1,940人 地:2,920人 津:1,500人 火:2,360人 内:1,940人		1		1			1			1							1	
1251	茅ヶ崎市	鶴が台小学校	鶴が台12-1	洪:3,224㎡ 土:3,224㎡ 高:3,224㎡ 地:7,197㎡ 津:2,631㎡ 火:12,311㎡ 内:3,224㎡	洪:1,610人 土:1,610人 高:1,610人 地:3,590人 津:2,630人 火:6,150人 内:1,610人		1		1			1			1							1	
1252	茅ヶ崎市	柳島小学校	柳島1594	洪:2,344㎡ 土:3,706㎡ 高:2,344㎡ 地:9,742㎡ 津:2,344㎡ 内:2,344㎡	洪:1,170人 土:1,850人 高:1,170人 地:4,870人 津:2,340人 内:1,170人		1		1			1			1							1	
1253	茅ヶ崎市	小和田小学校	小和田3-10-1	洪:3,506㎡ 土:3,506㎡ 高:3,506㎡ 地:5,324㎡ 津:2,559㎡ 内:3,506㎡	洪:1,750人 土:1,750人 高:1,750人 地:2,660人 津:2,550人 内:1,750人		1		1			1			1							1	
1254	茅ヶ崎市	円蔵小学校	円蔵1-13-1	洪:3,128㎡ 土:3,128㎡ 高:3,128㎡ 地:9,402㎡ 津:2,669㎡ 火:7,491㎡ 内:3,128㎡	洪:1,560人 土:1,560人 高:1,560人 地:4,700人 津:2,660人 火:3,740人 内:1,560人		1		1			1			1							1	
1255	茅ヶ崎市	今宿小学校	今宿192	洪:2,825㎡ 土:3,499㎡ 高:3,499㎡ 地:7,006㎡ 津:2,825㎡ 内:2,825㎡	洪:1,410人 土:1,740人 高:1,740人 地:3,500人 津:2,820人 内:1,410人		1		1			1			1							1	
1256	茅ヶ崎市	室田小学校	室田1-1-1	洪:3,368㎡ 土:3,368㎡ 高:3,368㎡ 地:7,816㎡ 津:2,988㎡ 内:3,368㎡	洪:1,680人 土:1,680人 高:1,680人 地:3,900人 津:2,980人 内:1,680人		1		1			1			1							1	
1257	茅ヶ崎市	東海岸小学校	東海岸南4-10-1	洪:3,593㎡ 土:3,593㎡ 高:1,915㎡ 地:5,949㎡ 津:1,915㎡ 内:3,593㎡	洪:1,790人 土:1,790人 高:950人 地:2,970人 津:1,910人 内:1,790人		1		1			1			1							1	
1258	茅ヶ崎市	浜之郷小学校	浜之郷90	洪:2,175㎡ 土:3,177㎡ 高:3,177㎡ 地:7,008㎡ 津:2,175㎡ 火:9,163㎡ 内:2,175㎡	洪:1,080人 土:1,580人 高:1,580人 地:2,850人 津:2,170人 火:4,580人 内:1,080人		1		1			1			1							1	

番号	市町村名	避難場所(地)の名称	所在地(区・町・大字・字・丁目)	面積(m ²)	収容可能 人員(人)	県有 施設	対象とする異常な現象の種類																指定 避難所 との 重複	
							洪水		崖崩れ、土石流及び 地滑り		高潮		地震		津波		大規模な火事		内水氾濫		火山現象			
							法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他	法定	その他		
1259	茅ヶ崎市	緑が浜小学校	緑が浜1-1	洪:3,177m ² 土:3,177m ² 高:1,533m ² 地:2,793m ² 津:2,604m ² 内:3,177m ²	洪:1,580人 土:1,580人 高:760人 地:1,390人 津:2,600人 内:1,580人		1		1			1					1						1	
1260	茅ヶ崎市	汐見台小学校	汐見台3-11	洪:3,402m ² 土:3,402m ² 高:1,926m ² 地:6,019m ² 津:2,574m ² 火:8,818m ² 内:3,402m ²	洪:1,700人 土:1,700人 高:1,960人 地:3,000人 津:2,570人 火:4,400人 内:1,700人		1		1			1		1			1						1	
1261	茅ヶ崎市	第一中学校	東海岸南4-10-1	洪:5,247m ² 土:5,247m ² 高:2,703m ² 地:12,993m ² 津:2,703m ² 内:5,247m ²	洪:2,620人 土:2,620人 高:1,950人 地:6,490人 津:2,700人 内:2,620人		1		1			1		1				1						1
1262	茅ヶ崎市	鶴嶺中学校	浜之郷500	洪:2,703m ² 土:3,381m ² 高:3,381m ² 地:8,190m ² 津:2,553m ² 内:2,703m ²	洪:1,350人 土:1,690人 高:1,690人 地:4,090人 津:2,550人 内:1,350人		1		1			1		1				1						1
1263	茅ヶ崎市	松林中学校	窪田3-1-1	洪:3,880m ² 土:3,880m ² 高:3,880m ² 地:15,216m ² 津:1,954m ² 内:3,880m ²	洪:1,910人 土:1,910人 高:1,910人 地:7,600人 津:1,950人 内:1,910人		1		1			1		1				1						1
1264	茅ヶ崎市	西浜中学校	南湖6-15-3	洪:2,981m ² 土:2,981m ² 高:2,981m ² 地:14,253m ² 津:2,068m ² 火:9,275m ² 内:2,981m ²	洪:1,490人 土:1,490人 高:1,490人 地:7,120人 津:2,060人 火:4,630人 内:1,490人		1		1			1		1				1						1
1265	茅ヶ崎市	松浪中学校	松浪2-6-47	洪:2,833m ² 土:2,833m ² 高:2,833m ² 地:10,226m ² 津:1,299m ² 内:2,833m ²	洪:1,410人 土:1,410人 高:1,410人 地:5,110人 津:1,290人 内:1,410人		1		1			1		1				1						1
1266	茅ヶ崎市	梅田中学校	十間坂3-6-25	洪:1,305m ² 土:2,926m ² 高:2,926m ² 地:11,599m ² 津:1,305m ² 火:6,003m ² 内:1,305m ²	洪:650人 土:1,460人 高:1,460人 地:5,790人 津:1,300人 火:3,000人 内:650人		1		1			1		1				1						1
1267	茅ヶ崎市	鶴が台中学校	鶴が台2-7	洪:3,613m ² 土:3,613m ² 高:3,613m ² 地:8,653m ² 津:2,834m ² 火:13,297m ² 内:3,613m ²	洪:1,800人 土:1,800人 高:1,800人 地:4,320人 津:2,830人 火:6,640人 内:1,800人		1		1			1		1				1						1
1268	茅ヶ崎市	浜須賀中学校	松が丘2-8-54	洪:3,676m ² 土:3,676m ² 高:3,676m ² 地:8,378m ² 津:2,546m ² 内:3,676m ²	洪:1,830人 土:1,830人 高:1,830人 地:4,180人 津:2,540人 内:1,830人		1		1			1		1				1						1
1269	茅ヶ崎市	北隔中学校	下寺尾1660	洪:3,184m ² 土:3,184m ² 高:3,184m ² 地:9,941m ² 津:2,083m ² 火:15,122m ² 内:3,184m ²	洪:1,590人 土:1,590人 高:1,590人 地:4,970人 津:2,080人 火:7,560人 内:1,590人		1		1			1		1				1						1
1270	茅ヶ崎市	中島中学校	中島1469-2	洪:2,101m ² 土:2,922m ² 高:2,101m ² 地:10,173m ² 津:2,101m ² 火:14,137m ² 内:2,101m ²	洪:1,050人 土:1,460人 高:1,050人 地:5,080人 津:2,100人 火:7,060人 内:1,050人		1		1			1		1				1						1
1271	茅ヶ崎市	円蔵中学校	円蔵1-15-1	洪:3,531m ² 土:3,531m ² 高:3,531m ² 地:11,836m ² 津:1,998m ² 火:12,771m ² 内:3,531m ²	洪:1,760人 土:1,760人 高:1,760人 地:5,910人 津:1,990人 火:6,380人 内:1,760人		1		1			1		1				1						1

市町村避難計画の主な策定項目

市町村の避難計画策定に当たっては、主に次のような項目について定めます。

- 1 避難指示を行う基準
- 2 避難指示の伝達方法
- 3 避難地の名称、所在地、対象地域及び対象人口
- 4 避難地への経路及び誘導方法
- 5 避難地等の整備に関する事項
 - (1) 避難施設の整備、耐震化計画
 - (2) 貯水槽、給食施設・設備の整備
 - (3) 避難地用資機材、飲料水、食糧等の備蓄施設・設備の整備
 - (4) 情報の受伝達施設・設備の整備
- 6 避難地等の運営管理に関する事項
- 7 避難に当たっての留意事項、知識の普及啓発に関する事項

神奈川県大震火災避難対策計画の概要 — 広域避難地選定作業等を中心に —

(神奈川県大震火災避難対策計画：昭和46年8月)

1 基礎作業

(1) 単位区（メッシュ）の設定

建築物所在状況の把握及び被害想定等の検討を行う基礎的単位として、一定の区域に区分けした単位区の設定を行う。

県の初期被害想定では、1 km²に区分けを行ったが、これらを参考に市町村では、各地区の実情を考慮し、任意に区分けする。この任意に区分けする場合は、おおむね500 m²ごとに、または町内会、自治会の区分ごと等に区分けする。

(2) 建ぺい率調査

メッシュが設定されたのち、次に各メッシュ内における建ぺい率調査を行う。

これは、メッシュの総面積に対するメッシュ内の木造建築物の床面積の割合である。この建ぺい率の調査は、後述する要避難地域、任意避難地域等を設定する基礎調査となる。この調査は、各メッシュ毎に行うものとする。

(3) 建物混成比調査

各メッシュ内の建物の構造を(a)、(b)、(c)に区分し、その建物面積の全体に対する各混成比を算出する。

(a) 純木造：外壁の1/2以上が木板などの可燃仕上げの場合

(b) 防火造：外壁の1/2以上がモルタル塗などの木造鉄骨造

(c) 耐火造：鉄筋コンクリート造、ブロック造などのもの

この純木造、防火造、耐火造の建物の面積をそれぞれ a : b : c で示す。この場合 $a + b + c = 1$ とするよう各面積の比率で表す。

(4) 人口調査

人口は流動的であり、地震時のような不特定時点における正確な人口を把握することは、極めて困難なことであるが避難地収容人口等の算定にあたり、人口を調査する必要がある。

これは、夜間人口によるものとするが、昼間人口が多い地域については、その状況についても可能なかぎり把握する。この調査についても各メッシュ毎に行うこととする。

以上(1)～(4)の各作業については、県において調査済であるがその時点は、昭和45年3月末日現在のものであるため、その後の状況等を勘案し必要に応じて補足調査等を加えるものとする。

2 要避難地域と任意避難地域の設定

1-(2)によって求められた各メッシュにおける建ぺい率が2%未満の地域を原則として任意避難地域とし、同2%以上の地域については、全て要避難地域として設定する。

これは建ぺい率が2%未満程度の疎散な地域では、地震の発生によってその地域内から火災が起こったとしても、その隣接家屋に次々と延焼して地域全体が火の海となってしまうとは考えられず、住民の任意の判断によって安全な場所に避難することが可能であると推定されるからである。

なお建ぺい率が2%以上の地域は、火災が延焼拡大するおそれが大であり、計画的に避難対策を講じない限りは、住民避難が著しく困難になるものと考えられる区域である。従ってこの要避難地域を対象に計画的な避難対策を講ずることになる。

3 広域避難地の予備選定

火災の延焼から人命を安全に保つことが可能な広がりをもつ広域避難地を選定するものである。要避難地域内にある空地を次の基準により広域避難地として予備選定する。

- (1) 航空写真、地勢図等によって相当程度の広さを有する公園緑地等空地をさがす。これには農耕地、原野等、民有地が含まれてもやむを得ないものとする。この空地は1万平方メートル程度以上あれば、候補地として検討の対象とする。
- (2) 空地内の建物が耐火造の場合は無視する。
- (3) 空地内の建物が木造であっても、それが散在し、かつ建ぺい率が2%未満であれば無視する。
- (4) 純木造密集市街地から300m以上離れた空地であること。
ただし疎開地では200m以上離れ耐火造の前面は50m以上離れた空地とする。



以上によって広域避難地の予備選定を行うが現実に選定が困難な地区については、比較的大きな空地等を抽出し、検討の対象とする。

4 安全面積の算定

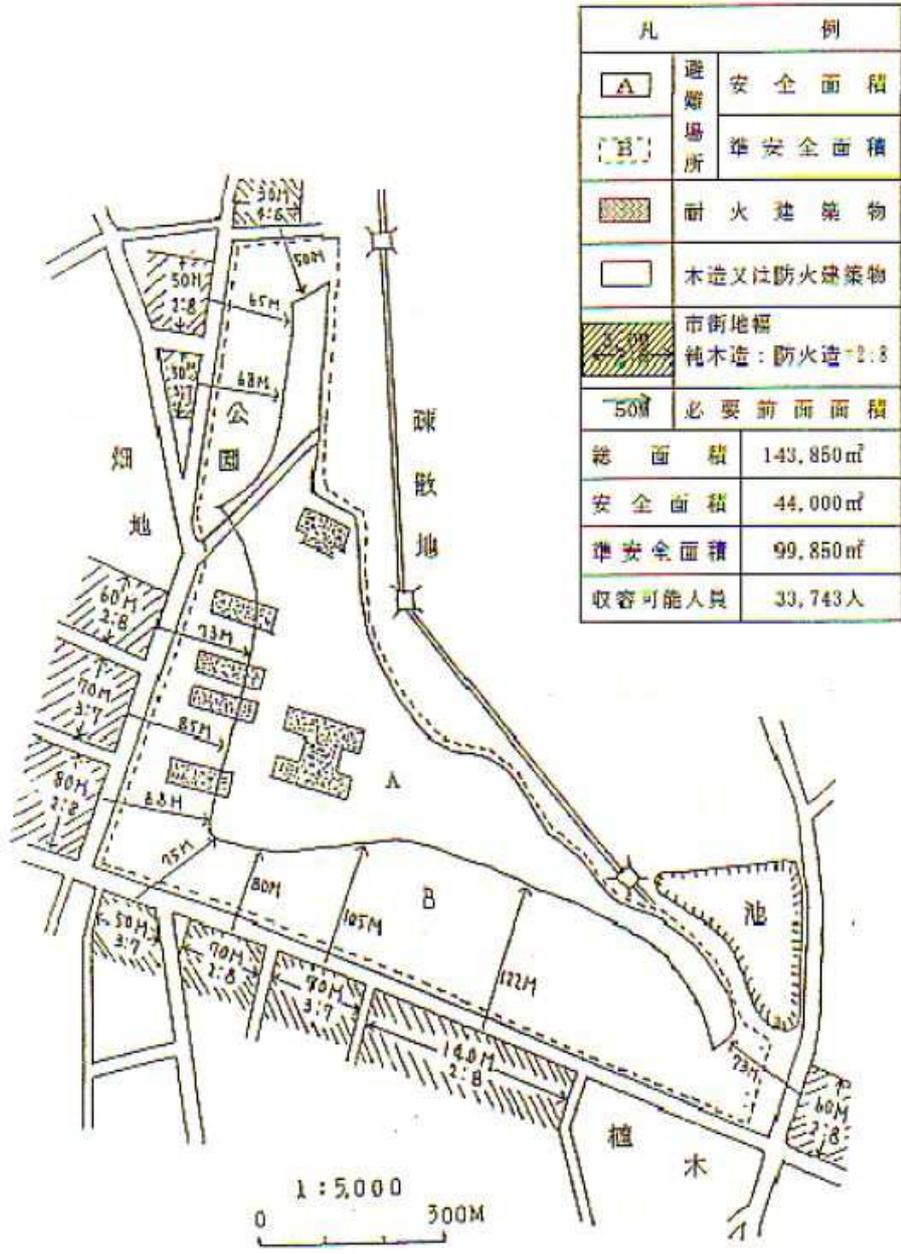
広域避難地内における安全面積の範囲を設定することである。前記3によって選定した空地内に避難するのに有効な面積を算定するものである。

- (1) 当該空地及びその周辺市街地状況を適宜縮尺によって作図する。
- (2) 当該空地の周囲の建物混成比を前記1の(3)によって求める。
- (3) これによって求められた建物混成比の値に応じて、必要前面距離を求める。

(注) 必要前面距離とは、避難地と隣接する市街地との間に保有すべき距離で市街地の延焼から人命を守るために必要な隔離すべき距離である。

この必要前面距離の算出方法は、6にて記述する。

○ 広域避難地選定モデル図



5 準安全面積の算定

当該空地の総面積から安全面積を除いた部分を準安全面積という。

前記の方法によって予備選定を行った全ての空地を点検し、それぞれの空地の安全面積と準安全面積を算出して安全面積が求められない空地は、避難地として不適格とみなす。

しかし現実には、そのような空地しか避難地として選定できない地区については、暫定的に必要前面距離の重なりが一方向ですむ場合も避難地としての有効面積を算出することになる。これは実際の大震火災時を想定した場合、同時に2方向から延焼することはないものと思われるからであり、火災の方向によって避難地内を避難住民が移動することで安全を図ることを前提とした例外措置である。従って重なりが2方向以上ある場合は避難地として不適格になる。

6 避難地有効面積の算出

(1) 必要前面距離の算出方法

4-(3)で記述したとおり必要前面距離は、市街地から避難地までの間に保有すべき距離で正面無限の純木造密集市街地の場合、人間の許容輻射熱 $2,050\text{kcal/m}^2\text{H}$ から考えると300mである。

このことから実際の任意の正面有限市街地に適用するため、次の値を代表させる。

即ち建ぺい率40%前面市街地建物混成比(純木造:防火造)を、①0:10、②2:8、③4:6、④6:4、⑤8:2、⑥10:0とし、風速 12m/sec とすれば市街地中央での必要前面距離 N を算出すると図-1のとおりである。

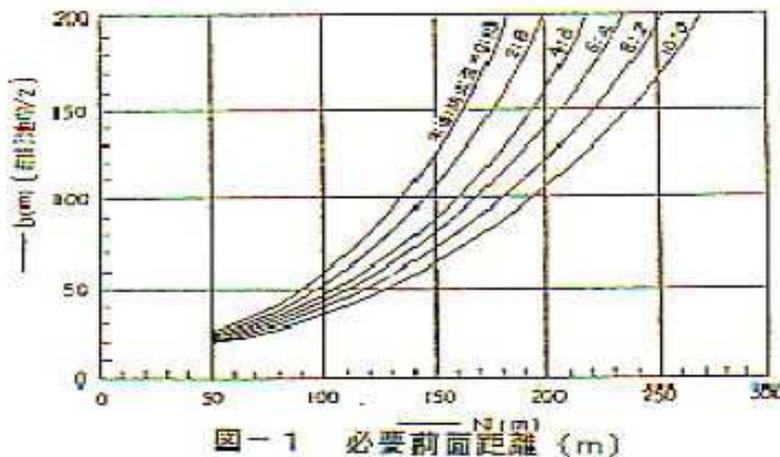


図-1 必要前面距離 (m)

(2) 安全面積および準安全面積の算出方法

空地の面積を A とし、周囲の市街地の状況が図-2のようになっていたとすると、図-1により木造:防火造の混成比4:6のときの必要前面距離 $N=108\text{m}$ となる。

また、前面がすべて耐火造の場合 $N=50\text{m}$ とする。

このような方法で空地の全周にわたって必要前面距離を求め、これを図-2のように図示すれば包路線内部の安全面積 A_1 が求められる。

また、この安全面積 A_1 を空地から除いた部分($A - A_1$)を準安全面積として算出する。

このようにして求めた避難地の安全面積と準安全面積から建築物、池など避難の障害となる部分の面積を差し引いたものを避難有効面積として算出する。

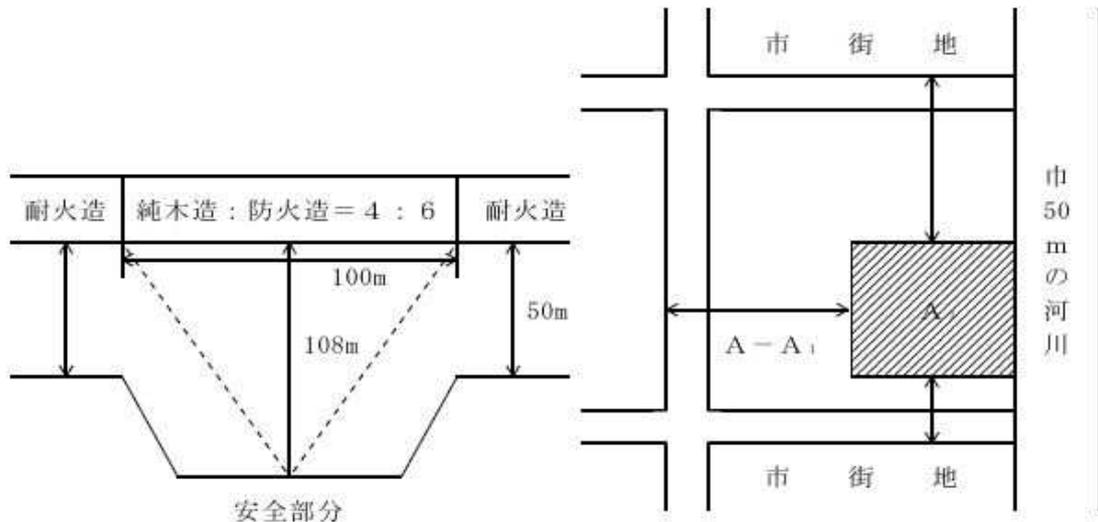


図-2

7 広域避難地収容人口の算定

避難有効面積を避難住民1人当りの必要面積で割って、収容人口を算定する。

すでに避難地の安全面積、準安全面積の算出方法は、前述したので、避難住民1人当りの必要面積の基準は次のとおりとする。

- (1) 避難地における安全面積の収容人数は、1人当たり2㎡として算出する。
- (2) 避難地の収容人口Pは、次式によって求める。

$$P = \beta \left[\frac{A_1}{2} + \alpha \left(\frac{A - A_1}{2} \right) \right] \text{ 人}$$

この基準を原則として、各避難地の収容人口を算出するが、期待する避難住民の収容数に満たず、加えて他の避難地を選定することが不可能なときは、1人当りの必要面積1㎡を最小単位として減ずることができるものとし、この場合の算出は次式による。

$$P = \beta [A_1 + \alpha (A - A_1)] \text{ 人}$$

β は避難地内の状況によって決まる面積有効係数で、次のように定める。

- a 幅員大なる道路河川あるいは相当大きな建物がある場合 : $\beta = 0.7$
- b 河川、道路建物（家屋の点在は除く）があっても極めて少ない場合 : $\beta = 0.8$
- c 河川敷、埋立地などで建物、道路などが認められない場合 : $\beta = 0.9$

避難地周辺の状況		有効係数 α
1	出火密度の高い地区	0
2	周辺では、密集市街地だが出火密度が比較的少ない	0.25
3	河川敷で河川方向への移動は、比較的容易だが、周辺の密集度が比較的高い	0.25
4	3で周辺の密度がやや低い	0.35
5	2で周辺の大部分が耐火建築群である場合	0.50
6	埋立地などの一方が海で、他方市街地は、延焼拡大火災が少ない場合	0.50

8 避難道路の選定作業

一定の基準（幅員が8 m以上）に従って広域避難地に通じる道路を選定し、災害時には、重点的に避難道路の安全確保に努めることとする。

- (1) 避難路は、通常における車輛通行状況および災害時における緊急自動車の通行等を勘案しながら、避難民用有効幅員を決定する。
- (2) これにより選定した道路から、各避難地区と広域避難地を結ぶ最短、最大幅員の有効な避難道路を決定する。

9 避難地区分け作業

前記によって選定された各避難地ごとに、それぞれの収容人数に見合う地区住民を割り当て、事前の周知徹底により地区住民の迅速な避難行動が期待できるものである。各避難地区分けの基準は、おおむね次によって決定する。

- (1) 広域避難地と該当地区とを結ぶ避難道路があること。
- (2) 避難地は、割り当てられた地区の人口を収容可能なこと。この場合昼間人口も考慮し、収容力に余裕をもたせる。
- (3) 地区分けは、各地区の歩行負担、危険負担がなるべく均等になるよう分けること。
- (4) 地区分けは、境界線を原則とするが、主要道路、鉄道、河川なども境界とする。
- (5) 避難道路が交差しないこと。
- (6) 避難道路傍には、火災爆発等の危険が大きい工場などがないこと。
- (7) 避難経路は住民感情を考慮すること。

応急仮設住宅建設能力一覧表

応急仮設住宅建設能力

○ 一般社団法人 プレハブ建築協会

令和7年4月現在

	1ヶ月以内	3ヶ月以内累積	6ヶ月以内累積
関東ブロック	3,000戸	18,000戸	45,000戸

* 関東地区は神奈川・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・山梨・長野・新潟で構成されています。

○ 一般社団法人 全国木造建設事業協会

令和7年4月現在

供給戸数	1ヶ月500戸	3ヶ月1,500戸	6ヶ月3,000戸
労働者供給数	500人程度／1ヶ月		

○ 一般社団法人 日本木造住宅産業協会神奈川支部

令和7年4月現在

	1ヶ月以内	3ヶ月以内累積	6ヶ月以内累積
供給戸数	1,000戸	3,000戸	6,000戸

○ 一般社団法人 日本ムービングハウス協会

令和7年4月現在

	1ヶ月以内	3ヶ月以内累積	6ヶ月以内累積
関東地域	500戸	1,500戸	3,000戸

* 関東地域は神奈川・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京で構成されています。

避難所マニュアル策定指針の概要

(避難所マニュアル策定指針：令和7年8月修正)

1 避難所をめぐる総括的課題

(1) 避難所運営の基本方針

- 避難所における諸々の対策を考える場合、発災直後の避難者の状況と避難生活が長期化した場合の状況には大きな変化もあり、時間の経過に応じた検討が必要である。
- 避難所の運営にあたっては、避難者の生活再建という最終目標を視野に避難者の対応力の強化につなげていくことが重要である。
- 避難者が主体となった避難所運営組織においても、一部の避難者に負担が偏らないように配慮するとともに、要配慮者や女性等、多様な立場の意見を避難所運営に反映させる必要がある。
- また、避難所のスペースや支援物資等が限られた状況においては、避難者全員、または要配慮者全員に対する機会の平等性や公平性だけを重視するのではなく、様々な事情を考慮し、臨機応変に対応することが望ましい。
- さらに、避難所は避難所外避難者等も対象とし、情報、物資、サービスの提供等の支援拠点とすることが適切である。
- 感染症の対応については、市町村は「感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン」を踏まえ、感染症対策を徹底し、避難所の収容人数を考慮し、可能な限り多くの避難所の開設を図りつつ、ホテルや旅館、トレーラーハウス等の活用等も検討することが望ましい。
- ハザードマップ等により自宅等の災害リスクを把握し、自宅等の災害リスクが無い場合や自宅の被害が軽微な場合、在宅避難の方が安全である場合は、自宅に留まることも検討すること、また親戚や友人の家、ホテルや旅館といった避難所以外の安全な場所への避難を検討することについて周知する。
- 市町村は地域の実情に応じて、車中泊を検討する。車中泊を実施する場合は、車中泊が可能な場所のリストアップ、エコノミークラス症候群の予防の周知、避難者カード等の活用やNPO・ボランティア等と連携して行う避難者の巡回等による車中泊の避難者の把握等、事前に対応策を検討することが望ましい。
- 事前に指定した避難スペース以外の使用について避難所となる施設の管理者と協議しておくこと等も必要である。
- 令和3年の法令改正により、市町村域を越えた広域避難の協議や、避難所運営等の災害救助法の適用が、災害の発生のおそれの段階から可能となった。これに伴い、県は、台風接近時等、災害発生の前から災害対策本部を設置し、市町村の避難対策等を支援する体制を確保することとしている。市町村においても、災害発生前の早い段階から避難所を設置することや、市町村域外からの避難者受入も想定し、避難所運営体制の整備に取り組むことが望まれる。
- こうした認識のもと、避難者一人ひとりの人権に配慮するとともに、避難者がそれぞれ自助・共助の精神で、それぞれ避難所運営に主体的に関わることを求められる。

(2) 避難所運営の時期的課題

ア 初動期（1～3日）

避難所の開設 避難者の入所 運営組織の設置 避難者(要配慮者等)の把握、健康状態の確認、救護 避難所外避難者の把握

- イ 復旧過程期（４～14日）
避難所運営組織の円滑な運営 避難者の健康管理、メンタルケア 等
- ウ 復旧期（15日～）
避難者の生活自立への支援 避難者の健康管理、メンタルケア 避難所の解消等
- エ 長期化への対応
安全安心の確保 生活衛生環境の改善 避難者の健康管理、メンタルケア 等

(3) 避難所の指定と周知

市町村は、災害発生時に、円滑な避難の確保を図るため、災害対策基本法に基づく避難所の指定を進め、住人に周知を徹底する必要がある。併せて、あらかじめハザードマップ等により自宅等の災害リスクを把握し、避難所への避難の必要性について事前に検討するよう、周知を徹底する。

(4) 災害に備えた組織づくり

大規模地震発災時には避難所が、一定期間、被災者の臨時の生活拠点として機能するよう、事前に「(仮称)避難所運営委員会」を設置しておくことが必要である。なお、(仮称)避難所運営委員会や避難所運営に関する会議には、多様な避難者の意見を反映するため、要配慮者や女性等の参画が必要である。

ア 避難所運営委員会(仮称)の構成

- (ア) 自治会・町内会・自主防災組織の代表者または役員
- (イ) 避難所となる施設の管理者
- (ウ) 市町村職員
- (エ) その他(NPO、ボランティア団体、民生委員、保健医療関係者、地元企業等)

イ 運営責任者の配置と役割

あらかじめ指定避難所の運営責任者を定めて、開設時に配置する。運営責任者は(仮称)避難所運営委員会の各活動班を統括し、市町村職員等と連携して、様々な役割を担う。

ウ (仮称)避難所運営委員会の役割

- (ア) 平時の役割
 - a 避難所に集まることが想定される者を事前に把握する。
 - b 災害時に備えた避難所運営マニュアルを作成する。
 - c 要配慮者や女性等を把握し、救援対策等を検討・決定する。
 - d 避難所マニュアルに沿った訓練を計画的に実施する。
 - e 防災に関する意識啓発、啓蒙活動を実施する。

(イ) 災害時の役割

避難所マニュアルに定めた組織を速やかに立ち上げる。

(5) 避難所の開設と機能

災害が発生した場合には、避難所となる施設の被災の状況や二次災害の可能性等、安全面を確認の上、避難所を開設する。

避難所については、緊急物資の集積、避難所外避難者等も対象にした情報の収集・提供や物資の供給等、地域における避難者支援の拠点としての役割もあるため、避難所内の避難者だけの施設とならないよう周知徹底する。

避難所の開設にあたって必要な事項、運営主体、開設期間等のルールについて、あらかじめ検討しておく必要がある。

(6) 避難所への入所

市町村は、避難所への入所の際の対象者の範囲や誘導について、あらかじめ検討しておく。なお、要配慮者を優先的に入所することや、住宅の被害が軽微な場合等に自宅に留まるよう誘導することも検討する。また、可能な場合には親戚・友人の家、ホテルや旅館といった避難所以外の安全な場所への避難を検討するよう周知す

- る。
- (7) (仮称) 避難所運営委員会の設置
- 基本的には、自治会・町内会・自主防災組織、避難所となる施設の管理者、市町村職員によって構成する(避難所の運営組織によりボランティア責任者の参加もあり得る。)
- なお、避難所運営委員会(役割)の役割としては、次の事項があげられる。
- ア 市町村の災害対策本部からの情報伝達
 - イ 避難者名簿の作成
 - ウ 避難所運営に係る事項の協議、決定、全体調整
 - エ 避難所生活でのルール of 徹底(清掃、ゴミの処理、トイレ衛生管理、外部からの問い合わせ対応等)
- (8) 避難者の把握
- 避難者の把握は、安否の確認、物資・情報・医療の提供、健康面での指導等、様々な支援活動を行うための基本となる重要な作業である。避難者の情報は、避難者カード等を活用し、避難者の個人情報避難者名簿に取りまとめる必要がある。また、避難者に避難してきた避難者はもとより、在宅避難や車中泊等、避難所以外で避難生活を送る避難者の把握も行う必要がある。
- (9) 避難者の救護
- 初動期には、避難所に多くの負傷者が運び込まれ、医療救護を求めることが想定される。避難所における応急救護活動が重要になることから、搬送先、避難所周辺に居住する医師等の協力、避難所内救護施設、応急備蓄品について検討しておく。
- (10) 避難所の円滑な運営
- 避難所が円滑に機能するためには、(仮称)避難所運営委員会が円滑に機能する必要がある。そのためには、避難所生活におけるルールの徹底、避難者自身の役割分担の明確化、リーダーの養成、多様な意見の反映、平時からの住民への周知徹底、ボランティアとの連携、避難所運営スタッフへの配慮等が重要である。
- (11) 避難者の健康管理等
- 避難所生活が長期化すると、避難者の心と体の健康管理への配慮が必要となる。(仮称)避難所運営委員会における救護班は、必要に応じ、避難者の健康管理や栄養指導、メンタルケア、感染対策の徹底、交流の場の確保等が行えるよう検討しておく必要がある。
- (12) 応援体制の整備
- 市町村は、災害対策本部の下に「避難所支援班」を設置し、避難所からの情報を集約するとともに、県と連携し、他の自治体からの応援、ボランティア、医療等専門的な人材等の受入れに向けた調整を行う体制を整えることが望ましい。
- (13) 避難所外避難者への対応
- 過去の地震では様々な理由から、在宅や車中泊等、様々な形の避難所外への避難が行われたことから、市町村は、平時から、安全・安心な避難所生活に向けて取り組むことが望まれる。
- (14) 避難所の解消
- 避難所の解消については、避難所となる施設が本来の業務(学校の授業等)を再開した場合の対応や、避難所の縮小や統合等についてあらかじめ事前協議の中で取り決めをしておく。
- (15) 避難者の生活自立への支援
- 避難所は発災直後から当分の間、応急的に居住し生活をする場であり、開設期間に限りがあるため、市町村は自宅の復旧や仮設住宅への移住を含めた避難者の生活再建を図る必要がある。(仮称)避難所運営委員会は、行政等の相談窓口の紹介や各種生活再建関連情報の提供等を通じ、生活自立への支援を実施する必要がある。
- なお、地域の情報拠点として、生活支援等の相談窓口の開設のほか、ハローワー

ク職員による就労相談も検討する。

2 避難所生活上の重要事項

(1) 情報の提供

避難所生活で必要な情報として、初動期には安否情報、医療救護情報、水・食料等生活物資情報、復旧期には教育や仮設住宅情報、生活再建に向けての情報等が必要となる。

なお、高齢者、障害者、外国人等に配慮した情報提供を行うためには、ボランティアが重要な役割を果たすが、機器や伝達方法についても特別に配慮する。

(2) 食料・飲料水・生活物資等の供給

市町村は、食料・飲料水・生活物資等の供給について、初動期には生命維持に必要な質・量の供給が、復旧過程期には健康保持や多様性にもできる限り配慮した供給が図られるようにする。

また、物資の量が十分でない場合には、要配慮者等に対して優先的に物資を供給する等の対応を行う。

(3) 応急救護・感染症対策

負傷した避難者や避難生活中における軽度の疾病に対処することができるよう、応急救護設備の整備が必要である。

また、避難所における生活環境の整備を図るため、トイレ・簡易入浴施設の用意やゴミの処理方法等、季節を考慮した対応の検討が必要である。

(4) プライバシーの確保

長期にわたる避難所での集団生活により、精神的な疲労がたまり、健康を害する等トラブルを起こすことが考えられる。間仕切り用パーテーションの活用等、避難生活の長期化に備えたプライバシーの確保対策を検討しておく。

また、集団生活によって健康に悪影響をきたしやすい妊産婦や乳幼児は、個室に集約する等の配慮をする。

(5) 要配慮者や女性等への配慮

平常時から地域内の要配慮者の実態把握に努め、発災時における避難所では災害情報の提供や避難所生活について配慮する。

市町村別指定避難所等の指定状況一覧表

令和7年4月1日現在

市町村名	避難所数 (箇所)	収容可能人 員(人)	避難所面積 (㎡)
横浜市	459	—	—
川崎市	174	341,423	682,927
相模原市	105	124,928	206,178
横須賀市	69	248,691	497,450
平塚市	54	94,444	392,176
鎌倉市	25	12,500	—
藤沢市	81	68,451	—
小田原市	38	34,697	114,513
茅ヶ崎市	32	56,230	112,474
逗子市	25	18,591	35,836
三浦市	30	13,855	—
秦野市	23	20,960	168,422
厚木市	47	11,642	42,056
大和市	56	12,473	28,102
伊勢原市	0	0	0
海老名市	41	34,648	67,255
座間市	35	8,760	18,820
南足柄市	13	12,090	36,604
綾瀬市	29	12,661	25,322

市町村名	避難所数 (箇所)	収容可能人 員(人)	避難所面積 (㎡)
葉山町	7	4,360	8,722
寒川町	0	0	0
大磯町	9	11,348	38,843
二宮町	3	11,733	23,468
中井町	4	1,740	18,668
大井町	5	901	4,517
松田町	8	2,850	0
山北町	0	0	0
開成町	0	0	0
箱根町	0	0	0
真鶴町	4	1,295	2,590
湯河原町	22	5,288	10,292
愛川町	9	4,130	55,764
清川村	7	1,130	2,260
合計	1,414	1,171,819	2,593,259

番号	市町村名	避難所(施設)の名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	収容可能人員 (人)	避難所面積 (㎡)	県有施設	指定避難所 (災害対策基本 法第49条の7に 基づく指定)	指定緊急避難場 所との重複
1	横浜市	横浜市立旭小学校	0455814178	0455859453	2300074	鶴見区北寺尾四丁目25番1号	-	-	-	1	1
2	横浜市	横浜市立市場小学校	0455812107	0455819387	2300004	鶴見区元宮一丁目13番1号	-	-	-	1	1
3	横浜市	横浜市立入船小学校	0455013539	0455070056	2300036	鶴見区浜町1丁目1番地1	-	-	-	1	1
4	横浜市	横浜市立潮田小学校	0455012128	0455070046	2300037	鶴見区向井町3丁目82番地1	-	-	-	1	1
5	横浜市	横浜市立上末吉小学校	0455711616	0455859479	2300011	鶴見区上末吉五丁目24番1号	-	-	-	1	1
6	横浜市	横浜市立上寺尾小学校	0455852961	0455859493	2300076	鶴見区馬場三丁目21番21号	-	-	-	1	1
7	横浜市	横浜市立汐入小学校	0455017862	0455070073	2300043	鶴見区汐入町2丁目36番地	-	-	-	1	1
8	横浜市	横浜市立岸谷小学校	0455813301	0455859473	2300078	鶴見区岸谷一丁目6番1号	-	-	-	1	1
9	横浜市	横浜市立下野谷小学校	0455012312	0455070054	2300047	鶴見区下野谷町2丁目49番地	-	-	-	1	1
10	横浜市	横浜市立駒岡小学校	0455816263	0455859491	2300071	鶴見区駒岡三丁目14番1号	-	-	-	1	1
11	横浜市	横浜市立獅子ヶ谷小学校	0455753105	0455859492	2300073	鶴見区獅子ヶ谷一丁目19番1号	-	-	-	1	1
12	横浜市	横浜市立下末吉小学校	0455812586	0455859484	2300012	鶴見区下末吉二丁目25番6号	-	-	-	1	1
13	横浜市	横浜市立新鶴見小学校	0455838915	0455838917	2300002	鶴見区江ヶ崎町2番1号	-	-	-	1	1
14	横浜市	横浜市立末吉小学校	0455812244	0455859437	2300011	鶴見区上末吉一丁目9番1号	-	-	-	1	1
15	横浜市	横浜市立鶴見小学校	0455219618	0455070058	2300051	鶴見中央三丁目19番1号	-	-	-	1	1
16	横浜市	横浜市立寺尾小学校	0455817084	0455859486	2300077	鶴見区東寺尾五丁目19番1号	-	-	-	1	1
17	横浜市	横浜市立豊岡小学校	0455813247	0455859469	2300062	鶴見区豊岡町27番1号	-	-	-	1	1
18	横浜市	横浜市立生麦小学校	0455012270	0455070048	2300052	鶴見区生麦四丁目15番1号	-	-	-	1	1
19	横浜市	横浜市立馬場小学校	0455717777	0455859489	2300076	鶴見区馬場七丁目20番1号	-	-	-	1	1
20	横浜市	横浜市立東台小学校	0455710812	0455859452	2300018	鶴見区東寺尾東台12番1号	-	-	-	1	1
21	横浜市	横浜市立平安小学校	0455014244	0455070059	2300031	鶴見区平安町2丁目9番地1	-	-	-	1	1
22	横浜市	横浜市立矢向小学校	0455814672	0455859476	2300001	鶴見区矢向三丁目8番1号	-	-	-	1	1
23	横浜市	横浜市立市場中学校	0455014125	0455070074	2300024	鶴見区市場下町1番1号	-	-	-	1	1
24	横浜市	横浜市立潮田中学校	0455213535	0455070079	2300037	鶴見区向井町4丁目83番地	-	-	-	1	1
25	横浜市	横浜市立上の宮中学校	0455828801	0455859914	2300075	鶴見区上の宮一丁目26番33号	-	-	-	1	1
26	横浜市	横浜市立寛政中学校	0455110666	0455070084	2300034	鶴見区寛政町23番1号	-	-	-	1	1
27	横浜市	横浜市立末吉中学校	0455810813	0455859497	2300012	鶴見区下末吉六丁目13番1号	-	-	-	1	1
28	横浜市	横浜市立鶴見中学校	0455012397	0455070083	2300051	鶴見区鶴見中央三丁目14番1号	-	-	-	1	1
29	横浜市	横浜市立寺尾中学校	0455714102	0455859499	2300074	鶴見区北寺尾三丁目13番1号	-	-	-	1	1
30	横浜市	横浜市立生麦中学校	0455813255	0455859904	2300078	鶴見区岸谷二丁目1番1号	-	-	-	1	1
31	横浜市	横浜市立矢向中学校	0455814131	0455859906	2300001	鶴見区矢向一丁目8番24号	-	-	-	1	1
32	横浜市	横浜市立青木小学校	0453213350	0453200912	2210832	神奈川県桐畑17番地	-	-	-	1	1
33	横浜市	横浜市立浦島小学校	0454014437	0454310291	2210062	神奈川県浦島丘16番地	-	-	-	1	1
34	横浜市	横浜市立大口台小学校	0454217428	0454314528	2210003	神奈川県大口仲町460番地	-	-	-	1	1
35	横浜市	横浜市立神奈川小学校	0454415656	0454419895	2210044	神奈川県東神奈川二丁目35番地1	-	-	-	1	1
36	横浜市	横浜市立神橋小学校	0454919493	0454919830	2210802	神奈川県六角橋二丁目34番19号	-	-	-	1	1
37	横浜市	横浜市立神大寺小学校	0454919478	0454917648	2210801	神奈川県神大寺三丁目34番1号	-	-	-	1	1
38	横浜市	横浜市立幸ヶ谷小学校	0454413170	0454419896	2210051	神奈川県幸ヶ谷1番地の1	-	-	-	1	1
39	横浜市	横浜市立子安小学校	0454210993	0454310198	2210013	神奈川県新子安一丁目36番1号	-	-	-	1	1
40	横浜市	横浜市立斎藤分小学校	0454918155	0454917821	2210811	神奈川県斎藤分町34番1号	-	-	-	1	1
41	横浜市	横浜市立白幡小学校	0454014770	0454310234	2210075	神奈川県白幡上町11番1号	-	-	-	1	1
42	横浜市	横浜市立菅田の丘小学校	0454725803	0454729827	2210864	神奈川県菅田町674番地	-	-	-	1	1
43	横浜市	横浜市立中丸小学校	0454918033	0454917589	2210801	神奈川県神大寺三丁目17番1号	-	-	-	1	1
44	横浜市	横浜市立西寺尾小学校	0454311270	0454310179	2210001	神奈川県西寺尾二丁目5番1号	-	-	-	1	1
45	横浜市	横浜市立西寺尾第二小学校	0454214124	0454310326	2210001	神奈川県西寺尾二丁目15番1号	-	-	-	1	1
46	横浜市	横浜市立羽沢小学校	0453831909	0453817219	2210863	神奈川県羽沢町935番地	-	-	-	1	1
47	横浜市	横浜市立二谷小学校	0454918948	0454917983	2210812	神奈川県平川町11番地の1	-	-	-	1	1
48	横浜市	横浜市立三ツ沢小学校	0453215861	0453200927	2210851	神奈川県三ツ沢中町4番17号	-	-	-	1	1
49	横浜市	横浜市立南神大寺小学校	0454813066	0454819775	2210801	神奈川県神大寺二丁目9番16号	-	-	-	1	1

番号	市町村名	避難所(施設)の名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	収容可能人員 (人)	避難所面積 (㎡)	県有施設	指定避難所 (災害対策基本 法第49条の7に 基づく指定)	指定緊急避難場 所との重複
50	横浜市	横浜市立浦島丘中学校	0454216281	0454312461	2210072	神奈川区白幡東町27番1号	-	-	-	1	1
51	横浜市	横浜市立栗田谷中学校	0454813767	0454814373	2210804	神奈川区栗田谷3番1号	-	-	-	1	1
52	横浜市	横浜市立錦台中学校	0454013644	0454310244	2210001	神奈川区西寺尾三丁目10番1号	-	-	-	1	1
53	横浜市	横浜市立東小学校	0452314846	0452625017	2200033	西区東ヶ丘59番地	-	-	-	1	1
54	横浜市	横浜市立一本松小学校	0452417034	0452625051	2200046	西区西戸部町1丁目115番地	-	-	-	1	1
55	横浜市	横浜市立稲荷台小学校	0452311822	0452625062	2200053	西区藤棚町2丁目220番地	-	-	-	1	1
56	横浜市	横浜市立浅間台小学校	0453116648	0453119928	2200072	西区浅間町3丁目237番地	-	-	-	1	1
57	横浜市	横浜市立戸部小学校	0452314515	0452625016	2200045	西区伊勢町2丁目115番地	-	-	-	1	1
58	横浜市	横浜市立西前小学校	0453231801	0453200934	2200051	西区中央二丁目27番7号	-	-	-	1	1
59	横浜市	横浜市立平沼小学校	0453221951	0453228251	2200023	西区平沼二丁目11番36号	-	-	-	1	1
60	横浜市	横浜市立宮谷小学校	0453112468	0453114958	2200006	西区宮ヶ谷6番地の7	-	-	-	1	1
61	横浜市	横浜市立老松中学校	0452415120	0452537068	2200032	西区老松町27番地	-	-	-	1	1
62	横浜市	横浜市立岡野中学校	0453113210	0453119968	2200073	西区岡野二丁目14番1号	-	-	-	1	1
63	横浜市	横浜市立軽井沢中学校	0453112523	0453124849	2200001	西区北軽井沢24番地	-	-	-	1	1
64	横浜市	横浜市立西中学校	0452310153	0452537073	2200046	西区西戸部町3丁目286番地	-	-	-	1	1
65	横浜市	横浜市立大島小学校	0456217700	0456224694	2310806	中区本牧町1丁目251番地	-	-	-	1	1
66	横浜市	横浜市立北方小学校	0456212966	0456224392	2310863	中区諏訪町29番地	-	-	-	1	1
67	横浜市	横浜市立立野小学校	0456229381	0456224659	2310845	中区立野76番地	-	-	-	1	1
68	横浜市	横浜市立本町小学校	0452310141	0452625065	2310063	中区花咲町3丁目86番地	-	-	-	1	1
69	横浜市	横浜市立本牧小学校	0456219096	0456228486	2310827	中区本牧和田5番1号	-	-	-	1	1
70	横浜市	横浜市立本牧南小学校	0456225721	0456228398	2310822	中区本牧元町44番1号	-	-	-	1	1
71	横浜市	横浜市立間門小学校	0456220005	0456225949	2310825	中区本牧間門29番1号	-	-	-	1	1
72	横浜市	横浜市立元街小学校	0456817810	0456625842	2310862	中区山手町36番地	-	-	-	1	1
73	横浜市	横浜市立山元小学校	0456414857	0456632592	2310851	中区山元町3丁目152番地	-	-	-	1	1
74	横浜市	横浜市立仲尾台中学校	0456219600	0456228654	2310839	中区仲尾台23番地	-	-	-	1	1
75	横浜市	横浜市立港中学校	0456813618	0456632549	2310023	中区山下町241番地	-	-	-	1	1
76	横浜市	横浜市立石川小学校	0452610743	0452625068	2320033	南区中村町1丁目66番地	-	-	-	1	1
77	横浜市	横浜市立井土ヶ谷小学校	0457415588	0457137957	2320051	南区井土ヶ谷上町2番1号	-	-	-	1	1
78	横浜市	横浜市立大岡小学校	0457110818	0457133563	2320054	南区大橋町3丁目49番地	-	-	-	1	1
79	横浜市	横浜市立太田小学校	0452316890	0452625077	2320002	南区三春台42番地	-	-	-	1	1
80	横浜市	横浜市立永田小学校	0457414515	0457137949	2320071	南区永田北二丁目6番12号	-	-	-	1	1
81	横浜市	横浜市立永田台小学校	0457144277	0457133631	2320075	南区永田みなみ台6番1号	-	-	-	1	1
82	横浜市	横浜市立中村小学校	0452611984	0452625102	2320033	南区中村町4丁目269番地1	-	-	-	1	1
83	横浜市	横浜市立日枝小学校	0452613764	0452625086	2320013	南区山王町5丁目31番地	-	-	-	1	1
84	横浜市	横浜市立藤の木小学校	0457310606	0457137916	2320061	南区大岡四丁目10番1号	-	-	-	1	1
85	横浜市	横浜市立別所小学校	0457152973	0457134059	2320064	南区別所六丁目3番1号	-	-	-	1	1
86	横浜市	横浜市立蒔田小学校	0457122300	0457133596	2320043	南区蒔田町1020番地	-	-	-	1	1
87	横浜市	横浜市立南小学校	0457310373	0457137954	2320063	南区中里一丁目6番16号	-	-	-	1	1
88	横浜市	横浜市立南太田小学校	0457319001	0457138129	2320006	南区南太田一丁目17番1号	-	-	-	1	1
89	横浜市	横浜市立南吉田小学校	0452318082	0452625081	2320022	南区高根町2丁目14番地	-	-	-	1	1
90	横浜市	横浜市立六つ川小学校	0457418709	0457137945	2320066	南区六つ川三丁目4番地12	-	-	-	1	1
91	横浜市	横浜市立六つ川台小学校	0457153077	0457133662	2320066	南区六つ川三丁目65番地9	-	-	-	1	1
92	横浜市	横浜市立六つ川西小学校	0457426301	0457432394	2320066	南区六つ川二丁目156番地1	-	-	-	1	1
93	横浜市	横浜市立共進中学校	0457115091	0457139794	2320045	南区東蒔田町1番地の5	-	-	-	1	1
94	横浜市	横浜市立永田中学校	0457155511	0457138492	2320075	南区永田みなみ台7番1号	-	-	-	1	1
95	横浜市	横浜市立藤の木中学校	0457142817	0457137994	2320061	南区大岡四丁目44番1号	-	-	-	1	1
96	横浜市	横浜市立平楽中学校	0452614213	0452523692	2320035	南区平楽1番地	-	-	-	1	1
97	横浜市	横浜市立蒔田中学校	0457112231	0457139743	2320018	南区花之木町2丁目45番地	-	-	-	1	1
98	横浜市	横浜市立南中学校	0457129800	0457139729	2320066	南区六つ川一丁目14番地	-	-	-	1	1
99	横浜市	横浜市立南が丘中学校	0457111101	0457139742	2320064	南区別所三丁目6番1号	-	-	-	1	1
100	横浜市	横浜市立六つ川中学校	0457153075	0457138149	2320066	南区六つ川三丁目81番地11	-	-	-	1	1
101	横浜市	横浜市立新井小学校	0453833455	0453817372	2400051	保土ヶ谷区上菅田町1574番地1	-	-	-	1	1

番号	市町村名	避難所(施設)の名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	収容可能人員 (人)	避難所面積 (㎡)	県有施設	指定避難所 (災害対策基本 法第49条の7に 基づく指定)	指定緊急避難場 所との重複
102	横浜市	横浜市立今井小学校	0453513392	0453517296	2400035	保土ヶ谷区今井町981番地1	-	-	-	1	1
103	横浜市	横浜市立岩崎小学校	0453315123	0453315343	2400015	保土ヶ谷区岩崎町22番1号	-	-	-	1	1
104	横浜市	横浜市立帷子小学校	0453355896	0453315109	2400001	保土ヶ谷区川辺町65番地1	-	-	-	1	1
105	横浜市	横浜市立上菅田中学校	0453817161	0453817424	2400051	保土ヶ谷区上菅田町780番地	-	-	-	1	1
106	横浜市	横浜市立上星川小学校	0453817227	0453817331	2400042	保土ヶ谷区上星川二丁目51番1号	-	-	-	1	1
107	横浜市	横浜市立川島小学校	0453710757	0453817248	2400045	保土ヶ谷区川島町1162番地	-	-	-	1	1
108	横浜市	旧横浜市立くぬぎ台小学校	0453715333	0453736112	2400045	保土ヶ谷区川島町1374番地1	-	-	-	1	1
109	横浜市	横浜市立権太坂小学校	0457426311	0457432415	2400026	保土ヶ谷区権太坂二丁目4番1号	-	-	-	1	1
110	横浜市	横浜市立坂本小学校	0453324322	0453315582	2400043	保土ヶ谷区坂本町6番地	-	-	-	1	1
111	横浜市	横浜市立桜台小学校	0453416848	0453315418	2400011	保土ヶ谷区桜ヶ丘一丁目13番1号	-	-	-	1	1
112	横浜市	横浜市立上菅田笹の丘小学校	0453821161	0453817384	2400051	保土ヶ谷区上菅田町134番地の1	-	-	-	1	1
113	横浜市	横浜市立瀬戸ヶ谷小学校	0457138336	0457139749	2400024	保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷町243番地	-	-	-	1	1
114	横浜市	横浜市立常盤台小学校	0453314808	0453315429	2400066	保土ヶ谷区釜台町22番1号	-	-	-	1	1
115	横浜市	横浜市立初音が丘小学校	0453511201	0453517304	2400031	保土ヶ谷区藤塚町1番1号	-	-	-	1	1
116	横浜市	横浜市立藤塚小学校	0453512314	0453517349	2400036	保土ヶ谷区新桜ヶ丘一丁目22番1号	-	-	-	1	1
117	横浜市	横浜市立富士見台小学校	0457414169	0457134034	2400023	保土ヶ谷区岩井町307番地	-	-	-	1	1
118	横浜市	横浜市立仏向小学校	0453321521	0453315554	2400044	保土ヶ谷区仏向町845番地	-	-	-	1	1
119	横浜市	横浜市立星川小学校	0453322101	0453315052	2400006	保土ヶ谷区星川三丁目18番1号	-	-	-	1	1
120	横浜市	横浜市立保土ヶ谷小学校	0453327095	0453327097	2400005	保土ヶ谷区神戸町129番地4	-	-	-	1	1
121	横浜市	横浜市立峯小学校	0453315302	0453315226	2400064	保土ヶ谷区峰岡町1丁目10番地	-	-	-	1	1
122	横浜市	横浜市立新井中学校	0453821477	0453817429	2400053	保土ヶ谷区新井町43番地7	-	-	-	1	1
123	横浜市	横浜市立橋中学校	0453355991	0453315725	2400044	保土ヶ谷区仏向町1167番地2	-	-	-	1	1
124	横浜市	横浜市立西谷中学校	0453735511	0453817412	2400045	保土ヶ谷区川島町1208番地	-	-	-	1	1
125	横浜市	横浜市立保土ヶ谷中学校	0453318521	0453315612	2400066	保土ヶ谷区釜台町3番1号	-	-	-	1	1
126	横浜市	横浜市立宮田中学校	0453315288	0453315718	2400002	保土ヶ谷区宮田町1丁目100番地	-	-	-	1	1
127	横浜市	横浜市立磯子小学校	0457510765	0457534394	2350015	磯子区久木町11番1号	-	-	-	1	1
128	横浜市	横浜市立岡村小学校	0457523443	0457546397	2350021	磯子区岡村四丁目7番1号	-	-	-	1	1
129	横浜市	横浜市立さわの里小学校	0457731211	0457724875	2350042	磯子区上中里町548番地	-	-	-	1	1
130	横浜市	横浜市立山王台小学校	0457551107	0457546467	2350016	磯子区磯子五丁目2番1号	-	-	-	1	1
131	横浜市	横浜市立汐見台小学校	0457611561	0457546409	2350022	磯子区汐見台3丁目6番地	-	-	-	1	1
132	横浜市	横浜市立杉田小学校	0457710649	0457724796	2350033	磯子区杉田一丁目8番1号	-	-	-	1	1
133	横浜市	横浜市立滝頭小学校	0457510344	0457619392	2350011	磯子区丸山二丁目25番1号	-	-	-	1	1
134	横浜市	横浜市立根岸小学校	0457516723	0457550649	2350007	磯子区西町2番46号	-	-	-	1	1
135	横浜市	横浜市立梅林小学校	0457730341	0457724862	2350033	磯子区杉田五丁目13番1号	-	-	-	1	1
136	横浜市	横浜市立浜小学校	0457610171	0457619409	2350019	磯子区磯子台23番1号	-	-	-	1	1
137	横浜市	横浜市立屏風浦小学校	0457612001	0457619413	2350023	磯子区森三丁目11番1号	-	-	-	1	1
138	横浜市	横浜市立森東小学校	0457521432	0457546429	2350023	磯子区森一丁目4番	-	-	-	1	1
139	横浜市	横浜市立洋光台第一小学校	0458330015	0458343925	2350045	磯子区洋光台一丁目4番1号	-	-	-	1	1
140	横浜市	横浜市立洋光台第二小学校	0458331271	0458343895	2350045	磯子区洋光台四丁目15番1号	-	-	-	1	1
141	横浜市	横浜市立洋光台第三小学校	0458331200	0458343892	2350045	磯子区洋光台二丁目4番1号	-	-	-	1	1
142	横浜市	横浜市立洋光台第四小学校	0458331203	0458343843	2350045	磯子区洋光台六丁目6番1号	-	-	-	1	1
143	横浜市	横浜市立岡村中学校	0457513140	0457546579	2350021	磯子区岡村一丁目14番1号	-	-	-	1	1
144	横浜市	横浜市立汐見台中学校	0457523551	0457546593	2350022	磯子区汐見台1丁目2番地1	-	-	-	1	1
145	横浜市	横浜市立根岸中学校	0457512184	0457546494	2350007	磯子区西町17番地13	-	-	-	1	1
146	横浜市	横浜市立浜中学校	0457714545	0457739427	2350033	磯子区杉田三丁目30番11号	-	-	-	1	1
147	横浜市	横浜市立森中学校	0457612321	0457546719	2350023	磯子区森五丁目22番1号	-	-	-	1	1
148	横浜市	横浜市立朝比奈小学校	0457834130	0457018042	2360033	金沢区東朝比奈二丁目53番1号	-	-	-	1	1
149	横浜市	横浜市立金沢小学校	0457812401	0457011046	2360022	金沢区町屋町26番26号	-	-	-	1	1
150	横浜市	横浜市立釜利谷小学校	0457812468	0457014794	2360042	金沢区釜利谷東六丁目37番1号	-	-	-	1	1
151	横浜市	横浜市立西金沢義務教育学校 (前期)	0457840921	0457018045	2360046	金沢区釜利谷西四丁目19番1号	-	-	-	1	1
152	横浜市	横浜市立釜利谷東小学校	0457839398	0457019817	2360042	金沢区釜利谷東二丁目12番1号	-	-	-	1	1

番号	市町村名	避難所(施設)の名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	収容可能人員 (人)	避難所面積 (㎡)	県有施設	指定避難所 (災害対策基本 法第49条の7に 基づく指定)	指定緊急避難場 所との重複
153	横浜市	横浜市立釜利谷南小学校	0457823630	0457836049	2360045	金沢区釜利谷南四丁目12番1号	-	-	-	1	1
154	横浜市	横浜市立小田小学校	0457753011	0457739347	2360052	金沢区富岡西一丁目69番1号	-	-	-	1	1
155	横浜市	横浜市立瀬ヶ崎小学校	0457812446	0457014892	2360037	金沢区六浦東三丁目2番1号	-	-	-	1	1
156	横浜市	横浜市立大道小学校	0457812423	0457014796	2360035	金沢区大道二丁目3番1号	-	-	-	1	1
157	横浜市	横浜市立高舟台小学校	0457838012	0457019816	2360044	金沢区高舟台一丁目35番1号	-	-	-	1	1
158	横浜市	横浜市立富岡小学校	0457732440	0457729542	2360052	金沢区富岡西七丁目13番1号	-	-	-	1	1
159	横浜市	横浜市立並木第一小学校	0457740521	0457736948	2360005	金沢区並木一丁目7番1号	-	-	-	1	1
160	横浜市	横浜市立並木第四小学校	0457013506	0457019890	2360005	金沢区並木三丁目10番1号	-	-	-	1	1
161	横浜市	横浜市立並木中央小学校	0457715102	0457739014	2360005	金沢区並木一丁目25番1号	-	-	-	1	1
162	横浜市	横浜市立西柴小学校	0457831182	0457015014	2360017	金沢区西柴四丁目23番1号	-	-	-	1	1
163	横浜市	横浜市立西富岡小学校	0457721791	0457736794	2360052	金沢区富岡西五丁目49番1号	-	-	-	1	1
164	横浜市	横浜市立能見台小学校	0457718771	0457739029	2360057	金沢区能見台三丁目32番地1	-	-	-	1	1
165	横浜市	横浜市立能見台南小学校	0457853408	0457853420	2360057	金沢区能見台六丁目3番地1	-	-	-	1	1
166	横浜市	横浜市立八景小学校	0457812434	0457014870	2360021	金沢区泥亀一丁目21番2号	-	-	-	1	1
167	横浜市	横浜市立文庫小学校	0457813368	0457014873	2360014	金沢区寺前二丁目21番7号	-	-	-	1	1
168	横浜市	横浜市立六浦小学校	0457825331	0457014603	2360031	金沢区六浦三丁目11番1号	-	-	-	1	1
169	横浜市	横浜市立六浦南小学校	0457853244	0457836984	2360038	金沢区六浦南三丁目22番1号	-	-	-	1	1
170	横浜市	横浜市立大道中学校	0457812457	0457839719	2360035	金沢区大道一丁目85番1号	-	-	-	1	1
171	横浜市	横浜市立西柴中学校	0457812448	0457839738	2360017	金沢区西柴一丁目23番1号	-	-	-	1	1
172	横浜市	横浜市立六浦中学校	0457017658	0457839709	2360031	金沢区六浦一丁目24番4号	-	-	-	1	1
173	横浜市	横浜市立並木中学校	0457835805	0457839756	2360005	金沢区並木三丁目4番1号	-	-	-	1	1
174	横浜市	横浜市立大曾根小学校	0455421785	0455410949	2220003	港北区大曾根二丁目31番1号	-	-	-	1	1
175	横浜市	横浜市立大綱小学校	0455420027	0455413646	2220031	港北区大倉山四丁目2番1号	-	-	-	1	1
176	横浜市	横浜市立菊名小学校	0454019423	0454311563	2220011	港北区菊名五丁目18番1号	-	-	-	1	1
177	横浜市	横浜市立北綱島小学校	0455421638	0455424409	2230053	港北区綱島西五丁目14番40号	-	-	-	1	1
178	横浜市	横浜市立港北小学校	0454318493	0454313319	2220011	港北区菊名二丁目15番1号	-	-	-	1	1
179	横浜市	横浜市立小机小学校	0454728591	0454729582	2220036	港北区小机町1382番地10	-	-	-	1	1
180	横浜市	横浜市立駒林小学校	0455633185	0455618589	2230062	港北区日吉本町二丁目51番1号	-	-	-	1	1
181	横浜市	横浜市立篠原小学校	0454019532	0454319538	2220022	港北区篠原東三丁目27番1号	-	-	-	1	1
182	横浜市	横浜市立篠原西小学校	0454311413	0454310413	2220026	港北区篠原町1241番地1	-	-	-	1	1
183	横浜市	横浜市立下田小学校	0455612688	0455618394	2230064	港北区下田町四丁目10番1号	-	-	-	1	1
184	横浜市	横浜市立城郷小学校	0454715340	0454717498	2220035	港北区鳥山町814番地	-	-	-	1	1
185	横浜市	横浜市立新吉田小学校	0455424814	0455415254	2230058	港北区新吉田東六丁目44番1号	-	-	-	1	1
186	横浜市	横浜市立新吉田第二小学校	0455926905	0455925394	2230056	港北区新吉田町491番地1	-	-	-	1	1
187	横浜市	横浜市立高田中学校	0455914183	0455912194	2230063	港北区高田町2439	-	-	-	1	1
188	横浜市	横浜市立高田東小学校	0455428777	0455414419	2230065	港北区高田東二丁目33番1号	-	-	-	1	1
189	横浜市	横浜市立綱島小学校	0455420005	0455424039	2230053	港北区綱島西三丁目11番1号	-	-	-	1	1
190	横浜市	横浜市立綱島東小学校	0455420448	0455413209	2230052	港北区綱島東三丁目1番30号	-	-	-	1	1
191	横浜市	横浜市立新田小学校	0455910106	0455910946	2230056	港北区新吉田町3226番1	-	-	-	1	1
192	横浜市	横浜市立新羽小学校	0455438871	0455432915	2230057	港北区新羽町1452番地2	-	-	-	1	1
193	横浜市	横浜市立日吉台小学校	0455612042	0455618094	2230062	港北区日吉本町一丁目34番21号	-	-	-	1	1
194	横浜市	横浜市立日吉南小学校	0455617300	0455618459	2230062	港北区日吉本町四丁目2番6号	-	-	-	1	1
195	横浜市	横浜市立太尾小学校	0455417651	0455412198	2220031	港北区太尾町1880番地	-	-	-	1	1
196	横浜市	横浜市立大豆戸小学校	0455437911	0455434197	2220032	港北区大豆戸町759番地	-	-	-	1	1
197	横浜市	横浜市立師岡小学校	0455425805	0455410974	2220002	港北区師岡町986番地	-	-	-	1	1
198	横浜市	横浜市立矢上小学校	0455636500	0455618945	2230061	港北区日吉三丁目23番1号	-	-	-	1	1
199	横浜市	横浜市立城郷中学校	0454718416	0454712880	2220036	港北区小机町325番地	-	-	-	1	1
200	横浜市	横浜市立樽町中学校	0455428776	0455415907	2220001	港北区樽町四丁目15番1号	-	-	-	1	1
201	横浜市	横浜市立新田中学校	0455420324	0455422940	2230056	港北区新吉田東五丁目25番1号	-	-	-	1	1
202	横浜市	横浜市立秋葉小学校	0458116771	0458122915	2450052	戸塚区秋葉町392番地1	-	-	-	1	1
203	横浜市	横浜市立柏尾小学校	0458220277	0458261808	2440812	戸塚区柏尾町1317番地	-	-	-	1	1
204	横浜市	横浜市立上矢部小学校	0458123720	0458126029	2450053	戸塚区上矢部町1463番地4	-	-	-	1	1

番号	市町村名	避難所(施設)の名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	収容可能人員 (人)	避難所面積 (㎡)	県有施設	指定避難所 (災害対策基本 法第49条の7に 基づく指定)	指定緊急避難場 所との重複
205	横浜市	横浜市立川上小学校	0458119345	0458115961	2450052	戸塚区秋葉町203番地2	-	-	-	1	1
206	横浜市	横浜市立川上北小学校	0458220845	0458261175	2440805	戸塚区川上町63番地1	-	-	-	1	1
207	横浜市	横浜市立汲沢小学校	0458648698	0458612059	2450061	戸塚区汲沢三丁目6番1号	-	-	-	1	1
208	横浜市	横浜市立倉田小学校	0458623280	0458621445	2440816	戸塚区上倉田町1426番地6	-	-	-	1	1
209	横浜市	横浜市立小雀小学校	0458511808	0458530218	2440004	戸塚区小雀町1845番地	-	-	-	1	1
210	横浜市	横浜市立境木小学校	0458228670	0458261050	2440802	戸塚区平戸三丁目48番1号	-	-	-	1	1
211	横浜市	横浜市立品濃小学校	0458240651	0458262183	2440801	戸塚区品濃町504番地1	-	-	-	1	1
212	横浜市	横浜市立下郷小学校	0458623826	0458623832	2440003	戸塚区戸塚町2447番地2	-	-	-	1	1
213	横浜市	横浜市立大正小学校	0458510755	0458512093	2450063	戸塚区原宿四丁目17番1号	-	-	-	1	1
214	横浜市	横浜市立戸塚小学校	0458810049	0458819804	2440003	戸塚区戸塚町132番地	-	-	-	1	1
215	横浜市	横浜市立鳥が丘小学校	0458645131	0458615212	2440001	戸塚区鳥が丘53番地	-	-	-	1	1
216	横浜市	横浜市立名瀬小学校	0458118101	0458122165	2450051	戸塚区名瀬町776番地	-	-	-	1	1
217	横浜市	横浜市立東汲沢小学校	0458615531	0458616039	2450061	戸塚区汲沢一丁目16番1号	-	-	-	1	1
218	横浜市	横浜市立東品濃小学校	0458245831	0458262251	2440801	戸塚区品濃町559番地	-	-	-	1	1
219	横浜市	横浜市立東戸塚小学校	0458711055	0458613538	2440817	戸塚区吉田町88番地	-	-	-	1	1
220	横浜市	横浜市立東俣野小学校	0458526102	0458520293	2450065	戸塚区東俣野町1103番地1	-	-	-	1	1
221	横浜市	横浜市立平戸小学校	0458212329	0458262005	2440803	戸塚区平戸町542番地	-	-	-	1	1
222	横浜市	横浜市立平戸台小学校	0458244351	0458262007	2440803	戸塚区平戸町1165番地	-	-	-	1	1
223	横浜市	横浜市立深谷小学校	0458520211	0458530314	2450067	戸塚区深谷町1688番地2	-	-	-	1	1
224	横浜市	横浜市立横浜深谷台小学校	0458520463	0458531026	2450067	戸塚区深谷町1312番地1	-	-	-	1	1
225	横浜市	横浜市立舞岡小学校	0458247327	0458262227	2440813	戸塚区舞岡町534番地	-	-	-	1	1
226	横浜市	横浜市立南戸塚小学校	0458818669	0458621351	2440003	戸塚区戸塚町2790番地3	-	-	-	1	1
227	横浜市	横浜市立南舞岡小学校	0458234120	0458262030	2440814	戸塚区南舞岡四丁目15番1号	-	-	-	1	1
228	横浜市	横浜市立矢部小学校	0458713408	0458622106	2440002	戸塚区矢部町1698番地	-	-	-	1	1
229	横浜市	横浜市立汲沢中学校	0458615303	0458000970	2450062	戸塚区汲沢町550番地2	-	-	-	1	1
230	横浜市	横浜市立境木中学校	0458228626	0458263826	2440802	戸塚区平戸三丁目48番2号	-	-	-	1	1
231	横浜市	横浜市立大正中学校	0458513017	0458542691	2450063	戸塚区原宿四丁目12番1号	-	-	-	1	1
232	横浜市	横浜市立戸塚中学校	0458641531	0458621903	2440003	戸塚区戸塚町4542番地	-	-	-	1	1
233	横浜市	横浜市立豊田中学校	0458648640	0458618693	2440815	戸塚区下倉田町950番地	-	-	-	1	1
234	横浜市	横浜市立名瀬中学校	0458121601	0458130294	2450051	戸塚区名瀬町791番地6	-	-	-	1	1
235	横浜市	横浜市立舞岡中学校	0458222722	0458263308	2440813	戸塚区舞岡町226番地	-	-	-	1	1
236	横浜市	横浜市立南戸塚中学校	0458717611	0458532328	2440003	戸塚区戸塚町1842番地1	-	-	-	1	1
237	横浜市	横浜市立上大岡小学校	0458426161	0458422498	2330001	港南区上大岡東三丁目11番1号	-	-	-	1	1
238	横浜市	横浜市立港南台第一小学校	0458320210	0458327771	2340054	港南区港南台六丁目7番1号	-	-	-	1	1
239	横浜市	横浜市立港南台第二小学校	0458317676	0458339742	2340054	港南区港南台五丁目4番1号	-	-	-	1	1
240	横浜市	横浜市立港南台第三小学校	0458330251	0458339204	2340054	港南区港南台二丁目14番1号	-	-	-	1	1
241	横浜市	横浜市立小坪小学校	0458320617	0458339042	2340054	港南区港南台四丁目11番1号	-	-	-	1	1
242	横浜市	横浜市立桜岡小学校	0458422783	0458425425	2330007	港南区大久保一丁目6番43号	-	-	-	1	1
243	横浜市	横浜市立下永谷小学校	0458227344	0458260695	2330011	港南区東永谷一丁目36番1号	-	-	-	1	1
244	横浜市	横浜市立下野庭小学校	0458419488	0458416981	2340056	港南区野庭町602番地	-	-	-	1	1
245	横浜市	横浜市立芹が谷小学校	0458224568	0458260653	2330006	港南区芹が谷三丁目32番1号	-	-	-	1	1
246	横浜市	横浜市立芹が谷南小学校	0458236351	0458260946	2330006	港南区芹が谷四丁目22番1号	-	-	-	1	1
247	横浜市	横浜市立相武山小学校	0458419288	0458416589	2330012	港南区上永谷一丁目7番5号	-	-	-	1	1
248	横浜市	横浜市立永野小学校	0458438556	0458429143	2330012	港南区上永谷二丁目21番10号	-	-	-	1	1
249	横浜市	横浜市立永谷小学校	04582-3341	0458261003	2330016	港南区下永谷五丁目48番15号	-	-	-	1	1
250	横浜市	横浜市立野庭すずかけ小学校	0458423105	0458421661	2340056	港南区野庭町346番地2	-	-	-	1	1
251	横浜市	横浜市立日限山小学校	0458416561	0458418793	2330015	港南区日限山二丁目16番1号	-	-	-	1	1
252	横浜市	横浜市立日下小学校	0458437838	0458425463	2340052	港南区笹下三丁目9番1号	-	-	-	1	1
253	横浜市	横浜市立日野小学校	0458421118	0458429213	2340051	港南区日野七丁目11番1号	-	-	-	1	1
254	横浜市	横浜市立日野南小学校	0458453037	0458459476	2340055	港南区日野南六丁目35番1号	-	-	-	1	1
255	横浜市	横浜市立丸山台小学校	0458439631	0458444938	2330013	港南区丸山台三丁目8番1号	-	-	-	1	1
256	横浜市	横浜市立南台小学校	0458421478	0458424362	2330003	港南区港南五丁目6番1号	-	-	-	1	1

番号	市町村名	避難所(施設)の名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	収容可能人員 (人)	避難所面積 (㎡)	県有施設	指定避難所 (災害対策基本 法第49条の7に 基づく指定)	指定緊急避難場 所との重複
257	横浜市	横浜市立吉原小学校	0458438143	0458423424	2340051	港南区日野二丁目20番40号	-	-	-	1	1
258	横浜市	横浜市立上永谷中学校	0458423939	0458473496	2330012	港南区上永谷四丁目12番14号	-	-	-	1	1
259	横浜市	横浜市立港南中学校	0458422355	0458482694	2330004	港南区港南中央通6番1号	-	-	-	1	1
260	横浜市	横浜市立港南台第一中学校	0458320020	0458352096	2340054	港南区港南台六丁目6番1号	-	-	-	1	1
261	横浜市	横浜市立笹下中学校	0458411333	0458473098	2330003	港南区港南五丁目8番1号	-	-	-	1	1
262	横浜市	横浜市立芹が谷中学校	0458237551	0458263010	2330006	港南区芹が谷二丁目7番1号	-	-	-	1	1
263	横浜市	横浜市立旧野庭中学校	0458416666	0458471672	2340056	港南区野庭町630番地	-	-	-	1	1
264	横浜市	横浜市立東永谷中学校	0458239901	0458263113	2330011	港南区東永谷二丁目14番7号	-	-	-	1	1
265	横浜市	横浜市立日限山中学校	0458411158	0458471229	2330015	港南区日限山四丁目33番1号	-	-	-	1	1
266	横浜市	横浜市立日野南中学校	0458324726	0458352042	2340054	港南区港南台四丁目37番1号	-	-	-	1	1
267	横浜市	横浜市立丸山台中学校	0458431950	0458470862	2330013	港南区丸山台四丁目1番1号	-	-	-	1	1
268	横浜市	横浜市立市沢小学校	0453734511	0453817402	2410014	旭区市沢町781番地	-	-	-	1	1
269	横浜市	横浜市立今宿小学校	0459512240	0459511240	2410032	旭区今宿東町829番地	-	-	-	1	1
270	横浜市	横浜市立今宿南小学校	0459550765	0459511311	2410034	旭区今宿南町1879番地2	-	-	-	1	1
271	横浜市	横浜市立上川井小学校	0459212369	0459226512	2410802	旭区上川井町2913番地	-	-	-	1	1
272	横浜市	横浜市立上白根小学校	0459534737	0459511294	2410002	旭区上白根二丁目45番1号	-	-	-	1	1
273	横浜市	横浜市立川井小学校	0459530005	0459511269	2410804	旭区川井宿町32番地2	-	-	-	1	1
274	横浜市	横浜市立希望ヶ丘小学校	0453910117	0453910118	2410825	旭区中希望ヶ丘124番地	-	-	-	1	1
275	横浜市	左近山特別支援学校(旧横浜市立左近山第二小学校)	0453521580	0453521582	2410831	旭区左近山1011番地	-	-	-	1	1
276	横浜市	横浜市立笹野台小学校	0453620450	0453620401	2410816	旭区笹野台四丁目48番1号	-	-	-	1	1
277	横浜市	横浜市立さが丘小学校	0453610777	0453610787	2410822	旭区さが丘110番地1	-	-	-	1	1
278	横浜市	横浜市立白根小学校	0459512276	0459511206	2410004	旭区中白根一丁目9番1号	-	-	-	1	1
279	横浜市	横浜市立善部小学校	0453645155	0453645164	2410823	旭区善部町4番地1	-	-	-	1	1
280	横浜市	横浜市立都岡小学校	0459512347	0459511211	2410805	旭区都岡町4番地8	-	-	-	1	1
281	横浜市	横浜市立鶴ヶ峰小学校	0453736732	0453817405	2410022	旭区鶴ヶ峰一丁目42番地	-	-	-	1	1
282	横浜市	横浜市立中尾小学校	0453649700	0453649705	2410815	旭区中尾一丁目8番1号	-	-	-	1	1
283	横浜市	横浜市立中沢小学校	0453615886	0453616969	2410814	旭区中沢三丁目25番1号	-	-	-	1	1
284	横浜市	横浜市立東希望ヶ丘小学校	0453648282	0453648257	2410826	旭区東希望ヶ丘155番地	-	-	-	1	1
285	横浜市	横浜市立二俣川小学校	0453645151	0453645159	2410821	旭区二俣川1丁目33番地	-	-	-	1	1
286	横浜市	横浜市立不動丸小学校	0459532303	0459511291	2410005	旭区白根三丁目33番1号	-	-	-	1	1
287	横浜市	横浜市立本宿小学校	0453638000	0453638060	2410023	旭区本宿町16番地	-	-	-	1	1
288	横浜市	横浜市立万騎が原小学校	0453515648	0453517364	2410834	旭区大池町66番地	-	-	-	1	1
289	横浜市	横浜市立南本宿小学校	0453513383	0453526403	2410833	旭区南本宿町79番地	-	-	-	1	1
290	横浜市	横浜市立若葉台小学校	0459215245	0459226096	2410801	旭区若葉台二丁目14番1号	-	-	-	1	1
291	横浜市	旧横浜市立若葉台西中学校	なし	なし	2410801	旭区若葉台四丁目34番1号	-	-	-	1	1
292	横浜市	旧横浜市立若葉台東小学校	0459210531	0459226513	2410801	旭区若葉台二丁目1番1号	-	-	-	1	1
293	横浜市	横浜市立旭中学校	0453645112	0453645117	2410817	旭区今宿二丁目40番1号	-	-	-	1	1
294	横浜市	横浜市立上白根北中学校	0459551131	0459511354	2410002	旭区上白根二丁目47番1号	-	-	-	1	1
295	横浜市	横浜市立今宿中学校	0459530001	0459511346	2410032	旭区今宿東町825番地	-	-	-	1	1
296	横浜市	横浜市立鶴ヶ峰中学校	0459512327	0459511321	2410021	旭区鶴ヶ峰本町三丁目28番1号	-	-	-	1	1
297	横浜市	横浜市立本宿中学校	0453730529	0453817434	2410011	旭区川島町1979番地	-	-	-	1	1
298	横浜市	横浜市立万騎が原中学校	0453915514	0453915537	2410836	旭区万騎が原31番地	-	-	-	1	1
299	横浜市	横浜市立南希望ヶ丘中学校	0453645171	0453645183	2410824	旭区南希望ヶ丘108番地8	-	-	-	1	1
300	横浜市	横浜市立いぶき野小学校	0459854701	0459835876	2260028	緑区いぶき野14番地1	-	-	-	1	1
301	横浜市	横浜市立上山小学校	0459335501	0459370894	2260012	緑区上山二丁目5番1号	-	-	-	1	1
302	横浜市	横浜市立鴨居小学校	0459312062	0459343498	2260003	緑区鴨居四丁目7番15号	-	-	-	1	1
303	横浜市	横浜市立霧が丘義務教育学校(前期)	0459218002	0459226409	2260016	緑区霧が丘四丁目3番地	-	-	-	1	1
304	横浜市	横浜市立竹山小学校	0459326394	0459319249	2260005	緑区竹山三丁目1番地16	-	-	-	1	1
305	横浜市	横浜市立十日市場小学校	0459810420	0459831694	2260025	緑区十日市場町1392番地1	-	-	-	1	1
306	横浜市	横浜市立長津田小学校	0459810155	0459831493	2260026	緑区長津田町2330番地	-	-	-	1	1

番号	市町村名	避難所(施設)の名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	収容可能人員 (人)	避難所面積 (㎡)	県有施設	指定避難所 (災害対策基本 法第49条の7に 基づく指定)	指定緊急避難場 所との重複
307	横浜市	横浜市立長津田第二小学校	0459843620	0459835502	2260026	緑区長津田町2469番地3	-	-		1	1
308	横浜市	横浜市立中山小学校	0459318659	0459318663	2260011	緑区中山町925番地	-	-		1	1
309	横浜市	横浜市立新治小学校	0459312061	0459342985	2260017	緑区新治町768番地	-	-		1	1
310	横浜市	横浜市立東本郷小学校	0454725766	0454729550	2260002	緑区東本郷五丁目40番1号	-	-		1	1
311	横浜市	横浜市立緑小学校	0459326262	0459370968	2260003	緑区鴨居五丁目19番1号	-	-		1	1
312	横浜市	横浜市立三保小学校	0459311037	0459370429	2260015	緑区三保町1867番地	-	-		1	1
313	横浜市	横浜市立森の台小学校	0459312047	0459344289	2260029	緑区森の台13番1号	-	-		1	1
314	横浜市	横浜市立山下小学校	0459312219	0459326292	2260021	緑区北八朔町1865番地3	-	-		1	1
315	横浜市	横浜市立山下みどり台小学校	0459370947	0459291487	2260021	緑区北八朔町2031番地3	-	-		1	1
316	横浜市	横浜市立鴨居中学校	0459343871	0459348739	2260003	緑区鴨居五丁目12番35号	-	-		1	1
317	横浜市	横浜市立田奈中学校	0459813101	0459836034	2260027	緑区長津田二丁目24番1号	-	-		1	1
318	横浜市	横浜市立十日市場中学校	0459810360	0459836432	2260025	緑区十日市場町1501番地42	-	-		1	1
319	横浜市	横浜市立中山中学校	0459312108	0459344676	2260013	緑区寺山町653番地21	-	-		1	1
320	横浜市	横浜市立東鴨居中学校	0459317398	0459349295	2260003	緑区鴨居三丁目39番1号	-	-		1	1
321	横浜市	旧霧が丘第三小学校	0459210831	0459225968	2260016	緑区霧が丘三丁目23番地	-	-		1	1
322	横浜市	横浜市立相沢小学校	0453010365	0453010364	2460013	瀬谷区相沢二丁目56番地1	-	-		1	1
323	横浜市	横浜市立阿久和小学校	0453642612	0453642618	2460026	瀬谷区阿久和南四丁目8番地2	-	-		1	1
324	横浜市	横浜市立上瀬谷小学校	0453010097	0453010079	2460003	瀬谷区瀬谷町7140番地	-	-		1	1
325	横浜市	横浜市立瀬谷さくら小学校	0453030803	0453030864	2460035	瀬谷区下瀬谷三丁目58番地1	-	-		1	1
326	横浜市	横浜市立瀬谷小学校	0453011009	0453011054	2460013	瀬谷区相沢四丁目1番地1	-	-		1	1
327	横浜市	横浜市立瀬谷第二小学校	0453010400	0453010405	2460037	瀬谷区橋戸二丁目41番地1	-	-		1	1
328	横浜市	横浜市立大門小学校	0453030949	0453025671	2460015	瀬谷区本郷三丁目47番地5	-	-		1	1
329	横浜市	横浜市立原小学校	0453622020	0453622133	2460023	瀬谷区阿久和東四丁目33番地1	-	-		1	1
330	横浜市	旧横浜市立日向山小学校	0453035997	0453036037	2460034	瀬谷区南瀬谷二丁目20番地	-	-		1	1
331	横浜市	横浜市立二ツ橋小学校	0453645122	0453645144	2460021	瀬谷区二ツ橋町507番地	-	-		1	1
332	横浜市	横浜市立三ツ境小学校	0453915068	0453915046	2460022	瀬谷区三ツ境157番地	-	-		1	1
333	横浜市	横浜市立南瀬谷小学校	0453010101	0453010106	2460034	瀬谷区南瀬谷一丁目1番地1	-	-		1	1
334	横浜市	横浜市立瀬谷中学校	0453010096	0453010099	2460014	瀬谷区中央5番地41	-	-		1	1
335	横浜市	横浜市立原中学校	0453910461	0453910471	2460025	瀬谷区阿久和西二丁目1番地6	-	-		1	1
336	横浜市	横浜市立南瀬谷中学校	0453015131	0453015125	2460032	瀬谷区南台二丁目2番地8	-	-		1	1
337	横浜市	横浜市立飯島小学校	0458611636	0458618217	2440842	栄区飯島町771番地2	-	-		1	1
338	横浜市	横浜市立笠間小学校	0458926602	0458919549	2470006	栄区笠間三丁目28番1号	-	-		1	1
339	横浜市	横浜市立桂台小学校	0458918000	0458949384	2470033	栄区桂台南一丁目1番1号	-	-		1	1
340	横浜市	横浜市立上郷小学校	0458940761	0458956193	2470033	栄区犬山町6番地1	-	-		1	1
341	横浜市	横浜市立公田小学校	0458915518	0458954199	2470014	栄区公田町354番地3	-	-		1	1
342	横浜市	横浜市立小菅ヶ谷小学校	0458931218	0458942145	2470008	栄区本郷台四丁目31番1号	-	-		1	1
343	横浜市	横浜市立小山台小学校	0458945451	0458955692	2470002	栄区小山台一丁目15番1号	-	-		1	1
344	横浜市	横浜市立桜井小学校	0458930140	0458929276	2470013	栄区上郷町242番地2	-	-		1	1
345	横浜市	横浜市立庄戸小学校	0458940757	0458956947	2470022	栄区庄戸一丁目15番1号	-	-		1	1
346	横浜市	横浜市立千秀小学校	0458513731	0458530782	2440844	栄区田谷町1832番地	-	-		1	1
347	横浜市	横浜市立豊田小学校	0458810275	0458622041	2440841	栄区長沼町125番地4	-	-		1	1
348	横浜市	横浜市立西本郷小学校	0458922559	0458949745	2470007	栄区小菅ヶ谷二丁目22番1号	-	-		1	1
349	横浜市	横浜市立本郷小学校	0458916813	0458934598	2470015	栄区中野町16番地1	-	-		1	1
350	横浜市	横浜市立本郷台小学校	0458934010	0458946795	2470008	栄区本郷台一丁目6番1号	-	-		1	1
351	横浜市	横浜市立飯島中学校	0458942901	0458939034	2440842	栄区飯島町746番地1	-	-		1	1
352	横浜市	横浜市立桂台中学校	0458912149	0458922695	2470034	栄区桂台中5番1号	-	-		1	1
353	横浜市	旧横浜市立庄戸中学校	0458926657	0458934985	2470022	栄区庄戸三丁目1番1号	-	-		1	1
354	横浜市	横浜市立西本郷中学校	0458921911	0458939421	2470007	栄区小菅ヶ谷一丁目29番1号	-	-		1	1
355	横浜市	横浜市立本郷中学校	0458922155	0458929241	2470005	栄区桂町84番地14	-	-		1	1
356	横浜市	旧横浜市立野七里小学校	0458914004	0458948398	2470024	栄区野七里二丁目3番1号	-	-		1	1
357	横浜市	横浜市立和泉小学校	0458030023	0458017967	2450016	泉区和泉中央北一丁目31番13号	-	-		1	1
358	横浜市	横浜市立いずみ野小学校	0458040771	0458047936	2450016	泉区和泉町6211番地	-	-		1	1

番号	市町村名	避難所(施設)の名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	収容可能人員 (人)	避難所面積 (㎡)	県有施設	指定避難所 (災害対策基本 法第49条の7に 基づく指定)	指定緊急避難場 所との重複
359	横浜市	横浜市立伊勢山小学校	0458041691	0458054096	2450016	泉区和泉中央南二丁目27番地1号	-	-	-	1	1
360	横浜市	旧横浜市立いちよう小学校	0458031664	0458019416	2450018	泉区上飯田町3220番地4	-	-	-	1	1
361	横浜市	横浜市立岡津小学校	0458114104	0458124586	2450003	泉区岡津町2311番地	-	-	-	1	1
362	横浜市	横浜市立上飯田小学校	0458023545	0458012758	2450018	泉区上飯田町1331番地	-	-	-	1	1
363	横浜市	横浜市立葛野小学校	0458036401	0458044592	2450014	泉区中田南五丁目15番1号	-	-	-	1	1
364	横浜市	横浜市立下和泉小学校	0458036301	0458042602	2450016	泉区和泉町1436番地	-	-	-	1	1
365	横浜市	横浜市立新橋小学校	0458112550	0458124071	2450009	泉区新橋町909番地	-	-	-	1	1
366	横浜市	横浜市立中田小学校	0458021901	0458012744	2450014	泉区中田南四丁目4番1号	-	-	-	1	1
367	横浜市	横浜市立中和田小学校	0458022453	0458012743	2450016	泉区和泉中央南四丁目9番1号	-	-	-	1	1
368	横浜市	横浜市立中和田南小学校	0458020979	0458012753	2450016	泉区和泉町987番地	-	-	-	1	1
369	横浜市	横浜市立西が岡小学校	0458143603	0458143372	2450006	泉区西が岡三丁目12番地11	-	-	-	1	1
370	横浜市	横浜市立東中田小学校	0458020500	0458014089	2450013	泉区中田東四丁目43番1号	-	-	-	1	1
371	横浜市	横浜市立泉が丘中学校	0458028797	0458054685	2450016	泉区和泉が丘三丁目29番1号	-	-	-	1	1
372	横浜市	横浜市立いずみ野中学校	0458046540	0458035895	2450016	泉区和泉町6201番地	-	-	-	1	1
373	横浜市	横浜市立上飯田中学校	0458040444	0458035649	2450018	泉区上飯田町2254番地	-	-	-	1	1
374	横浜市	横浜市立中田中学校	0458033771	0458054698	2450012	泉区中田北二丁目20番1号	-	-	-	1	1
375	横浜市	横浜市立中和田中学校	0458021301	0458054403	2450016	泉区和泉中央北二丁目5番1号	-	-	-	1	1
376	横浜市	横浜市立領家中学校	0458116641	0458129645	2450004	泉区領家四丁目3番地1	-	-	-	1	1
377	横浜市	横浜市立青葉台小学校	0459831061	0459834919	2270061	青葉区桜台47番地	-	-	-	1	1
378	横浜市	横浜市立あざみ野第一小学校	0459027152	0459041338	2250011	青葉区あざみ野四丁目6番地1	-	-	-	1	1
379	横浜市	横浜市立あざみ野第二小学校	0459024866	0459041076	2250011	青葉区あざみ野三丁目29番地3	-	-	-	1	1
380	横浜市	横浜市立市ヶ尾小学校	0459735722	0459725495	2250024	青葉区市ヶ尾町1632番地1	-	-	-	1	1
381	横浜市	横浜市立美しが丘小学校	0459013408	0459020842	2250002	青葉区美しが丘二丁目29番地	-	-	-	1	1
382	横浜市	横浜市立美しが丘東小学校	0459010931	0459044906	2250002	青葉区美しが丘二丁目25番地	-	-	-	1	1
383	横浜市	横浜市立荇子田小学校	0459013331	0459041341	2250005	青葉区荇子田三丁目8番地9	-	-	-	1	1
384	横浜市	横浜市立荇田西小学校	0459114481	0459130122	2250014	青葉区荇田西四丁目5番地1	-	-	-	1	1
385	横浜市	横浜市立榎が丘小学校	0459831067	0459835284	2270063	青葉区榎が丘29番地	-	-	-	1	1
386	横浜市	横浜市立恩田小学校	0459617651	0459616014	2270034	青葉区桂台二丁目36番地	-	-	-	1	1
387	横浜市	横浜市立桂小学校	0459617211	0459617175	2270034	青葉区桂台一丁目4番地	-	-	-	1	1
388	横浜市	横浜市立鵬志田第一小学校	0459622750	0459611469	2270033	青葉区鵬志田町805番地6	-	-	-	1	1
389	横浜市	横浜市立鵬志田緑小学校	0459622261	0459611549	2270033	青葉区鵬志田町532番地	-	-	-	1	1
390	横浜市	横浜市立鉄小学校	0459714016	0459716458	2250025	青葉区鉄町427番地	-	-	-	1	1
391	横浜市	横浜市立嶮山小学校	0459027161	0459044254	2250021	青葉区すすき野一丁目6番地4	-	-	-	1	1
392	横浜市	横浜市立さつきが丘小学校	0459741091	0459726874	2270053	青葉区さつきが丘8番地	-	-	-	1	1
393	横浜市	横浜市立新石川小学校	0459116281	0459124892	2250003	青葉区新石川三丁目12番地1	-	-	-	1	1
394	横浜市	横浜市立旧すすき野小学校	0459016232	0459044693	2250021	青葉区すすき野三丁目4番地1	-	-	-	1	1
395	横浜市	横浜市立田奈小学校	0459810009	0459819743	2270064	青葉区田奈町51番地13	-	-	-	1	1
396	横浜市	横浜市立つつじが丘小学校	0459817117	0459834548	2270055	青葉区つつじが丘34番地	-	-	-	1	1
397	横浜市	横浜市立奈良小学校	0459621063	0459611409	2270036	青葉区奈良町1541番地2	-	-	-	1	1
398	横浜市	横浜市立奈良の丘小学校	0459625391	0459625426	2270038	青葉区奈良二丁目29番地1	-	-	-	1	1
399	横浜市	横浜市立東市ヶ尾小学校	0459732590	0459725728	2250024	青葉区市ヶ尾町519番地	-	-	-	1	1
400	横浜市	横浜市立藤が丘小学校	0459714121	0459725348	2270043	青葉区藤が丘二丁目30番地3	-	-	-	1	1
401	横浜市	横浜市立みたけ台小学校	0459719921	0459724266	2270047	青葉区みたけ台18番地	-	-	-	1	1
402	横浜市	横浜市立もえぎ野小学校	0459734044	0459739624	2270044	青葉区もえぎ野16番地	-	-	-	1	1
403	横浜市	横浜市立元石川小学校	0459021821	0459044509	2250002	青葉区美しが丘四丁目31番地1	-	-	-	1	1
404	横浜市	横浜市立山内小学校	0459110003	0459131372	2250003	青葉区新石川一丁目20番地1	-	-	-	1	1
405	横浜市	横浜市立谷本小学校	0459737109	0459722896	2270043	青葉区藤が丘一丁目55番地10	-	-	-	1	1
406	横浜市	横浜市立青葉台中学校	0459830040	0459837103	2270062	青葉区青葉台二丁目25番地2	-	-	-	1	1
407	横浜市	横浜市立あざみ野中学校	0459024836	0459044054	2250011	青葉区あざみ野一丁目29番地1	-	-	-	1	1
408	横浜市	横浜市立美しが丘中学校	0459019649	0459041623	2250002	青葉区美しが丘三丁目41番地1	-	-	-	1	1
409	横浜市	横浜市立奈良中学校	0459622753	0459616017	2270035	青葉区すみよし台36番地3	-	-	-	1	1
410	横浜市	横浜市立みたけ台中学校	0459716431	0459729812	2270047	青葉区みたけ台30番地	-	-	-	1	1

番号	市町村名	避難所(施設)の名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	収容可能人員 (人)	避難所面積 (㎡)	県有施設	指定避難所 (災害対策基本 法第49条の7に 基づく指定)	指定緊急避難場 所との重複
411	横浜市	横浜市立緑が丘中学校	0459735316	0459744293	2270051	青葉区千草台50番地1	-	-		1	1
412	横浜市	横浜市立山内中学校	0459010030	0459041529	2250002	青葉区美しが丘五丁目4番地	-	-		1	1
413	横浜市	横浜市立谷本中学校	0459737108	0459739242	2270052	青葉区梅が丘5番地	-	-		1	1
414	横浜市	横浜市立牛久保小学校	0459125700	0459125785	2240012	都筑区牛久保一丁目23番1号	-	-		1	1
415	横浜市	横浜市立荏田小学校	0459110149	0459131461	2240008	都筑区荏田南町694番地	-	-		1	1
416	横浜市	横浜市立荏田東第一小学校	0459417630	0459429464	2240006	都筑区荏田東三丁目5番1号	-	-		1	1
417	横浜市	横浜市立荏田南小学校	0459421040	0459428792	2240007	都筑区荏田南二丁目5番2号	-	-		1	1
418	横浜市	横浜市立折本小学校	0459426664	0459424970	2240043	都筑区折本町1321番地	-	-		1	1
419	横浜市	横浜市立勝田小学校	0455923612	0455929542	2240034	都筑区勝田町266番地	-	-		1	1
420	横浜市	横浜市立川和小学校	0459312272	0459344423	2240057	都筑区川和町1463番地	-	-		1	1
421	横浜市	横浜市立川和東小学校	0459428130	0459429941	2240051	都筑区富士見が丘21番2号	-	-		1	1
422	横浜市	横浜市立北山田小学校	0455920061	0455920066	2240021	都筑区北山田五丁目14番1号	-	-		1	1
423	横浜市	横浜市立すみれが丘小学校	0455920031	0455929769	2240013	都筑区すみれが丘34番地	-	-		1	1
424	横浜市	横浜市立茅ヶ崎小学校	0459422444	0459429742	2240037	都筑区茅ヶ崎南一丁目11番1号	-	-		1	1
425	横浜市	横浜市立茅ヶ崎台小学校	0459428510	0459429943	2240063	都筑区長坂13番1号	-	-		1	1
426	横浜市	横浜市立茅ヶ崎東小学校	0459430802	0459430804	2240033	都筑区茅ヶ崎東二丁目11番1号	-	-		1	1
427	横浜市	横浜市立都田小学校	0459412049	0459428942	2240053	都筑区池辺町2831番地	-	-		1	1
428	横浜市	横浜市立都田西小学校	0459337652	0459370964	2240053	都筑区池辺町2452番地1	-	-		1	1
429	横浜市	横浜市立都筑小学校	0459136871	0459136875	2240001	都筑区中川六丁目2番1号	-	-		1	1
430	横浜市	横浜市立つつぎの丘小学校	0459443461	0459443463	2240006	都筑区荏田東一丁目22番1号	-	-		1	1
431	横浜市	横浜市立中川小学校	0455912022	0455918064	2240014	都筑区牛久保東二丁目21番1号	-	-		1	1
432	横浜市	横浜市立中川西小学校	0459121286	0459123795	2240001	都筑区中川一丁目3番1号	-	-		1	1
433	横浜市	横浜市立東山田小学校	0455944851	0455944853	2240023	都筑区東山田一丁目4番1号	-	-		1	1
434	横浜市	横浜市立南山田小学校	0455939491	0455939493	2240029	都筑区南山田二丁目27番1号	-	-		1	1
435	横浜市	横浜市立山田小学校	0455923615	0455929642	2240023	都筑区東山田三丁目29番1号	-	-		1	1
436	横浜市	横浜市立川和中学校	0459411361	0459429965	2240051	都筑区富士見が丘21番1号	-	-		1	1
437	横浜市	横浜市立茅ヶ崎中学校	0459410601	0459429216	2240037	都筑区茅ヶ崎南一丁目10番1号	-	-		1	1
438	横浜市	横浜市立都田中学校	0459412045	0459429298	2240053	都筑区池辺町2818番地	-	-		1	1
439	横浜市	横浜市立中川中学校	0455923701	0455935942	2240027	都筑区大榎町240番地	-	-		1	1
440	横浜市	横浜市立中川西中学校	0459121270	0459130126	2240001	都筑区中川二丁目1番1号	-	-		1	1
441	横浜市	横浜市立黒須田小学校	0459720755	0459720722	2250022	青葉区黒須田34番地1	-	-		1	1
442	横浜市	横浜市立あかね台中学校	0459830040	0459837103	2270066	青葉区あかね台二丁目8-2	-	-		1	1
443	横浜市	横浜市立みなと総合高等学校	0456623710	0456632495	2310023	中区山下町231番地	-	-		1	1
444	横浜市	横浜市立旧上白根中学校	0459522034	0459511327	2410001	旭区上白根町868番地	-	-		1	1
445	横浜市	横浜市立美しが丘西小学校	0459020450	0459020452	2250001	青葉区美しが丘西二丁目48番地1	-	-		1	1
446	横浜市	横浜市立横濱吉田中学校	0452610905	0452537085	2310047	中区羽衣町3丁目84番地	-	-		1	1
447	横浜市	横浜市立左近山小学校	0453517856	0453517398	2410831	旭区左近山1997番地2	-	-		1	1
448	横浜市	横浜市立四季の森小学校	0459521585	0459511264	2410001	旭区上白根町901番地	-	-		1	1
449	横浜市	横浜市立飯田北いちよう小学校	0458023441	0458054017	2450018	泉区上飯田町3795番地	-	-		1	1
450	横浜市	横浜市立神奈川中学校	0454314770	0454314373	2210004	神奈川区西大口141	-	-		1	1
451	横浜市	横浜市立松本中学校	0453232580	0453201034	2210852	神奈川区三ツ沢下町30-1	-	-		1	1
452	横浜市	横浜市立六角橋中学校	0454813521	0454812997	2210802	神奈川区六角橋5-33-1	-	-		1	1
453	横浜市	横浜市立岩崎中学校	0453313663	0453315593	2400011	保土ヶ谷区桜ヶ丘2-6-1	-	-		1	1
454	横浜市	横浜市立旧富士見中学校	0450262692	0450262692	2310036	中区山田町3番地9	-	-		1	1
455	横浜市	横浜市立深谷中学校	0458522888	0458530905	2450067	戸塚区深谷町1071番地	-	-		1	1
456	横浜市	横浜市立箕輪小学校	0455651151	0455651152	2230051	港北区箕輪町二丁目7番1号	-	-		1	1
457	横浜市	横浜市立菅田中学校	0454722339	0454723351	2210864	神奈川区菅田町2017	-	-		1	1
458	横浜市	横浜市立左近山中学校	0453517712	0453517049	2410831	旭区左近山1335-2	-	-		1	1
459	横浜市	横浜市立緑園義務教育学校	0458116710	0458125894	2450002	泉区緑園5-28	-	-		1	1
460	川崎市	大師中学校	044-266-3124	-	210-0811	川崎市大師河原2-1-1	2,571	5,142		1	1
461	川崎市	殿町小学校	044-266-4888	-	210-0821	川崎市殿町1-17-19	1,770	3,541		1	1
462	川崎市	東門前小学校	044-288-2066	-	210-0812	川崎市東門前3-4-6	2,798	5,596		1	1

番号	市町村名	避難所(施設)の名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	収容可能人員 (人)	避難所面積 (㎡)	県有施設	指定避難所 (災害対策基本 法第49条の7に 基づく指定)	指定緊急避難場 所との重複
463	川崎市	南大師中学校	044-266-2124	-	210-0828	川崎区四谷上町24-1	1,887	3,775		1	1
464	川崎市	大師小学校	044-288-3020	-	210-0812	川崎区東門前2-6-1	1,536	3,073		1	1
465	川崎市	四谷小学校	044-266-5884	-	210-0827	川崎区四谷下町4-1	1,542	3,084		1	1
466	川崎市	川中島中学校	044-222-5708	-	210-0804	川崎区藤崎2-19-1	2,156	4,313		1	1
467	川崎市	川中島小学校	044-288-3166	-	210-0803	川崎区川中島2-4-19	1,911	3,822		1	1
468	川崎市	藤崎小学校	044-288-2125	-	210-0804	川崎区藤崎3-2-1	1,670	3,340		1	1
469	川崎市	桜本中学校	044-288-7187	-	210-0832	川崎区池上新町1-2-4	1,550	3,101		1	1
470	川崎市	田島支援学校桜校	044-299-2861	-	210-0832	川崎区池上新町1-1-3	1,334	2,668		1	1
471	川崎市	さくら小学校	044-266-4602	-	210-0833	川崎区桜本1-9-15	1,559	3,119		1	1
472	川崎市	臨港中学校	044-333-5538	-	210-0851	川崎区浜町2-11-22	2,015	4,031		1	1
473	川崎市	大島小学校	044-322-7187	-	210-0851	川崎区浜町1-5-1	1,712	3,424		1	1
474	川崎市	渡田小学校	044-344-4931	-	210-0853	川崎区田島町14-1	2,224	4,448		1	1
475	川崎市	田島中学校	044-322-2028	-	210-0846	川崎区小田2-21-7	2,020	4,040		1	1
476	川崎市	東小田小学校	044-333-2123	-	210-0846	川崎区小田5-11-20	1,287	2,574		1	1
477	川崎市	京町中学校	044-333-5308	-	210-0848	川崎区京町3-19-11	1,636	3,272		1	1
478	川崎市	小田小学校	044-333-3301	-	210-0846	川崎区小田4-12-24	2,044	4,089		1	1
479	川崎市	浅田小学校	044-333-5977	-	210-0847	川崎区浅田2-11-21	1,233	2,466		1	1
480	川崎市	渡田中学校	044-244-4705	-	210-0841	川崎区渡田向町11-1	2,004	4,008		1	1
481	川崎市	新町小学校	044-322-2496	-	210-0844	川崎区渡田新町3-15-1	1,366	2,732		1	1
482	川崎市	東大島小学校	044-233-2129	-	210-0834	川崎区大島5-25-1	1,389	2,778		1	1
483	川崎市	向小学校	044-233-6936	-	210-0834	川崎区大島4-17-1	1,379	2,758		1	1
484	川崎市	田島小学校	044-333-8436	-	210-0837	川崎区渡田1-20-1	1,526	3,052		1	1
485	川崎市	富士見中学校	044-233-2981	-	210-0011	川崎区富士見2-1-2	2,353	4,707		1	1
486	川崎市	旭町小学校	044-222-5042	-	210-0808	川崎区旭町2-2-1	1,605	3,211		1	1
487	川崎市	市立川崎高校・附属中学校	044-244-4981	-	210-0806	川崎区中島3-3-1	5,105	10,211		1	1
488	川崎市	宮前小学校	044-222-7036	-	210-0012	川崎区宮前町8-13	1,735	3,470		1	1
489	川崎市	川崎中学校	044-222-7187	-	210-0025	川崎区下並木50	1,876	3,752		1	1
490	川崎市	川崎小学校	044-233-3831	-	210-0024	川崎区日進町20-1	1,606	3,212		1	1
491	川崎市	京町小学校	044-322-2411	-	210-0848	川崎区京町1-1-4	1,773	3,546		1	1
492	川崎市	南河原中学校	044-511-2413	-	212-0012	幸区中幸町4-31	1,873	3,746		1	1
493	川崎市	南河原小学校	044-522-2573	-	212-0021	幸区都町18	1,345	2,690		1	1
494	川崎市	幸町小学校	044-522-0388	-	212-0012	幸区中幸町2-17	1,767	3,535		1	1
495	川崎市	御幸中学校	044-522-3404	-	212-0005	幸区戸手4-2-1	2,457	4,914		1	1
496	川崎市	川崎総合科学高校	044-511-7336	-	212-0002	幸区小向仲野町5-1	2,645	5,290		1	1
497	川崎市	御幸小学校	044-511-4317	-	212-0006	幸区遠藤町1	3,154	6,308		1	1
498	川崎市	西御幸小学校	044-522-2419	-	212-0004	幸区小向西町4-30	1,254	2,508		1	1
499	川崎市	市立幸高校	044-522-0125	-	212-0023	幸区戸手本町1-150	2,713	5,427		1	1
500	川崎市	戸手小学校	044-522-3506	-	212-0023	幸区戸手本町1-165	1,802	3,605		1	1
501	川崎市	塚越中学校	044-511-0458	-	212-0024	幸区塚越1-60	2,427	4,854		1	1
502	川崎市	古市場小学校	044-522-0282	-	212-0052	幸区古市場1-1	1,880	3,760		1	1
503	川崎市	古川小学校	044-533-1524	-	212-0025	幸区古川町70	2,118	4,236		1	1
504	川崎市	下平間小学校	044-522-3304	-	212-0053	幸区下平間175	1,576	3,152		1	1
505	川崎市	東小倉小学校	044-511-5201	-	212-0033	幸区東小倉1-1	1,716	3,432		1	1
506	川崎市	日吉中学校	044-588-4552	-	212-0057	幸区北加瀬2-3-1	1,727	3,455		1	1
507	川崎市	日吉小学校	044-588-4411	-	212-0057	幸区北加瀬1-37-1	2,160	4,321		1	1
508	川崎市	南加瀬中学校	044-588-6428	-	212-0055	幸区南加瀬3-10-1	2,591	5,183		1	1
509	川崎市	南加瀬小学校	044-599-2554	-	212-0055	幸区南加瀬4-24-1	1,712	3,424		1	1
510	川崎市	小倉小学校	044-588-3332	-	212-0054	幸区小倉2-20-1	1,606	3,212		1	1
511	川崎市	市立看護大学	044-587-3500	-	212-0054	幸区小倉4-30-1	1,124	2,250		1	1
512	川崎市	夢見ヶ崎小学校	044-599-1247	-	212-0055	幸区南加瀬2-13-1	1,356	2,712		1	1
513	川崎市	新小倉小学校	044-588-1201	-	212-0031	幸区新小倉2-15	4,018	8,036		1	1
514	川崎市	今井中学校	044-722-1458	-	211-0065	中原区今井仲町7-1	1,987	3,974		1	1

番号	市町村名	避難所(施設)の名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	収容可能人員 (人)	避難所面積 (㎡)	県有施設	指定避難所 (災害対策基本 法第49条の7に 基づく指定)	指定緊急避難場 所との重複
515	川崎市	今井小学校	044-722-5507	-	211-0066	中原区今井西町3-18	2,121	4,243		1	1
516	川崎市	住吉小学校	044-411-2044	-	211-0033	中原区木月祇園町17-1	1,611	3,222		1	1
517	川崎市	西中原中学校	044-788-0031	-	211-0041	中原区下小田中2-17-1	3,076	6,152		1	1
518	川崎市	大谷戸小学校	044-766-9393	-	211-0053	中原区上小田中1-27-1	2,636	5,273		1	1
519	川崎市	大戸小学校	044-766-4507	-	211-0041	中原区下小田中1-4-1	2,337	4,674		1	1
520	川崎市	新城小学校	044-766-6636	-	211-0042	中原区下新城1-15-1	1,979	3,958		1	1
521	川崎市	市立鷺学校	044-766-6500	-	211-0053	中原区上小田中3-10-5	1,087	2,175		1	1
522	川崎市	宮内中学校	044-766-4795	-	211-0051	中原区宮内4-13-1	1,819	3,639		1	1
523	川崎市	宮内小学校	044-777-6700	-	211-0051	中原区宮内2-4-1	2,319	4,639		1	1
524	川崎市	中原小学校	044-722-2042	-	211-0068	中原区小杉御殿町1-950	1,767	3,534		1	1
525	川崎市	住吉中学校	044-411-1434	-	211-0021	中原区木月住吉町27-1	1,604	3,208		1	1
526	川崎市	木月小学校	044-411-0600	-	211-0025	中原区木月4-53-1	1,142	2,284		1	1
527	川崎市	苅宿小学校	044-411-3501	-	211-0022	中原区苅宿25-1	1,622	3,244		1	1
528	川崎市	東住吉小学校	044-411-2442	-	211-0021	中原区木月住吉町1-11	1,752	3,505		1	1
529	川崎市	井田中学校	044-766-3394	-	211-0036	中原区井田杉山町11-1	1,732	3,464		1	1
530	川崎市	下小田中学校	044-766-1669	-	211-0041	中原区下小田中3-35-1	2,704	5,409		1	1
531	川崎市	井田小学校	044-766-3994	-	211-0034	中原区井田中ノ町29-1	2,472	4,945		1	1
532	川崎市	玉川中学校	044-422-6029	-	211-0012	中原区中丸子562	1,695	3,391		1	1
533	川崎市	市立橋高校	044-411-2640	-	211-0012	中原区中丸子562	4,358	8,716		1	1
534	川崎市	玉川小学校	044-522-4415	-	211-0015	中原区北谷町32	1,664	3,328		1	1
535	川崎市	下沼部小学校	044-422-5630	-	211-0011	中原区下沼部1955	2,088	4,177		1	1
536	川崎市	平間中学校	044-511-3501	-	211-0013	中原区上平間1368	2,160	4,321		1	1
537	川崎市	下河原小学校	044-522-0157	-	211-0013	中原区上平間585	1,468	2,937		1	1
538	川崎市	平間小学校	044-511-6527	-	211-0013	中原区上平間1480	1,739	3,478		1	1
539	川崎市	中原中学校	044-722-9293	-	211-0062	中原区小杉陣屋町1-24-1	1,967	3,935		1	1
540	川崎市	上丸子小学校	044-422-6202	-	211-0001	中原区上丸子八幡町815	1,861	3,723		1	1
541	川崎市	西丸子小学校	044-722-4142	-	211-0062	中原区小杉陣屋町2-19-1	1,894	3,788		1	1
542	川崎市	小杉小学校	044-711-5552	-	211-0063	中原区小杉町2-295-1	2,506	5,012		1	1
543	川崎市	西高津中学校	044-822-2495	-	213-0032	高津区久地1-10-1	2,429	4,858		1	1
544	川崎市	高津小学校	044-822-2067	-	213-0001	高津区溝口4-19-1	2,860	5,721		1	1
545	川崎市	久地小学校	044-833-5728	-	213-0032	高津区久地4-2-1	2,411	4,823		1	1
546	川崎市	下作延小学校	044-822-0724	-	213-0033	高津区下作延5-19-1	1,391	2,783		1	1
547	川崎市	橋中学校	044-777-6953	-	213-0022	高津区千年1300	2,516	5,032		1	1
548	川崎市	橋小学校	044-766-3966	-	213-0022	高津区千年1024	2,282	4,564		1	1
549	川崎市	新作小学校	044-877-6656	-	213-0014	高津区新作1-9-1	1,229	2,459		1	1
550	川崎市	末長小学校	044-866-7641	-	213-0013	高津区末長3-8-11	2,444	4,888		1	1
551	川崎市	高津中学校	044-822-4311	-	213-0011	高津区久本3-11-2	1,745	3,490		1	1
552	川崎市	久本小学校	044-822-9331	-	213-0011	高津区久本3-11-3	2,263	4,526		1	1
553	川崎市	市立高津高校	044-811-2555	-	213-0011	高津区久本3-11-1	3,261	6,523		1	1
554	川崎市	東高津中学校	044-833-2977	-	213-0013	高津区末長4-1-1	1,650	3,300		1	1
555	川崎市	東高津小学校	044-833-5452	-	213-0005	高津区北見方2-5-1	2,344	4,688		1	1
556	川崎市	坂戸小学校	044-844-0539	-	213-0012	高津区坂戸1-18-1	1,674	3,349		1	1
557	川崎市	東橋中学校・子母口小学校	044-766-7588	-	213-0023	高津区子母口730	5,503	11,007		1	1
558	川崎市	久末小学校	044-777-6632	-	213-0026	高津区久末647	2,130	4,260		1	1
559	川崎市	梶ヶ谷小学校	044-888-0102	-	213-0015	高津区梶ヶ谷4-12	1,750	3,500		1	1
560	川崎市	西梶ヶ谷小学校	044-888-0151	-	213-0015	高津区梶ヶ谷2-14-1	1,566	3,132		1	1
561	川崎市	上作延小学校	044-866-2042	-	213-0034	高津区上作延559	1,799	3,599		1	1
562	川崎市	南原小学校	044-866-4037	-	213-0034	高津区上作延796	1,438	2,876		1	1
563	川崎市	宮前平中学校	044-855-3213	-	216-0006	宮前区宮前平2-7	2,381	4,762		1	1
564	川崎市	富士見台小学校	044-888-0189	-	216-0006	宮前区宮前平2-18-3	2,340	4,680		1	1
565	川崎市	宮前平小学校	044-853-1051	-	216-0006	宮前区宮前平3-14-1	1,879	3,759		1	1
566	川崎市	宮崎台小学校	044-855-1565	-	216-0033	宮前区宮崎3-18-2	1,954	3,909		1	1

番号	市町村名	避難所(施設)の名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	収容可能人員 (人)	避難所面積 (㎡)	県有施設	指定避難所 (災害対策基本 法第49条の7に 基づく指定)	指定緊急避難場 所との重複
567	川崎市	有馬中学校	044-855-7914	-	216-0003	宮前区有馬7-7-1	2,220	4,441		1	1
568	川崎市	西有馬小学校	044-855-7912	-	216-0003	宮前区有馬7-6-1	1,767	3,535		1	1
569	川崎市	有馬小学校	044-866-1490	-	216-0002	宮前区東有馬5-12-1	1,810	3,620		1	1
570	川崎市	鷺沼小学校	044-854-3983	-	216-0004	宮前区鷺沼2-1	1,991	3,983		1	1
571	川崎市	土橋小学校	044-865-1536	-	216-0005	宮前区土橋3-1-11	2,085	4,170		1	1
572	川崎市	宮崎中学校	044-866-3372	-	216-0033	宮前区宮崎107	2,480	4,961		1	1
573	川崎市	宮崎小学校	044-866-2218	-	216-0035	宮前区馬絹1-30-9	2,070	4,140		1	1
574	川崎市	野川中学校	044-766-1117	-	216-0001	宮前区西野川2-2-1	2,133	4,266		1	1
575	川崎市	西野川小学校	044-766-3916	-	216-0001	宮前区野川台3-10-1	1,271	2,543		1	1
576	川崎市	野川小学校	044-766-5503	-	216-0001	宮前区西野川2-19-1	1,970	3,940		1	1
577	川崎市	南野川小学校	044-788-5502	-	216-0001	宮前区南野川2-12-1	1,608	3,217		1	1
578	川崎市	菅生中学校	044-977-8788	-	216-0015	宮前区菅生2-10-1	2,002	4,004		1	1
579	川崎市	菅生小学校	044-977-0914	-	216-0015	宮前区菅生1-5-1	1,886	3,772		1	1
580	川崎市	穂原小学校	044-976-4381	-	216-0012	宮前区水沢3-7-1	1,510	3,020		1	1
581	川崎市	犬蔵中学校	044-977-2001	-	216-0011	宮前区犬蔵1-10-1	1,867	3,734		1	1
582	川崎市	白幡台小学校	044-977-3590	-	216-0024	宮前区南平台13-1	1,314	2,628		1	1
583	川崎市	犬蔵小学校	044-976-1848	-	216-0011	宮前区犬蔵1-3-1	2,087	4,175		1	1
584	川崎市	向丘中学校	044-866-2877	-	216-0031	宮前区神木本町5-11-1	2,188	4,376		1	1
585	川崎市	平小学校	044-866-7234	-	216-0022	宮前区平6-5-1	1,879	3,759		1	1
586	川崎市	平中学校	044-976-3858	-	216-0022	宮前区平3-15-1	1,587	3,174		1	1
587	川崎市	向丘小学校	044-866-7002	-	216-0022	宮前区平1-6-1	1,991	3,982		1	1
588	川崎市	稲田中学校	044-911-2207	-	214-0021	多摩区宿河原4-1-1	2,475	4,950		1	1
589	川崎市	稲田小学校	044-911-2116	-	214-0021	多摩区宿河原3-18-1	1,799	3,598		1	1
590	川崎市	長尾小学校	044-866-1535	-	214-0023	多摩区長尾7-28-1	1,376	2,753		1	1
591	川崎市	宿河原小学校	044-922-5671	-	214-0021	多摩区宿河原2-1-1	1,635	3,271		1	1
592	川崎市	枅形中学校	044-900-3230	-	214-0032	多摩区枅形1-22-1	1,729	3,459		1	1
593	川崎市	登戸小学校	044-911-2114	-	214-0014	多摩区登戸1329	1,808	3,616		1	1
594	川崎市	中野島中学校	044-944-4844	-	214-0012	多摩区中野島1-16-1	2,416	4,833		1	1
595	川崎市	中野島小学校	044-911-3338	-	214-0012	多摩区中野島3-12-1	2,495	4,990		1	1
596	川崎市	下布田小学校	044-944-3591	-	214-0011	多摩区布田23-1	1,255	2,511		1	1
597	川崎市	東菅小学校	044-945-0537	-	214-0004	多摩区菅馬場2-19-1	2,098	4,196		1	1
598	川崎市	生田中学校	044-911-2141	-	214-0034	多摩区三田2-5420-2	2,667	5,334		1	1
599	川崎市	生田小学校	044-911-2105	-	214-0038	多摩区生田7-22-1	2,189	4,378		1	1
600	川崎市	三田小学校	044-900-0420	-	214-0034	多摩区三田3-6-4	1,563	3,127		1	1
601	川崎市	東生田小学校	044-911-4925	-	214-0032	多摩区枅形4-9-1	1,850	3,701		1	1
602	川崎市	南生田中学校	044-954-6673	-	214-0036	多摩区南生田3-4-1	1,724	3,449		1	1
603	川崎市	南生田小学校	044-954-0957	-	214-0036	多摩区南生田3-1-1	1,844	3,689		1	1
604	川崎市	菅中学校	044-944-8003	-	214-0007	多摩区菅城下28-1	1,596	3,193		1	1
605	川崎市	菅小学校	044-944-2118	-	214-0001	多摩区菅2-6-1	2,012	4,024		1	1
606	川崎市	南菅中学校	044-944-5352	-	214-0004	多摩区菅馬場4-1-1	1,638	3,277		1	1
607	川崎市	南菅小学校	044-944-5371	-	214-0004	多摩区菅馬場3-25-1	1,454	2,909		1	1
608	川崎市	西菅小学校	044-945-8182	-	214-0008	多摩区菅北浦4-2-1	1,414	2,829		1	1
609	川崎市	西生田中学校	044-954-7866	-	215-0003	麻生区高石3-25-1	2,186	4,373		1	1
610	川崎市	西生田小学校	044-966-5162	-	215-0001	麻生区細山2-2-1	2,057	4,115		1	1
611	川崎市	百合丘小学校	044-966-3590	-	215-0011	麻生区百合丘2-1-2	1,953	3,906		1	1
612	川崎市	長沢中学校	044-954-5612	-	215-0012	麻生区東百合丘4-12-1	1,740	3,481		1	1
613	川崎市	長沢小学校	044-954-0958	-	215-0012	麻生区東百合丘2-24-7	1,656	3,312		1	1
614	川崎市	柿生中学校	044-988-1475	-	215-0021	麻生区上麻生6-40-1	2,292	4,584		1	1
615	川崎市	東柿生小学校	044-988-3261	-	215-0018	麻生区王禪寺東6-3-1	1,761	3,523		1	1
616	川崎市	岡上小学校	044-988-7981	-	215-0027	麻生区岡上675-1	1,288	2,576		1	1
617	川崎市	白鳥中学校	044-988-3266	-	215-0024	麻生区白鳥1-5-1	2,012	4,025		1	1
618	川崎市	柿生小学校	044-988-3260	-	215-0023	麻生区片平3-3-1	2,703	5,407		1	1

番号	市町村名	避難所(施設)の名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	収容可能人員 (人)	避難所面積 (㎡)	県有施設	指定避難所 (災害対策基本 法第49条の7に 基づく指定)	指定緊急避難場 所との重複
619	川崎市	片平小学校	044-987-6368	-	215-0023	麻生区片平5-28-1	2,017	4,035		1	1
620	川崎市	栗木台小学校	044-987-4634	-	215-0032	麻生区栗木台5-15-1	1,678	3,357		1	1
621	川崎市	金程中学校	044-951-2140	-	215-0006	麻生区金程3-16-1	1,729	3,459		1	1
622	川崎市	金程小学校	044-966-5221	-	215-0006	麻生区金程2-10-1	1,274	2,549		1	1
623	川崎市	千代ヶ丘小学校	044-954-1535	-	215-0005	麻生区千代ヶ丘8-9-1	1,434	2,869		1	1
624	川崎市	麻生中学校	044-954-2811	-	215-0021	麻生区上麻生4-39-1	1,691	3,383		1	1
625	川崎市	麻生小学校	044-954-0311	-	215-0021	麻生区上麻生3-24-1	1,822	3,644		1	1
626	川崎市	南百合丘小学校	044-966-7292	-	215-0017	麻生区王禅寺西1-26-1	1,790	3,580		1	1
627	川崎市	白山中学校跡地施設 (旧白山中学校)	044-965-5115	-	215-0014	麻生区白山1-1-1	309	619		1	1
628	川崎市	日本映画大学白山校舎	044-328-9123	-	215-0014	麻生区白山2-1-1	336	673		1	1
629	川崎市	真福寺小学校	044-988-4337	-	215-0014	麻生区白山5-3-1	1,300	2,601		1	1
630	川崎市	王禅寺中央中学校	044-987-0074	-	215-0018	麻生区王禅寺東4-14-2	1,725	3,450		1	1
631	川崎市	王禅寺中央小学校	044-988-3265	-	215-0018	麻生区王禅寺東4-14-1	1,790	3,580		1	1
632	川崎市	虹ヶ丘小学校	044-988-9148	-	215-0015	麻生区虹ヶ丘1-21-2	1,629	3,259		1	1
633	川崎市	はるひ野小・中学校	044-980-5211	-	215-0036	麻生区はるひ野4-8-1	4,899	9,799		1	1
634	相模原市	星が丘小学校	042-754-6000	-	252-0238	中央区星が丘3-1-6	1,868	3,083		1	1
635	相模原市	上溝中学校	042-755-3711	-	252-0242	中央区横山5-19-54	1,716	2,832		1	1
636	相模原市	清新小学校	042-753-0600	-	252-0216	中央区清新3-16-6	1,829	3,018		1	1
637	相模原市	清新中学校	042-754-9443	-	252-0216	中央区清新8-5-1	1,674	2,763		1	1
638	相模原市	小山小学校	042-775-1700	-	252-0205	中央区小山4-3-2	1,532	2,528		1	1
639	相模原市	中央小学校	042-753-0727	-	252-0236	中央区富士見1-3-22	1,325	2,187		1	1
640	相模原市	弥栄小学校	042-755-3119	-	252-0229	中央区弥栄3-1-10	1,066	1,759		1	1
641	相模原市	富士見小学校	042-750-8500	-	252-0236	中央区富士見2-4-1	1,553	2,563		1	1
642	相模原市	中央中学校	042-755-0071	-	252-0236	中央区富士見1-3-17	1,348	2,225		1	1
643	相模原市	弥栄中学校	042-758-0252	-	252-0229	中央区弥栄3-1-7	1,271	2,098		1	1
644	相模原市	由野台中学校	042-758-3383	-	252-0222	中央区由野3-1-3	1,077	1,778		1	1
645	相模原市	横山小学校	042-754-8712	-	252-0241	中央区横山台2-35-1	1,338	2,208		1	1
646	相模原市	光が丘小学校	042-753-2285	-	252-0227	中央区光が丘2-19-1	1,066	1,759		1	1
647	相模原市	並木小学校	042-756-3010	-	252-0228	中央区並木2-16-1	989	1,632		1	1
648	相模原市	陽光台小学校	042-755-7011	-	252-0226	中央区陽光台1-15-1	1,066	1,759		1	1
649	相模原市	旧青葉小学校	042-769-8281	-	252-0228	中央区並木4-8-4	1,027	1,695		1	1
650	相模原市	緑が丘中学校	042-755-4842	-	252-0225	中央区緑が丘1-28-1	1,174	1,938		1	1
651	相模原市	向陽小学校	042-752-1309	-	252-0214	中央区向陽町8-33	1,723	2,843		1	1
652	相模原市	小山中学校	042-773-3180	-	252-0205	中央区小山4-3-1	1,309	2,160		1	1
653	相模原市	旭小学校	042-772-0536	-	252-0143	緑区橋本6-15-27	1,221	2,015		1	1
654	相模原市	相原小学校	042-771-2351	-	252-0141	緑区相原4-13-14	1,300	2,145		1	1
655	相模原市	橋本小学校	042-773-1671	-	252-0143	緑区橋本1-12-20	1,493	2,464		1	1
656	相模原市	二本松小学校	042-773-5131	-	252-0137	緑区二本松2-9-1	1,183	1,952		1	1
657	相模原市	宮上小学校	042-773-8700	-	252-0143	緑区橋本4-11-1	1,260	2,079		1	1
658	相模原市	当麻田小学校	042-773-2715	-	252-0141	緑区相原1-14-1	1,027	1,695		1	1
659	相模原市	旭中学校	042-772-0235	-	252-0143	緑区橋本1-12-15	1,593	2,629		1	1
660	相模原市	相原中学校	042-773-1451	-	252-0143	緑区橋本8-12-1	1,271	2,098		1	1
661	相模原市	淵野辺小学校	042-752-2044	-	252-0206	中央区淵野辺4-6-22	1,415	2,335		1	1
662	相模原市	共和小学校	042-753-2286	-	252-0221	中央区高根1-16-13	1,454	2,400		1	1
663	相模原市	大野北小学校	042-755-4841	-	252-0206	中央区淵野辺2-34-1	1,299	2,144		1	1
664	相模原市	淵野辺東小学校	042-759-0377	-	252-0203	中央区東淵野辺3-17-1	1,377	2,273		1	1
665	相模原市	大野北中学校	042-752-2022	-	252-0206	中央区淵野辺2-8-40	1,561	2,576		1	1
666	相模原市	共和中学校	042-756-3012	-	252-0234	中央区共和1-3-10	1,484	2,449		1	1
667	相模原市	大野小学校	042-742-3226	-	252-0344	南区古淵3-21-2	1,726	2,848		1	1
668	相模原市	大沼小学校	042-743-5250	-	252-0333	南区東大沼3-20-1	1,260	2,079		1	1
669	相模原市	大野台小学校	042-756-1210	-	252-0331	南区大野台8-1-15	1,260	2,079		1	1

番号	市町村名	避難所(施設)の名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	収容可能人員 (人)	避難所面積 (㎡)	県有施設	指定避難所 (災害対策基本 法第49条の7に 基づく指定)	指定緊急避難場 所との重複
670	相模原市	大野台中央小学校	042-755-0022	-	252-0331	南区大野台2-26-8	1,454	2,400		1	1
671	相模原市	若松小学校	042-748-5813	-	252-0334	南区若松2-22-1	987	1,629		1	1
672	相模原市	大野台中学校	042-755-4843	-	252-0331	南区大野台8-2-1	1,213	2,002		1	1
673	相模原市	鶴野森中学校	042-743-2292	-	252-0301	南区鶴野森1-11-1	1,173	1,936		1	1
674	相模原市	南大野小学校	042-742-2674	-	252-0302	南区上鶴間1-5-1	1,405	2,319		1	1
675	相模原市	谷口台小学校	042-742-2418	-	252-0307	南区文京2-12-1	1,635	2,698		1	1
676	相模原市	鶴の台小学校	042-745-5611	-	252-0304	南区旭町24-5	1,377	2,273		1	1
677	相模原市	鹿島台小学校	042-745-7193	-	252-0318	南区上鶴間本町1-9-1	1,066	1,759		1	1
678	相模原市	鶴園小学校	042-746-6681	-	252-0318	南区上鶴間本町7-8-1	1,221	2,015		1	1
679	相模原市	谷口小学校	042-748-9151	-	252-0318	南区上鶴間本町5-13-1	989	1,632		1	1
680	相模原市	大野南中学校	042-742-3704	-	252-0307	南区文京1-10-1	1,522	2,512		1	1
681	相模原市	谷口中学校	042-743-2234	-	252-0318	南区上鶴間本町4-13-43	1,154	1,905		1	1
682	相模原市	新町中学校	042-742-0036	-	252-0303	南区相模大野9-14-1	1,113	1,837		1	1
683	相模原市	大沢小学校	042-761-2611	-	252-0135	緑区大島1566	1,532	2,528		1	1
684	相模原市	作の口小学校	042-761-1271	-	252-0134	緑区下九沢459-1	1,260	2,079		1	1
685	相模原市	大島小学校	042-762-6121	-	252-0135	緑区大島1121-19	1,221	2,015		1	1
686	相模原市	九沢小学校	042-763-1801	-	252-0135	緑区大島1859-3	1,260	2,079		1	1
687	相模原市	大沢中学校	042-761-2612	-	252-0135	緑区大島1800	1,522	2,512		1	1
688	相模原市	内出中学校	042-761-0818	-	252-0134	緑区下九沢2845	1,289	2,127		1	1
689	相模原市	田名小学校	042-762-0170	-	252-0244	中央区田名5091-1	1,600	2,640		1	1
690	相模原市	田名北小学校	042-761-2627	-	252-0244	中央区田名1932-1	1,144	1,888		1	1
691	相模原市	新宿小学校	042-761-0811	-	252-0244	中央区田名7019	1,028	1,697		1	1
692	相模原市	田名中学校	042-762-0169	-	252-0244	中央区田名5250-1	1,600	2,640		1	1
693	相模原市	上溝小学校	042-762-0024	-	252-0243	中央区上溝7-6-1	1,338	2,208		1	1
694	相模原市	上溝南小学校	042-778-3326	-	252-0243	中央区上溝782-1	1,221	2,015		1	1
695	相模原市	上溝南中学校	042-763-0155	-	252-0243	中央区上溝2322-2	1,271	2,098		1	1
696	相模原市	麻溝小学校	042-778-0259	-	252-0335	南区下溝713	1,299	2,144		1	1
697	相模原市	夢の丘小学校	042-777-5800	-	252-0336	南区当麻490-2	1,542	2,545		1	1
698	相模原市	新磯小学校	046-251-0214	-	252-0327	南区磯部1028-5	1,377	2,273		1	1
699	相模原市	相陽中学校	042-778-0330	-	252-0327	南区磯部1540	1,600	2,640		1	1
700	相模原市	相模台小学校	042-744-1439	-	252-0314	南区南台6-5-1	1,300	2,145		1	1
701	相模原市	桜台小学校	042-742-3674	-	252-0321	南区相模台7-7-1	989	1,632		1	1
702	相模原市	双葉小学校	042-746-0621	-	252-0316	南区双葉1-2-15	1,144	1,888		1	1
703	相模原市	若草小学校	042-746-4644	-	252-0325	南区新磯野2329	1,066	1,759		1	1
704	相模原市	相模台中学校	042-742-6411	-	252-0315	南区桜台20-1	1,174	1,938		1	1
705	相模原市	麻溝台中学校	042-745-7197	-	252-0328	南区麻溝台4-12-1	1,096	1,809		1	1
706	相模原市	若草中学校	042-748-5788	-	252-0325	南区新磯野2046	922	1,522		1	1
707	相模原市	相武台小学校	046-251-2329	-	252-0323	南区相武台団地2-5-1	989	1,632		1	1
708	相模原市	緑台小学校	046-253-2004	-	252-0325	南区新磯野3-10-23	872	1,439		1	1
709	相模原市	もえぎ台小学校	042-746-8877	-	252-0325	南区新磯野2-41-16	911	1,504		1	1
710	相模原市	相武台中学校	042-746-6201	-	252-0325	南区新磯野5-1-10	1,290	2,129		1	1
711	相模原市	東林小学校	042-742-9579	-	252-0312	南区相南2-3-1	1,418	2,340		1	1
712	相模原市	上鶴間小学校	042-743-9870	-	252-0302	南区上鶴間4-7-1	1,221	2,015		1	1
713	相模原市	くぬぎ台小学校	042-746-0811	-	252-0302	南区上鶴間5-7-1	950	1,568		1	1
714	相模原市	上鶴間中学校	042-743-9881	-	252-0302	南区上鶴間4-14-1	1,174	1,938		1	1
715	相模原市	東林中学校	042-749-1175	-	252-0302	南区上鶴間8-21-1	1,212	2,000		1	1
716	相模原市	川尻小学校	042-782-2037	-	252-0105	緑区久保沢2-22-2	1,423	2,348		1	1
717	相模原市	湘南小学校	042-782-2400	-	252-0115	緑区小倉1573	463	764		1	1
718	相模原市	広陵小学校	042-782-4566	-	252-0112	緑区若葉台4-3-1	829	1,368		1	1
719	相模原市	広田小学校	042-782-8383	-	252-0106	緑区広田9-5	1,036	1,710		1	1
720	相模原市	相模丘中学校	042-782-2310	-	252-0105	緑区久保沢2-22-4	1,279	2,111		1	1
721	相模原市	中沢中学校	042-782-8877	-	252-0116	緑区城山2-7-1	868	1,433		1	1

番号	市町村名	避難所(施設)の名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	収容可能人員 (人)	避難所面積 (㎡)	県有施設	指定避難所 (災害対策基本 法第49条の7に 基づく指定)	指定緊急避難場 所との重複
722	相模原市	小網地域センター	042-780-1402	-	252-0152	緑区太井252-1	123	203		1	1
723	相模原市	三井地域センター	042-780-1402	-	252-0151	緑区三井394-1	89	147		1	1
724	相模原市	中野小学校	042-784-1309	-	252-0157	緑区中野600	1,350	2,228		1	1
725	相模原市	中野中学校	042-784-1240	-	252-0157	緑区中野960	981	1,619		1	1
726	相模原市	津久井中央小学校	042-784-0206	-	252-0159	緑区三ヶ木39-7	913	1,507		1	1
727	相模原市	串川小学校	042-784-0618	-	252-0154	緑区長竹1424	982	1,621		1	1
728	相模原市	根小屋小学校	042-784-1460	-	252-0153	緑区根小屋1580	802	1,324		1	1
729	相模原市	鳥屋学園	042-785-0239	-	252-0155	緑区鳥屋1339	691	1,141		1	1
730	相模原市	青和学園	042-787-0014	-	252-0161	緑区青野原1250-1	1,000	1,650		1	1
731	相模原市	青根地域センター・旧青根中学校	042-780-1402	-	252-0162	緑区青根1926	545	900		1	1
732	相模原市	桂北小学校	042-685-1412	-	252-0171	緑区与瀬877	710	1,172		1	1
733	相模原市	千木良小学校	042-685-0112	-	252-0174	緑区千木良1035	764	1,261		1	1
734	相模原市	内郷小学校	042-685-0110	-	252-0176	緑区寸沢嵐833	768	1,268		1	1
735	相模原市	藤野中学校	042-687-3019	-	252-0184	緑区小淵2082	823	1,358		1	1
736	相模原市	ふるさと自然体験教室・沢井体育館	042-686-6025	-	252-0182	緑区澤井936	497	821		1	1
737	相模原市	藤野小学校	042-687-2719	-	252-0185	緑区日連549	879	1,451		1	1
738	相模原市	藤野南小学校	042-689-2046	-	252-0186	緑区牧野4327	837	1,382		1	1
739	横須賀市	追浜中学校	865-6141	865-6212	237-0061	夏島町12	4,978	9,957		1	1
740	横須賀市	夏島小学校	865-3616	865-3352	237-0062	浦郷町4-35	2,819	5,639		1	1
741	横須賀市	浦郷小学校	865-3921	865-3155	237-0063	追浜東町2-14	3,798	7,597		1	
742	横須賀市	追浜小学校	865-2231	865-2646	237-0067	鷹取2-16-1	2,620	5,240		1	
743	横須賀市	鷹取中学校	866-3800	866-3906	237-0066	湘南鷹取2-30-1	3,865	7,731		1	1
744	横須賀市	鷹取小学校	866-1700	866-1725	237-0066	湘南鷹取4-7-1	3,971	7,943		1	1
745	横須賀市	田浦中学校	861-6115	861-6399	237-0076	船越町7-66	4,010	8,022		1	1
746	横須賀市	船越小学校	861-1253	861-1553	237-0076	船越町5-34	2,564	5,129		1	
747	横須賀市	田浦小学校	861-1251	861-2714	237-0075	田浦町3-55	2,289	4,579		1	1
748	横須賀市	長浦小学校	823-2324	823-2516	238-0048	安針台3-1	2,917	5,834		1	1
749	横須賀市	逸見小学校	822-0201	822-0185	238-0046	西逸見町1-14	1,887	3,775		1	1
750	横須賀市	沢山小学校	822-0057	823-9849	238-0045	東逸見町3-35	1,433	2,866		1	1
751	横須賀市	常葉中学校	825-7410	821-4505	238-0004	小川町18	2,849	5,700		1	1
752	横須賀市	諏訪小学校	822-0058	823-8906	238-0004	小川町18	4,143	8,286		1	1
753	横須賀市	田戸小学校	822-0212	823-8840	238-0011	米が浜通2-12	3,049	6,098		1	
754	横須賀市	汐入小学校	822-0166	822-0129	238-0042	汐入町2-53	2,228	4,457		1	
755	横須賀市	桜小学校	822-3707	823-9725	238-0043	坂本町1-19	3,518	7,037		1	1
756	横須賀市	不入斗中学校	823-0566	823-2648	238-0043	坂本町1-19	4,759	9,520		1	1
757	横須賀市	坂本中学校	822-2385	823-0753	238-0043	坂本町1-19	6,697	13,394		1	1
758	横須賀市	豊島小学校	822-0105	823-8024	238-0017	上町3-21	3,118	6,236		1	
759	横須賀市	鶴久保小学校	824-0974	824-9057	238-0051	不入斗町1-1	3,903	7,808		1	1
760	横須賀市	山崎小学校	822-0059	823-8195	238-0014	三春町6-4	2,938	5,877		1	
761	横須賀市	池上小学校	851-0447	851-0543	238-0035	池上3-5-1	3,623	7,246		1	1
762	横須賀市	池上中学校	851-1255	851-1267	238-0035	池上3-5-1	3,905	7,812		1	1
763	横須賀市	城北小学校	851-2210	851-2217	238-0032	平作1-6-1	3,419	6,839		1	1
764	横須賀市	衣笠中学校	853-5993	853-6011	238-0032	平作2-31-1	4,255	8,512		1	1
765	横須賀市	衣笠小学校	851-0334	851-0335	238-0026	小矢部2-16-1	2,780	5,562		1	
766	横須賀市	公郷小学校	851-0029	851-0056	238-0022	公郷町4-5	4,098	8,197		1	1
767	横須賀市	公郷中学校	852-5766	852-5828	238-0002	公郷町5-81	3,570	7,142		1	1
768	横須賀市	森崎小学校	836-0233	836-0058	238-0023	森崎3-13-1	3,612	7,224		1	1
769	横須賀市	大矢部中学校	834-1326	834-1391	238-0023	森崎5-14-2	4,626	9,254		1	1
770	横須賀市	大矢部小学校	834-7200	834-7330	238-0024	大矢部3-26-1	3,023	6,047		1	
771	横須賀市	大津小学校	836-3537	836-3878	239-0808	大津町3-24-1	2,885	5,771		1	
772	横須賀市	大津中学校	823-1032	824-9429	239-0808	大津町5-2-1	4,943	9,887		1	1
773	横須賀市	根岸小学校	827-0208	821-4316	239-0808	大津町5-5-1	4,920	9,840		1	1

番号	市町村名	避難所(施設)の名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	収容可能人員 (人)	避難所面積 (㎡)	県有施設	指定避難所 (災害対策基本 法第49条の7に 基づく指定)	指定緊急避難場 所との重複
774	横須賀市	馬堀小学校	841-0234	841-0244	239-0802	馬堀町4-10-1	2,953	5,908		1	1
775	横須賀市	馬堀中学校	841-4007	841-4006	239-0802	馬堀町4-10-2	3,194	6,389		1	1
776	横須賀市	望洋小学校	835-7766	835-7764	239-0803	桜が丘1-50-1	3,016	6,033		1	1
777	横須賀市	大塚台小学校	830-5660	830-5661	239-0806	池田町3-1-1	5,994	11,990		1	1
778	横須賀市	走水小学校	841-0203	841-0206	239-0811	走水2-2-2	1,768	3,537		1	
779	横須賀市	小原台小学校	841-4666	841-4668	239-0812	小原台3-1	3,469	6,939		1	
780	横須賀市	鴨居小学校	841-0140	841-0145	239-0813	鴨居3-1-6	3,905	7,810		1	1
781	横須賀市	鴨居中学校	841-0442	841-0556	239-0813	鴨居3-2-2	4,437	8,875		1	1
782	横須賀市	浦賀小学校	841-0028	841-0027	239-0822	浦賀3-8-1	3,522	7,044		1	1
783	横須賀市	浦賀中学校	841-0454	841-0966	239-0822	浦賀3-26-1	4,519	9,039		1	1
784	横須賀市	高坂小学校	841-4201	841-4203	239-0824	西浦賀3-1-1	3,754	7,510		1	1
785	横須賀市	久里浜中学校	835-0402	835-0441	239-0831	久里浜2-11-1	4,677	9,356		1	1
786	横須賀市	久里浜小学校	835-0424	835-0443	239-0831	久里浜6-6-1	3,801	7,603		1	1
787	横須賀市	明浜小学校	835-0323	835-0056	239-0831	久里浜6-7-1	4,038	8,078		1	1
788	横須賀市	神明小学校	834-4315	834-4468	239-0832	神明町407	3,407	6,816		1	1
789	横須賀市	神明中学校	834-4077	834-4480	239-0832	神明町903	4,242	8,485		1	1
790	横須賀市	岩戸小学校	848-3460	848-4412	239-0844	岩戸5-20-1	2,983	5,967		1	
791	横須賀市	岩戸中学校	848-3054	848-3174	239-0844	岩戸5-6-3	4,585	9,170		1	1
792	横須賀市	粟田小学校	848-6465	848-6845	239-0833	ハイランド2-41-1	3,678	7,357		1	1
793	横須賀市	野比小学校	849-7566	849-7814	239-0841	野比1-25-1	3,233	6,467		1	1
794	横須賀市	野比中学校	849-3318	849-3791	239-0841	野比4-4-1	4,239	8,479		1	1
795	横須賀市	野比東小学校	847-1031	847-1522	239-0841	野比4-6-1	3,702	7,405		1	1
796	横須賀市	長沢中学校	849-5431	849-5798	239-0842	長沢5-1-1	4,498	8,998		1	1
797	横須賀市	北下浦小学校	848-0037	848-0386	239-0842	長沢1-29-1	3,020	6,042		1	
798	横須賀市	北下浦中学校	848-0104	848-0146	239-0842	長沢1-30-17	2,693	5,387		1	
799	横須賀市	津久井小学校	848-5210	848-5230	239-0843	津久井5-2-1	4,107	8,216		1	1
800	横須賀市	大楠小学校	856-0154	856-0245	240-0104	芦名1-29-18	3,257	6,514		1	
801	横須賀市	大楠中学校	856-2028	856-2309	240-0104	芦名1-2-1	3,746	7,493		1	1
802	横須賀市	荻野小学校	857-0018	857-0028	240-0102	荻野8-1	3,164	6,330		1	1
803	横須賀市	武山小学校	856-3126	856-3543	238-0311	太田和3-1-1	4,266	8,533		1	1
804	横須賀市	富士見小学校	856-4757	856-4851	238-0313	武3-19-1	2,770	5,541		1	
805	横須賀市	武山中学校	856-1287	856-1255	238-0313	武3-31-1	3,707	7,416		1	1
806	横須賀市	長井小学校	856-1299	856-1413	238-0316	長井5-9-1	3,295	6,590		1	1
807	横須賀市	長井中学校	856-2022	856-2132	238-0316	長井5-12-1	3,040	6,081		1	1
808	平塚市	太洋中学校	0463-21-0419	23-7098	254-0805	平塚市高浜台7-1	1,890	8,126		1	1
809	平塚市	高浜高校	0463-21-0417	23-7138	254-0805	平塚市高浜台8-1	2,250	9,676	1	1	1
810	平塚市	平塚競輪場	0463-21-3935	21-3934	254-0801	平塚市久領堤5-1	1,240	5,346		1	1
811	平塚市	港小学校	0463-21-0412	23-7429	254-0806	平塚市夕陽ヶ丘22-1	1,880	8,158		1	1
812	平塚市	花水小学校	0463-31-0843	33-4297	254-9814	平塚市龍城ヶ丘5-62	2,980	12,826		1	1
813	平塚市	浜岳中学校	0463-31-0479	33-5736	254-9814	平塚市龍城ヶ丘4-26	2,310	9,957		1	1
814	平塚市	平塚工科高校	0463-31-0417	32-6983	254-0821	平塚市黒部丘12-7	4,370	18,734	1	1	1
815	平塚市	なでしこ小学校	0463-34-1600	33-4023	254-0824	平塚市花水台42-1	1,420	6,128		1	1
816	平塚市	大磯高校	0463-61-0058	61-7982	255-0002	大磯町東町2-9-1	885		1	1	1
817	平塚市	富士見小学校	0463-31-0049	33-4512	254-0054	平塚市中里10-1	2,010	8,645		1	1
818	平塚市	春日野中学校	0463-31-0420	33-5153	254-0054	平塚市中里33-1	1,630	7,056		1	1
819	平塚市	平塚農商高校	0463-31-0944	34-9384	254-0064	平塚市達上ヶ丘10-10	3,620	15,550	1	1	1
820	平塚市	平塚江南高校	0463-31-2066	31-5363	254-0063	平塚市諏訪町5-1	2,440	12,555	1	1	1
821	平塚市	崇善小学校	0463-32-0158	33-2075	254-0041	平塚市浅間町4-3	1,610	6,969		1	1
822	平塚市	江陽中学校	0463-21-0414	23-6972	254-0041	平塚市浅間町8-1	1,620	7,016		1	1
823	平塚市	松原小学校	0463-21-0413	23-7184	254-0031	平塚市天沼7-10	1,380	5,985		1	1
824	平塚市	萩園中学校	0467-82-9192	-	253-0071	茅ヶ崎市萩園2425	1,698			1	1
825	平塚市	中島中学校	0467-85-1183	-	253-0073	茅ヶ崎市中島1469-2	1,461			1	1

番号	市町村名	避難所(施設)の名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	収容可能人員 (人)	避難所面積 (㎡)	県有施設	指定避難所 (災害対策基本 法第49条の7に 基づく指定)	指定緊急避難場 所との重複
826	平塚市	八幡小学校	0463-22-3773	23-7819	254-0016	平塚市東八幡3-8-1	1,410	6,123		1	1
827	平塚市	神明中学校	0463-23-6215	23-7203	254-0014	平塚市四之宮1-10-1	1,530	6,601		1	1
828	平塚市	大野小学校	0463-55-1065	53-1438	254-0018	平塚市東真土2-1-1	1,480	6,377		1	1
829	平塚市	真土小学校	0463-54-0627	53-1442	254-0019	平塚市西真土4-3-1	1,430	6,196		1	1
830	平塚市	松が丘小学校	0463-54-1624	53-1469	254-0077	平塚市東中原1-12-2	1,490	6,446		1	1
831	平塚市	大野中学校	0463-55-1568	53-1429	254-0077	平塚市東中原1-12-1	2,100	9,042		1	1
832	平塚市	中原小学校	0463-31-0949	33-4176	254-0061	平塚市御殿2-8-9	1,570	6,772		1	1
833	平塚市	平塚中等教育学校	0463-34-0320	34-3866	254-0074	平塚市大原1-13	3,460	14,832		1	1
834	平塚市	大原小学校	0463-33-2225	33-1876	254-0074	平塚市大原1-14	1,200	5,220		1	1
835	平塚市	中原中学校	0463-33-2151	33-5328	254-0061	平塚市御殿4-5-1	1,480	6,439		1	1
836	平塚市	南原小学校	0463-32-7882	33-4780	254-0065	平塚市南原1-11-31	1,150	5,002		1	1
837	平塚市	神田中学校	0463-54-1623	53-1449	254-0013	平塚市田村4-31-1	1,740	7,513		1	1
838	平塚市	相模小学校	0463-55-0022	53-1439	254-0012	平塚市大神5-13-1	1,480	6,356		1	1
839	平塚市	神田小学校	0463-55-0006	53-1489	254-0013	平塚市田村6-1-1	1,690	7,315		1	1
840	平塚市	平塚湘風高校	0463-55-1532	54-8299	254-0013	平塚市田村3-13-1	3,490	14,998	1	1	1
841	平塚市	横内中学校	0463-55-8131	53-1457	254-0002	平塚市横内1948-3	1,560	6,749		1	1
842	平塚市	横内小学校	0463-55-2530	53-1409	254-0002	平塚市横内2687	1,490	6,468		1	1
843	平塚市	城島小学校	0463-55-1550	53-1497	254-0004	平塚市小鍋島608-3	1,120	4,861		1	1
844	平塚市	大住中学校	0463-54-0626	53-1419	254-0005	平塚市城所649	1,690	7,309		1	1
845	平塚市	豊田小学校	0463-31-1522	33-2368	254-0085	平塚市豊田宮下552	1,100	4,768		1	1
846	平塚市	岡崎小学校	0463-58-0158	59-6349	259-1212	平塚市岡崎3430	1,440	6,203		1	1
847	平塚市	金田小学校	0463-58-1128	59-6448	259-1216	平塚市入野514	1,390	6,016		1	1
848	平塚市	旭陵中学校	0463-59-0400	59-6444	254-0905	平塚市日向岡2-9-1	1,470	6,313		1	1
849	平塚市	旭小学校	0463-32-0136	33-1723	254-0903	平塚市河内307	1,560	6,763		1	1
850	平塚市	松延小学校	0463-31-9551	33-4699	254-0901	平塚市纏226	1,470	6,343		1	1
851	平塚市	勝原小学校	0463-34-2520	33-2014	254-0914	平塚市高村45	1,790	7,718		1	1
852	平塚市	山城中学校	0463-34-2530	33-0544	254-0914	平塚市高村166	1,790	7,726		1	1
853	平塚市	山下小学校	0463-34-4746	33-4788	254-0911	平塚市山下801-3	1,590	6,859		1	1
854	平塚市	金目小学校	0463-58-0020	59-6429	259-1201	平塚市南金目907	1,600	6,913		1	1
855	平塚市	金目中学校	0463-58-0151	59-6440	259-1219	平塚市広川12	1,990	8,629		1	1
856	平塚市	みずほ小学校	0463-59-2191	59-6439	259-1207	平塚市北金目2-39-1	1,170	5,069		1	1
857	平塚市	東海大学	0463-58-1211	50-2215	259-1207	平塚市北金目4-1-1	1,510	6,503		1	1
858	平塚市	金目中学校	0463-58-8558	59-6449	259-1201	平塚市南金目1013-2	1,610	6,953		1	1
859	平塚市	土屋小学校	0463-58-1414	59-6438	259-1205	平塚市土屋3004-2	980	4,246		1	1
860	平塚市	土沢中学校	0463-58-6680	59-6442	259-1205	平塚市土屋2244	1,250	5,431		1	1
861	平塚市	吉沢小学校	0463-58-0432	59-6431	259-1204	平塚市上吉沢465	1,480	6,377		1	1
862	鎌倉市	第一中学校	-	-	-	材木座6-19-19	500	-		1	
863	鎌倉市	御成小学校	-	-	-	御成町19-1	500	-		1	
864	鎌倉市	御成中学校	-	-	-	笹目町2-1	500	-		1	
865	鎌倉市	腰越小学校	-	-	-	腰越5-7-1	500	-		1	
866	鎌倉市	第一小学校	-	-	-	由比ガ浜2-9-55	500	-		1	
867	鎌倉市	第二小学校	-	-	-	二階堂878	500	-		1	
868	鎌倉市	稲村ヶ崎小学校	-	-	-	極楽寺3-2-3	500	-		1	
869	鎌倉市	第二中学校	-	-	-	西御門1-7-1	500	-		1	
870	鎌倉市	西鎌倉小学校	-	-	-	津1069	500	-		1	
871	鎌倉市	七里ガ浜小学校	-	-	-	七里ガ浜東5-3-2	500	-		1	
872	鎌倉市	腰越中学校	-	-	-	腰越4-11-20	500	-		1	
873	鎌倉市	深沢小学校	-	-	-	梶原1-11-1	500	-		1	
874	鎌倉市	富士塚小学校	-	-	-	上町屋810	500	-		1	
875	鎌倉市	山崎小学校	-	-	-	山崎2500	500	-		1	
876	鎌倉市	深沢中学校	-	-	-	梶原1-14-1	500	-		1	
877	鎌倉市	手広中学校	-	-	-	手広5-7-1	500	-		1	

番号	市町村名	避難所(施設)の名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	収容可能人員 (人)	避難所面積 (㎡)	県有施設	指定避難所 (災害対策基本 法第49条の7に 基づく指定)	指定緊急避難場 所との重複
878	鎌倉市	小坂小学校	-	-	-	小袋谷587	500	-		1	
879	鎌倉市	大船小学校	-	-	-	大船2-8-1	500	-		1	
880	鎌倉市	今泉小学校	-	-	-	今泉2-13-1	500	-		1	
881	鎌倉市	大船中学校	-	-	-	大船4-1-25	500	-		1	
882	鎌倉市	岩瀬中学校	-	-	-	岩瀬840	500	-		1	
883	鎌倉市	玉縄小学校	-	-	-	玉縄1-860	500	-		1	
884	鎌倉市	関谷小学校	-	-	-	関谷468-1	500	-		1	
885	鎌倉市	植木小学校	-	-	-	植木1	500	-		1	
886	鎌倉市	玉縄中学校	-	-	-	岡本1100	500	-		1	
887	藤沢市	御所見小学校	0466-48-1255	-	252-0824	打戻1902	850	-		1	1
888	藤沢市	中里小学校	0466-48-7733	-	252-0825	糺郷68	800	-		1	1
889	藤沢市	御所見中学校	0466-48-1014	-	252-0821	用田500	900	-		1	1
890	藤沢市	長後小学校	0466-44-0129	-	252-0801	長後770	850	-		1	1
891	藤沢市	富士見台小学校	0466-44-4725	-	252-0807	下土棚591-1	800	-		1	1
892	藤沢市	長後中学校	0466-44-0341	-	252-0807	下土棚590	950	-		1	1
893	藤沢市	高倉中学校	0466-45-5320	-	252-0802	高倉1122	750	-		1	1
894	藤沢市	老人福祉センターこぶし荘	0466-45-3121	-	252-0807	下土棚800-1	350	-		1	1
895	藤沢市	秋葉台小学校	0466-87-3014	-	252-0816	遠藤2959	950	-		1	1
896	藤沢市	秋葉台中学校	0466-87-6815	-	252-0816	遠藤2000-2	700	-		1	1
897	藤沢市	俣野小学校	0466-81-7751	-	252-0812	西俣野2660	850	-		1	1
898	藤沢市	亀井野小学校	0466-81-5551	-	252-0813	亀井野3-31	1,000	-		1	1
899	藤沢市	天神小学校	0466-81-2451	-	252-0814	天神町1-1	700	-		1	1
900	藤沢市	石川小学校	0466-86-2551	-	252-0815	石川14-19-1	750	-		1	1
901	藤沢市	六会小学校	0466-81-5595	-	252-0813	亀井野550	850	-		1	1
902	藤沢市	六会中学校	0466-81-2802	-	252-0813	亀井野1000	1,000	-		1	1
903	藤沢市	湘南台小学校	0466-43-3682	-	252-0804	湘南台5-23	950	-		1	1
904	藤沢市	湘南台中学校	0466-45-4811	-	252-0804	湘南台7-18-1	1,000	-		1	1
905	藤沢市	駒寄小学校	0466-87-4611	-	252-0861	大庭5527-2	750	-		1	1
906	藤沢市	小糸小学校	0466-87-9149	-	252-0861	大庭5062-1	950	-		1	1
907	藤沢市	大庭小学校	0466-87-1100	-	252-0861	大庭5307-7	950	-		1	1
908	藤沢市	滝の沢小学校	0466-87-3521	-	252-0816	遠藤641-3	1,100	-		1	1
909	藤沢市	大庭中学校	0466-87-5271	-	252-0861	大庭5416-6	1,000	-		1	1
910	藤沢市	滝の沢中学校	0466-87-9148	-	252-0816	遠藤699-3	1,100	-		1	1
911	藤沢市	善行小学校	0466-81-6573	-	251-0877	善行団地6-1	1,100	-		1	1
912	藤沢市	大越小学校	0466-81-6051	-	251-0876	善行坂1-19-1	650	-		1	1
913	藤沢市	善行中学校	0466-82-2212	-	251-0815	石川3988-1	1,000	-		1	1
914	藤沢市	明治小学校	0466-33-2442	-	251-0057	城南3-3-1	1,150	-		1	1
915	藤沢市	羽鳥小学校	0466-34-1617	-	251-0056	羽鳥3-11-1	750	-		1	1
916	藤沢市	明治中学校	0466-33-1300	-	251-0042	辻堂新町2-13-1	950	-		1	1
917	藤沢市	羽鳥中学校	0466-36-3111	-	251-0056	羽鳥4-13-14	750	-		1	1
918	藤沢市	大清水小学校	0466-81-2348	-	251-0002	大鋸1433	500	-		1	1
919	藤沢市	大清水中学校	0466-82-2503	-	251-0002	大鋸1400	700	-		1	1
920	藤沢市	本町小学校	0466-26-1577	-	251-0053	本町2-6-17	850	-		1	1
921	藤沢市	第一中学校	0466-25-3100	-	251-0021	鶴沼神明5-10-9	900	-		1	1
922	藤沢市	大道小学校	0466-26-3976	-	251-0054	朝日町3-3	850	-		1	1
923	藤沢市	大鋸小学校	0466-27-6131	-	251-0002	大鋸1020	650	-		1	1
924	藤沢市	藤沢小学校	0466-25-7533	-	251-0053	本町1-9-1	1,050	-		1	1
925	藤沢市	新林小学校	0466-27-1951	-	251-0015	川名400	900	-		1	1
926	藤沢市	村岡小学校	0466-26-3290	-	251-0016	弥勒寺1-16-1	850	-		1	1
927	藤沢市	高谷小学校	0466-25-6151	-	251-0017	高谷9-1	750	-		1	1
928	藤沢市	村岡中学校	0466-27-6421	-	251-0016	弥勒寺2-1-27	900	-		1	1

番号	市町村名	避難所(施設)の名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	収容可能人員 (人)	避難所面積 (㎡)	県有施設	指定避難所 (災害対策基本 法第49条の7に 基づく指定)	指定緊急避難場 所との重複
929	藤沢市	藤ヶ岡中学校	0466-26-5197	-	251-0004	藤が岡3-18-1	850	-		1	1
930	藤沢市	辻堂小学校	0466-33-4121	-	251-0045	辻堂東海岸1-17-1	750	-		1	1
931	藤沢市	浜見小学校	0466-34-0278	-	251-0046	辻堂西海岸1-4-1	650	-		1	1
932	藤沢市	高砂小学校	0466-36-5149	-	251-0046	辻堂西海岸1-3-1	600	-		1	1
933	藤沢市	八松小学校	0466-34-3500	-	251-0043	辻堂元町3-1-6	600	-		1	1
934	藤沢市	湘洋中学校	0466-33-2215	-	251-0045	辻堂東海岸4-17-1	900	-		1	1
935	藤沢市	高浜中学校	0466-34-5225	-	251-0046	辻堂西海岸1-4-3	750	-		1	1
936	藤沢市	鶴南小学校	0466-34-0179	-	251-0037	鶴沼海岸4-7-34	700	-		1	1
937	藤沢市	鶴洋小学校	0466-26-3989	-	251-0027	鶴沼桜が岡3-16-38	750	-		1	1
938	藤沢市	鶴沼小学校	0466-23-3119	-	251-0028	本鶴沼5-4-23	900	-		1	1
939	藤沢市	鶴沼中学校	0466-25-6255	-	251-0027	鶴沼桜が岡4-3-37	1,100	-		1	1
940	藤沢市	太陽の家	0466-33-1411	-	251-0037	鶴沼海岸6-6-12	250	-		1	1
941	藤沢市	藤沢市民会館	0466-23-2415	-	251-0026	鶴沼東8-1	300	-		1	1
942	藤沢市	湘南なぎさ荘	0466-36-2315	-	251-0037	鶴沼海岸6-17-7	150	-		1	1
943	藤沢市	片瀬小学校	0466-26-1440	-	251-0032	片瀬2-14-29	650	-		1	1
944	藤沢市	片瀬中学校	0466-26-2814	-	251-0033	片瀬山4-1-1	700	-		1	1
945	藤沢市	荏原湘南スポーツセンター	-	-	251-0862	稲荷1-9-1	1,750	-		1	1
946	藤沢市	県立藤沢総合高等学校	-	-	252-0801	長後1909	2,000	-	1	1	1
947	藤沢市	県立藤沢工科高等学校	-	-	252-0803	今田744	1,150	-	1	1	1
948	藤沢市	県立湘南台高等学校	-	-	252-0805	円行1986	1,650	-	1	1	1
949	藤沢市	県立湘南高等学校	-	-	251-0021	鶴沼神明5-6-10	2,500	-	1	1	1
950	藤沢市	県立藤沢清流高等学校	-	-	251-0002	大鋸1450	1,500	-	1	1	1
951	藤沢市	県立藤沢西高等学校	-	-	252-0861	大庭3608-2	788	-	1	1	1
952	藤沢市	慶應義塾大学湘南藤が岡キャンパス	-	-	252-0816	遠藤5322	1,400	-		1	1
953	藤沢市	日本大学藤沢高等学校	-	-	252-0813	亀井野1866	850	-		1	1
954	藤沢市	日本大学生物資源科学部	-	-	252-0813	亀井野1866	3,050	-		1	1
955	藤沢市	日本大学藤沢小学校	-	-	252-0813	亀井野1866	380	-		1	1
956	藤沢市	多摩大学湘南キャンパス	-	-	252-0805	円行802	200	-		1	1
957	藤沢市	藤沢翔陵高等学校	-	-	251-0871	善行7-1-3	800	-		1	1
958	藤沢市	聖園女学院	-	-	251-0873	みその台1-4	150	-		1	1
959	藤沢市	藤嶺学園藤沢高等学校	-	-	251-0001	西富1-7-1	400	-		1	1
960	藤沢市	湘南工科大学	-	-	251-0046	辻堂西海岸1-1-25	550	-		1	1
961	藤沢市	湘南工科大学附属高等学校	-	-	251-0046	辻堂西海岸1-1-25	885	-		1	1
962	藤沢市	藤嶺学園鶴沼高等学校	-	-	251-0031	鶴沼藤が谷4-9-10	250	-		1	1
963	藤沢市	湘南学園中学校・高等学校	-	-	251-0038	鶴沼松が岡4-1-32	450	-		1	1
964	藤沢市	湘南港港湾管理事務所	-	-	251-0036	江の島1-12-2	98	-		1	1
965	藤沢市	湘南白百合学園中学校・高等学校	-	-	251-0034	片瀬目白山4-1	500	-		1	1
966	藤沢市	湘南白百合学園小学校	-	-	251-0035	片瀬海岸2-2-30	350	-		1	1
967	藤沢市	江島神社	-	-	251-0036	江の島2-3-8	100	-		1	1
968	小田原市	三の丸小学校	0465-22-5164	0465-22-6191	250-0012	本町1-12-49	884	2,918		1	1
969	小田原市	新玉小学校	0465-22-5167	0465-22-6216	250-0004	浜町2-1-20	802	2,646		1	1
970	小田原市	足柄小学校	0465-34-1314	0465-32-7564	250-0001	扇町3-21-7	942	3,109		1	1
971	小田原市	芦子小学校	0465-34-8244	0465-32-7469	250-0001	扇町1-37-7	1,150	3,796		1	1
972	小田原市	大窪小学校	0465-22-1309	0465-24-6808	250-0034	板橋985	647	2,136		1	1
973	小田原市	早川小学校	0465-22-4892	0465-22-0928	250-0021	早川2-14-1	628	2,074		1	1
974	小田原市	山王小学校	0465-35-2654	0465-32-7544	250-0003	東町2-9-1	698	2,305		1	1
975	小田原市	久野小学校	0465-35-3530	0465-32-7549	250-0055	久野1561	775	2,559		1	1
976	小田原市	富水小学校	0465-36-3291	0465-36-1294	250-0854	飯田岡481	1,199	3,958		1	1
977	小田原市	町田小学校	0465-34-5290	0465-32-7294	250-0002	寿町2-7-25	634	2,093		1	1
978	小田原市	桜井小学校	0465-36-0451	0465-36-0475	250-0851	曾比1943	1,080	3,564		1	1

番号	市町村名	避難所(施設)の名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	収容可能人員 (人)	避難所面積 (㎡)	県有施設	指定避難所 (災害対策基本 法第49条の7に 基づく指定)	指定緊急避難場 所との重複
979	小田原市	片浦小学校	0465-29-0250	0465-29-1276	250-0024	根府川534-1	544	1,795		1	1
980	小田原市	東富水小学校	0465-36-3236	0465-36-0974	250-0866	中曾根359-1	987	3,258		1	1
981	小田原市	報徳小学校	0465-37-2800	0465-37-5124	250-0858	小台405	659	2,176		1	1
982	小田原市	下府中小学校	0465-47-3364	0465-49-6804	256-0816	酒匂930	1,117	3,685		1	1
983	小田原市	千代小学校	0465-42-1650	0465-42-6784	250-0215	千代687	814	2,687		1	1
984	小田原市	下曾我小学校	0465-42-1607	0465-42-5098	250-0206	曾我原333	808	2,667		1	1
985	小田原市	国府津小学校	0465-48-1777	0465-49-6792	256-0812	国府津2485	1,029	3,395		1	1
986	小田原市	酒匂小学校	0465-47-3660	0465-49-6759	256-0816	酒匂5-15-3	1,128	3,722		1	1
987	小田原市	曾我小学校	0465-42-2278	0465-42-5239	250-0201	曾我大沢69	646	2,132		1	1
988	小田原市	前羽小学校	0465-43-0331	0465-43-3489	256-0813	前川858	645	2,129		1	1
989	小田原市	下中小学校	0465-43-0610	0465-43-3674	256-0806	小船178	983	3,244		1	1
990	小田原市	矢作小学校	0465-48-1286	0465-49-6791	250-0873	矢作227	879	2,902		1	1
991	小田原市	豊川小学校	0465-36-8551	0465-36-1425	250-0862	成田530-1	970	3,201		1	1
992	小田原市	富士見小学校	0465-48-7116	0465-49-6798	250-0875	南鴨宮3-25-1	1,071	3,533		1	1
993	小田原市	城山中学校	0465-34-0209	0465-32-7569	250-0045	城山3-4-1	1,122	3,704		1	1
994	小田原市	白鷗中学校	0465-34-1736	0465-32-7584	250-0003	東町4-13-1	942	3,107		1	1
995	小田原市	白山中学校	0465-34-9295	0465-32-7586	250-0001	扇町5-7-17	1,379	4,551		1	1
996	小田原市	城南中学校	0465-36-3440	0465-36-1981	250-0034	板橋875-1	788	2,600		1	1
997	小田原市	星槎小田原キャンパス (旧片浦中学校)	0465-29-0134	0465-29-1279	250-0024	根府川41	556	1,836		1	1
998	小田原市	泉中学校	0465-36-9518	0465-36-2293	250-0854	飯田岡22	1,218	4,020		1	1
999	小田原市	城北中学校	0465-47-3361	0465-49-6814	250-0852	栢山2888	1,152	3,800		1	1
1000	小田原市	鴨宮中学校	0465-42-1640	0465-42-6814	250-0874	鴨宮547	1,137	3,752		1	1
1001	小田原市	千代中学校	0465-47-9148	0465-47-1394	250-0215	千代800	1,255	4,143		1	1
1002	小田原市	国府津中学校	0465-47-9148	0465-47-1394	256-0812	国府津2372	995	3,283		1	1
1003	小田原市	酒匂中学校	0465-47-3344	0465-49-6821	256-0816	酒匂3-4-1	1,327	4,379		1	1
1004	小田原市	橘中学校	0465-43-0250	0465-43-4504	256-0804	羽根尾410	1,060	3,498		1	1
1005	小田原市	県立おだわら諏訪の原公園	0465-34-0404	0465-34-0405	250-0055	久野3821-1	47	156	1	1	1
1006	茅ヶ崎市	茅ヶ崎小学校	83-4535	-	253-0056	共恵1-10-23	1,839	3,679		1	1
1007	茅ヶ崎市	鶴嶺小学校	85-3155	-	253-0086	浜之郷477	1,768	3,536		1	1
1008	茅ヶ崎市	松林小学校	51-1243	-	253-0011	菱沼1-1-1	1,920	3,841		1	1
1009	茅ヶ崎市	西浜小学校	85-1247	-	253-0061	南湖6-5-8	1,695	3,390		1	1
1010	茅ヶ崎市	小出小学校	51-8814	-	253-0008	芹沢944	1,411	2,822		1	1
1011	茅ヶ崎市	松浪小学校	83-4571	-	253-0022	松浪1-1-61	2,017	4,034		1	1
1012	茅ヶ崎市	梅田小学校	85-1125	-	253-0041	茅ヶ崎1-6-1	2,103	4,207		1	1
1013	茅ヶ崎市	香川小学校	51-3153	-	253-0082	香川1-33-1	2,198	4,396		1	1
1014	茅ヶ崎市	浜須賀小学校	85-1184	-	253-0036	白浜町3-1	1,943	3,887		1	1
1015	茅ヶ崎市	鶴が台小学校	52-3341	-	253-0003	鶴が台12-1	1,612	3,224		1	1
1016	茅ヶ崎市	柳島小学校	85-1180	-	253-0064	柳島1594	1,853	3,706		1	1
1017	茅ヶ崎市	小和田小学校	51-1266	-	253-0012	小和田3-10-1	1,753	3,506		1	1
1018	茅ヶ崎市	円蔵小学校	52-7433	-	253-0084	円蔵1-13-1	1,564	3,128		1	1
1019	茅ヶ崎市	今宿小学校	85-1120	-	253-0072	今宿192	1,749	3,499		1	1
1020	茅ヶ崎市	室田小学校	53-1241	-	253-0018	室田1-1-1	1,684	3,368		1	1
1021	茅ヶ崎市	東海岸小学校	87-1351	-	253-0054	東海岸南4-10-1	1,796	3,593		1	1
1022	茅ヶ崎市	浜之郷小学校	87-6325	-	253-0086	浜之郷90	1,588	3,177		1	1
1023	茅ヶ崎市	緑が浜小学校	88-5711	-	253-0034	緑が浜1-1	1,588	3,177		1	1
1024	茅ヶ崎市	汐見台小学校	84-0031	-	253-0033	汐見台3-11	1,701	3,402		1	1
1025	茅ヶ崎市	第一中学校	85-1181	-	253-0054	東海岸南4-10-1	2,623	5,247		1	1
1026	茅ヶ崎市	鶴嶺中学校	85-2247	-	253-0086	浜之郷500	1,690	3,381		1	1
1027	茅ヶ崎市	松林中学校	52-5147	-	253-0018	室田3-1-1	1,915	3,830		1	1
1028	茅ヶ崎市	西浜中学校	85-3167	-	253-0061	南湖6-15-3	1,490	2,981		1	1

番号	市町村名	避難所(施設)の名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	収容可能人員 (人)	避難所面積 (㎡)	県有施設	指定避難所 (災害対策基本 法第49条の7に 基づく指定)	指定緊急避難場 所との重複
1029	茅ヶ崎市	松浪中学校	85-1127	-	253-0022	松浪2-6-47	1,416	2,833		1	1
1030	茅ヶ崎市	梅田中学校	85-1263	-	253-0045	十間坂3-6-25	1,463	2,926		1	1
1031	茅ヶ崎市	鶴が台中学校	51-1170	-	253-0003	鶴が台2-7	1,806	3,613		1	1
1032	茅ヶ崎市	浜須賀中学校	85-1262	-	253-0025	松が丘2-8-54	1,838	3,676		1	1
1033	茅ヶ崎市	北陽中学校	51-8311	-	253-0081	下寺尾1660	1,592	3,184		1	1
1034	茅ヶ崎市	中島中学校	85-1183	-	253-0073	中島1469-2	1,461	2,922		1	1
1035	茅ヶ崎市	円蔵中学校	53-1244	-	253-0084	円蔵1-15-1	1,765	3,531		1	1
1036	茅ヶ崎市	赤羽根中学校	53-2011	-	253-0001	赤羽根3030	1,691	3,382		1	1
1037	茅ヶ崎市	萩園中学校	82-9192	-	253-0071	萩園2425	1,698	3,396		1	1
1038	茅ヶ崎市	県立茅ヶ崎高等学校	52-2225	-	253-0042	本村3-4-1	866	1,732	1		
1039	茅ヶ崎市	県立茅ヶ崎北陵高等学校	51-0311	-	253-0081	下寺尾128	165	330	1		
1040	茅ヶ崎市	県立鶴嶺高等学校	52-6601	-	253-0084	円蔵1-16-1	728	1,456	1		
1041	茅ヶ崎市	県立茅ヶ崎西陵高等学校	85-0008	-	253-0061	南湖7-12869-11	509	1,019	1		
1042	茅ヶ崎市	TOTO株式会社茅ヶ崎工場	54-1010	-	253-0042	本村2-8-1	467	935			
1043	茅ヶ崎市	モリタ宮田工業株式会社	85-1211	-	253-0087	下町屋1-1-1	486	972			
1044	茅ヶ崎市	学校法人平和学園	87-0131	-	253-0031	富士見町5-2	1,026	2,052			
1045	茅ヶ崎市	株式会社アルバック	89-2033	-	253-8543	萩園2500	800	-			
1046	茅ヶ崎市	アルバックテクノ株式会社	87-1046	-	253-8555	萩園2609-5	200	-			
1047	茅ヶ崎市	真如苑	54-9190	-	253-0016	小桜町1-38	-	-			
1048	茅ヶ崎市	神奈川県衛生研究所	83-4400	-	253-0087	下町屋1-3-1	-	-	1		
1049	茅ヶ崎市	ハマミーナ	81-5130	-	253-0062	浜見平11-1	-	-			
1050	茅ヶ崎市	学校法人文教大学学園	53-2111	-	253-0007	行谷1100	-	-			
1051	茅ヶ崎市	小出支所	51-0005	-	253-0008	芹沢888	-	-			
1052	茅ヶ崎市	小和田公民館	85-8755	-	253-0023	美住町6-20	-	-			
1053	茅ヶ崎市	鶴嶺公民館	87-1103	-	253-0071	萩園2028-55	-	-			
1054	茅ヶ崎市	松林公民館	52-1314	-	253-0018	窪田1-3-2	-	-			
1055	茅ヶ崎市	南湖公民館	86-4355	-	253-0061	南湖6-15-1	-	-			
1056	茅ヶ崎市	香川公民館	54-1681	-	253-0082	香川1-11-1	-	-			
1057	茅ヶ崎市	体験学習センター	85-0942	-	253-0055	中海岸3-3-9	-	-			
1058	逗子市	文化プラザホール	870-6622	870-6612	249-0006	逗子4-2-10	585	1,170		1	1
1059	逗子市	市民交流センター	872-3001	872-3003	249-0006	逗子4-2-11	353	706		1	1
1060	逗子市	逗子小学校	873-2050	872-9651	249-0006	逗子4-2-45	1,880	3,760		1	1
1061	逗子市	聖マリア小学校	871-3209	871-8642	249-0006	逗子6-8-47	214	428		1	1
1062	逗子市	県立逗子葉山高校	873-7322	873-9045	249-0005	桜山5-24-1	2,149	4,298	1	1	1
1063	逗子市	福祉会館	871-8446	872-2519	249-0005	桜山5-32-1	187	374		1	1
1064	逗子市	沼間小学校	873-2052	872-9652	249-0004	沼間1-7-18	1,470	2,940		1	1
1065	逗子市	沼間小学校区コミュニティセンター	872-2449	873-4292	249-0004	沼間3-16-32	220	440		1	1
1066	逗子市	沼間中学校	871-5200	872-9657	249-0004	沼間3-21-2	1,650	3,300		1	1
1067	逗子市	逗子中学校	873-2056	872-9655	249-0003	池子4-755	1,520	3,040		1	1
1068	逗子市	池子小学校	873-2070	872-9654	249-0003	池子3-9-1	850	1,700		1	1
1069	逗子市	高齢者センター	873-2531	872-6177	249-0003	池子4-1012	200	400		1	1
1070	逗子市	久木小学校	873-2054	872-9653	249-0001	久木2-1-1	1,730	3,460		1	1
1071	逗子市	久木中学校	873-2058	872-9656	249-0001	久木7-2-1	1,430	2,860		1	1
1072	逗子市	小坪小学校	0467-25-1206	0467-25-1229	249-0008	小坪3-6-1	1,290	2,580		1	1
1073	逗子市	小坪小学校区コミュニティセンター	0467-24-6204	0467-24-2297	249-0008	小坪5-21-17	190	380		1	1
1074	逗子市	逗子開成中学校・高等学校	871-2062	873-8459	249-0007	新宿2-5-1	2,000	4,000		1	1
1075	逗子市	療育教育総合センター	046-872-6051	-	249-0005	桜山5-20-29	21	-		1	
1076	逗子市	介護老人福祉施設逗子子の郷	046-870-6800	-	249-0004	沼間1-23-1	120	-		1	
1077	逗子市	有料老人ホームチャームスイート東逗子	046-870-1200	-	249-0004	沼間2-9-5	120	-		1	
1078	逗子市	社会福祉法人湘南の風えいむ	046-873-5141	-	249-0004	沼間5-4-5	50	-		1	

番号	市町村名	避難所(施設)の名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	収容可能人員 (人)	避難所面積 (㎡)	県有施設	指定避難所 (災害対策基本 法第49条の7に 基づく指定)	指定緊急避難場 所との重複
1079	逗子市	介護老人福祉施設逗子清寿苑	046-873-8902	-	249-0001	久木8-1290-1	30	-		1	
1080	逗子市	社会福祉法人湘南の凧もやい	0467-23-2311	-	249-0008	小坪5-22-10	60	-		1	1
1081	逗子市	介護老人福祉施設逗子ホームせせらぎ	046-873-2501	-	249-0003	池子3-789	30	-		1	
1082	逗子市	聖和学院	046-871-2670	-	249-0001	久木2-2-1	242	-		1	1
1083	三浦市	三崎小学校	046-881-6191	046-881-6192	238-0243	三崎1丁目20-32	943	1,843		1	1
1084	三浦市	岬陽小学校	046-881-6181	046-881-6182	238-0222	岬陽町10-1	752	1,445		1	1
1085	三浦市	名向小学校	046-881-6141	046-881-6142	238-0224	三崎町諸磯65	727	1,405		1	1
1086	三浦市	三崎中学校	046-881-5243	046-881-5244	238-0221	三崎町六合45-1	1,032	2,255		1	1
1087	三浦市	三浦市社会福祉協議会 暖館	046-888-7347	046-881-7772	238-0225	三崎町小網代1369-1	139	-		1	
1088	三浦市	城ヶ島区民センター	046-882-0801	-	238-0237	三崎町城ヶ島411	69	-		1	
1089	三浦市	特養ホームはまゆう、たんぼぼ	046-881-0167	-	238-0224	三崎町諸磯1411-1	49	-		1	
1090	三浦市	檜の御所幼稚園	046-881-5305	-	238-0223	向ヶ崎町11-1	167	-		1	
1091	三浦市	社会福祉法人聖隷福祉事業団 介護付有料老人ホームエデンの園	046-881-2150	-	238-0224	三崎町諸磯1500	10	-		1	
1092	三浦市	三浦市民ホール	046-881-6721	-	238-0243	三浦市三崎5丁目3-1	591	-		1	
1093	三浦市	上宮田小学校	046-888-0053	046-888-0063	238-0101	南下浦町上宮田3040	1,097	2,197		1	1
1094	三浦市	旭小学校	046-888-2020	046-888-2045	238-0101	南下浦町上宮田950	767	1,534		1	1
1095	三浦市	南下浦小学校	046-888-0545	046-888-0548	238-0102	南下浦町菊名1096	472	951		1	1
1096	三浦市	南下浦中学校	046-888-0914	046-888-0915	238-0103	南下浦町金田206	1,284	2,538		1	1
1097	三浦市	剣崎小学校	046-886-1042	046-886-1043	238-0104	南下浦町松輪1710	680	1,548		1	1
1098	三浦市	三浦創生舎	046-874-5851	046-889-1551	238-0101	南下浦町上宮田360	96	-		1	
1099	三浦市	三浦幼稚園	046-888-3124	-	238-0101	南下浦町上宮田479	139	-		1	
1100	三浦市	上宮田小羊保育園	046-888-5414	046-889-0874	238-0101	南下浦町上宮田3190-1	505	-		1	
1101	三浦市	マホロバマインズ三浦	046-889-8900	046-889-8925	238-0101	南下浦町上宮田3231	471	-		1	1
1102	三浦市	初声小学校	046-888-3120	046-888-3121	238-0111	初声町下宮田3728	1,150	2,184		1	1
1103	三浦市	初声中学校	046-888-1150	046-888-1153	238-0111	初声町下宮田3622	888	1,785		1	1
1104	三浦市	県立三浦初声高等学校 (和田キャンパス)	046-888-1036	046-888-1493	238-0114	初声町和田3023-1	158	319	1	1	1
1105	三浦市	三浦スポーツ公園	046-888-8189	-	238-0111	初声町下宮田437-2	48	97		1	
1106	三浦市	三浦YMCAグローバル・エコ・ヴィ レッジ ヒルサイド	046-888-2100	046-888-2152	238-0114	初声町和田3136	130	260		1	1
1107	三浦市	美山特養ホーム	046-888-3048	046-888-3228	238-0111	初声町下宮田1846	70	-		1	
1108	三浦市	三浦市総合体育館 (潮風アリーナ)	046-889-0404	046-887-2424	238-0113	初声町入江169	1,232	-		1	
1109	三浦市	特養ホーム遊楽の丘	046-888-8000	-	238-0101	南下浦町上宮田3451	19	-		1	
1110	三浦市	ケアホーム三浦	046-888-5877	-	238-0111	初声町下宮田3516-1	50	-		1	
1111	三浦市	あんじゅ三崎口	046-888-2661	-	238-0111	初声町下宮田601-6	50	-		1	
1112	三浦市	あんじゅ三崎口三浦海岸	046-874-8012	-	238-0101	南下浦町上宮田3368-1	70	-		1	
1113	秦野市	本町小学校	81-1610	83-4509	257-0044	文京町1-5	940	7,761		1	1
1114	秦野市	末広小学校	82-5255	83-6787	257-0037	末広町6-6	920	6,723		1	1
1115	秦野市	本町中学校	81-0342	83-6744	257-0057	富士見町1-1	970	8,212		1	1
1116	秦野市	南小学校	81-1630	83-6714	257-0014	今泉699	1,030	7,044		1	1
1117	秦野市	南が丘小学校	82-8400	83-6742	257-0013	南が丘4-1	820	6,272		1	1
1118	秦野市	南中学校	81-0113	83-6746	257-0054	緑町16-1	690	8,528		1	1
1119	秦野市	南が丘中学校	82-8402	83-6731	257-0013	南が丘1-6	600	7,536		1	1
1120	秦野市	カルチャーパーク総合体育館	84-3333	84-3373	257-0015	平沢148(平沢101-1)	1,790	12,297		1	1
1121	秦野市	東小学校	81-1620	83-6726	257-0023	寺山512	750	6,953		1	1
1122	秦野市	東中学校	81-0082	83-6748	257-0023	寺山509	540	6,802		1	1
1123	秦野市	北小学校	75-1640	75-4216	259-1302	菩提380	1,080	6,771		1	1
1124	秦野市	北中学校	75-1717	75-4223	259-1307	横野101	720	7,124		1	1
1125	秦野市	大根小学校	77-1650	76-4927	257-0003	南矢名4-29-1	1,130	7,432		1	1

番号	市町村名	避難所(施設)の名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	収容可能人員 (人)	避難所面積 (㎡)	県有施設	指定避難所 (災害対策基本 法第49条の7に 基づく指定)	指定緊急避難場 所との重複
1126	秦野市	広畑小学校	77-5445	76-4930	257-0004	下大槻174-4	1,100	5,363		1	1
1127	秦野市	鶴巻小学校	78-3262	76-4934	257-0007	鶴巻2240-1	920	7,307		1	1
1128	秦野市	大根中学校	77-0446	76-4912	257-0003	南矢名4-28-1	960	7,356		1	1
1129	秦野市	鶴巻中学校	78-3769	77-1461	257-0007	鶴巻2220	810	7,449		1	1
1130	秦野市	西小学校	88-0013	87-2593	259-1317	並木町8-1	1,070	8,452		1	1
1131	秦野市	洪沢小学校	88-7066	87-4251	259-1326	洪沢上1-12-1	1,150	7,776		1	1
1132	秦野市	堀川小学校	88-4809	87-4399	259-1305	堀川105-3	830	5,957		1	1
1133	秦野市	西中学校	88-0022	88-1984	259-1315	柳町2-5-1	990	7,599		1	1
1134	秦野市	洪沢中学校	87-2527	87-6157	259-1322	洪沢2030	790	7,794		1	1
1135	秦野市	上小学校	88-0274	87-3809	259-1334	柳川25-3	360	3,914		1	1
1136	秦野市	はだのこども館	81-7011	81-7032	257-0042	寿町3-12	170	1,463			
1137	秦野市	ほうらい会館	81-8310	82-7793	257-0031	曾屋5798-3	80	684			
1138	秦野市	末広ふれあいセンター	82-4936	-	257-0037	末広町6-53	100	585			
1139	秦野市	県立秦野曾屋高等学校	82-4000	83-5342	257-0031	曾屋3613-1	280	13,387	1		
1140	秦野市	上智大学短期大学部	81-7801	81-7809	257-0005	上大槻999	300	1,004			
1141	秦野市	本町幼稚園	81-0946	84-0567	257-0044	文京町1-10	200	1,153			
1142	秦野市	すえひろこども園	82-4556	84-0568	257-0037	末広町6-35	190	1,065			
1143	秦野市	中野健康センター	82-7596	82-7596	257-0005	上大槻190	120	654			
1144	秦野市	本町公民館	84-5100	81-1440	257-0041	入船町12-2	400	1,613			
1145	秦野市	南公民館	81-3001	84-5051	257-0014	今泉598	170	994			
1146	秦野市	いずみ児童館	81-5466	-	257-0014	今泉98-1	20	147			
1147	秦野市	平沢児童館	81-8206	-	257-0015	平沢979-3	20	141			
1148	秦野市	西大竹児童館	81-2650	-	257-0012	西大竹218-1	30	147			
1149	秦野市	県立秦野総合高等学校	82-1400	83-4092	257-0013	南が丘1-4-1	1,030	14,596	1		
1150	秦野市	南幼稚園	81-3606	84-0565	257-0014	今泉699	140	1,208			
1151	秦野市	みどりこども園	81-1629	84-0564	257-0054	緑町16-2	170	759			
1152	秦野市	南が丘公民館	84-6411	84-6441	257-0013	南が丘4-2	200	1,490			
1153	秦野市	東公民館	82-3232	84-7543	257-0028	東田原1538-3	140	1,017			
1154	秦野市	田原ふるさと公園	84-1281	84-1281	257-0028	東田原999	30	338			
1155	秦野市	谷戸児童館	81-5464	-	257-0027	西田原923	20	121			
1156	秦野市	老人いこいの家あずま荘	83-3371	-	257-0023	寺山466-2	20	139			
1157	秦野市	東幼稚園	81-6325	84-0569	257-0023	寺山509	140	899			
1158	秦野市	北公民館	75-1678	75-5107	259-1302	菩提354-3	270	1,493			
1159	秦野市	表丹沢野外活動センター	75-0725	75-0725	259-1302	菩提2046-5	60	367			
1160	秦野市	戸川児童館	75-1867	-	259-1306	戸川684	20	213			
1161	秦野市	横野児童館	75-2285	-	259-1307	横野609-1	20	147			
1162	秦野市	三屋台児童館	75-3148	-	259-1306	戸川154-1	30	194			
1163	秦野市	老人いこいの家くずは荘	75-2856	-	259-1301	羽根534	10	158			
1164	秦野市	北幼稚園	75-1326	75-1693	259-1302	菩提375	170	1,017			
1165	秦野市	県立山岳スポーツセンター	87-9025	87-9026	259-1306	戸川1392	100	627	1		
1166	秦野市	鶴巻公民館	76-0463	76-9587	257-0007	鶴巻2182	150	1,369			
1167	秦野市	北矢名児童館	77-4555	-	257-0006	北矢名214-1	30	143			
1168	秦野市	広畑児童館	77-7515	-	257-0004	下大槻410-3	30	188			
1169	秦野市	県立秦野高等学校	77-1422	79-1886	257-0004	下大槻113	470	12,999	1		
1170	秦野市	東海大学湘南キャンパス	58-1211	35-2456	259-1207	平塚市北金目1117	840	2,774			
1171	秦野市	ひろはたこども園	77-3434	76-5198	257-0004	下大槻138	240	771			
1172	秦野市	つるまきこども園	78-3424	76-5269	257-0007	鶴巻2248-1	160	889			
1173	秦野市	おおね公園温水プール	77-7888	77-8400	257-0007	鶴巻940	130	1,951			
1174	秦野市	サンライフ鶴巻	78-2330	79-0497	257-0007	鶴巻1768-1	320	1,386			
1175	秦野市	広畑ふれあいプラザ	77-6061	77-6145	257-0004	下大槻174-4	230	1,576			
1176	秦野市	洪沢公民館	87-7751	87-7708	259-1322	洪沢上2-9-1	160	1,467			
1177	秦野市	曲松児童センター	88-2321	88-2321	259-1321	曲松1-3-23	70	680			

番号	市町村名	避難所(施設)の名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	収容可能人員 (人)	避難所面積 (㎡)	県有施設	指定避難所 (災害対策基本 法第49条の7に 基づく指定)	指定緊急避難場 所との重複
1178	秦野市	渋沢児童館	88-0617	-	259-1322	渋沢2141	20	124			
1179	秦野市	堀山下児童館	88-0335	-	259-1304	堀山下843	30	132			
1180	秦野市	堀川児童館	87-5590	-	259-1305	堀川103-1	40	207			
1181	秦野市	老人いこいの家ほりかわ荘	-	-	259-1305	堀川579-1	20	173			
1182	秦野市	西幼稚園	88-2663	87-2764	259-1317	並木町8-1	200	947			
1183	秦野市	しぶさわこども園	87-1021	87-1724	259-1322	渋沢上1-12-2	270	1,546			
1184	秦野市	ほりかわ幼稚園	88-4821	87-1793	259-1305	堀川109-2	130	972			
1185	秦野市	秦野戸川公園パークセンター	87-9020	87-9030	259-1304	堀山下1513	70	998	1		
1186	秦野市	堀川公民館	87-4111	89-3082	259-1305	堀川203-1	270	1,496			
1187	秦野市	上公民館	87-0212	87-3622	259-1332	菖蒲1587-16	90	858			
1188	秦野市	柳川児童館	88-7068	-	259-1334	柳川54-1	20	127			
1189	秦野市	老人いこいの家かわじ荘	-	-	259-1333	八沢626-1	20	130			
1190	秦野市	大根公民館	77-7421	76-8394	257-0003	南矢名3-16-22	280	1,136			
1191	秦野市	西公民館	88-0003	87-9749	259-1315	柳町2-5-2	260	1,040			
1192	厚木市	厚木小学校	046-221-2017	046-221-6823	243-0003	厚木市寿町3-15-34	201	947		1	1
1193	厚木市	厚木中学校	046-221-3227	046-221-3235	243-0004	厚木市水引1-1-3	353	1,664		1	1
1194	厚木市	厚木第二小学校	046-228-0690	046-228-0691	243-0014	厚木市旭町5-38-1	175	822		1	1
1195	厚木市	北小学校	046-245-1137	046-245-0682	243-0803	厚木市山際658	223	1,047		1	1
1196	厚木市	依知小学校	046-245-4611	046-245-5675	243-0804	厚木市関口872-1	181	850		1	1
1197	厚木市	依知南小学校	046-245-1166	046-245-0875	243-0806	厚木市下依知2-7-1	203	956		1	1
1198	厚木市	あつぎ郷土博物館	046-225-2515	046-246-3005	243-0206	厚木市下川入1366-4	27	126		1	1
1199	厚木市	神奈川工科大学	046-291-3250	-	243-0203	厚木市下荻野1030	2,000	-		1	1
1200	厚木市	三田小学校	046-241-1040	046-241-3166	243-0211	厚木市三田515	179	843		1	1
1201	厚木市	睦合中学校	046-241-1450	046-241-1249	243-0211	厚木市三田3-1-1	181	850		1	1
1202	厚木市	鷹尾小学校	046-241-7312	046-241-7313	243-0204	厚木市鷹尾2-12-1	205	965		1	1
1203	厚木市	荻野中学校	046-241-1710	046-241-3157	243-0204	厚木市鷹尾5-1-1	182	854		1	1
1204	厚木市	荻野小学校	046-241-1454	046-241-1260	243-0201	厚木市上荻野8	181	850		1	1
1205	厚木市	清水小学校	046-221-4210	046-221-4539	243-0815	厚木市妻田西3-18-1	211	991		1	1
1206	厚木市	林中学校	046-224-4933	046-224-4934	243-0816	厚木市林5-5-1	182	856		1	1
1207	厚木市	妻田小学校	046-224-5911	046-224-5958	243-0814	厚木市妻田南1-14-1	191	897		1	1
1208	厚木市	戸室小学校	046-224-7888	046-224-3957	243-0031	厚木市戸室4-4-1	179	840		1	1
1209	厚木市	緑ヶ丘小学校	046-221-2368	046-223-5830	243-0041	厚木市緑ヶ丘4-1-1	177	830		1	1
1210	厚木市	小鮎小学校	046-241-1452	046-241-1257	243-0218	厚木市飯山南4-9-1	179	842		1	1
1211	厚木市	小鮎中学校	046-241-1428	046-241-3130	243-0218	厚木市飯山南4-9-2	181	850		1	1
1212	厚木市	厚木高校	046-221-4078	046-222-8243	243-0031	厚木市戸室2-24-1	338	1,590	1	1	1
1213	厚木市	南毛利中学校	046-221-4340	046-221-4365	243-0032	厚木市恩名2-16-1	181	850		1	1
1214	厚木市	厚木清南高校	046-228-2015	-	243-0021	厚木市岡田1-12-1	314	1,477	1	1	1
1215	厚木市	相川中学校	046-229-5516	046-229-5517	243-0022	厚木市酒井1981-1	174	819		1	1
1216	厚木市	東名中学校	046-228-4052	046-228-1258	243-0035	厚木市愛甲1809	182	855		1	1
1217	厚木市	愛甲小学校	046-247-9371	046-247-9370	243-0028	厚木市愛甲西1-17-1	203	955		1	1
1218	厚木市	南毛利小学校	046-248-1679	046-248-1678	243-0036	厚木市長谷1085	175	821		1	1
1219	厚木市	玉川小学校	046-248-0015	046-248-0620	243-0121	厚木市七沢150-1	180	845		1	1
1220	厚木市	県自然環境保全センター	046-248-0323	046-248-2560	243-0121	厚木市七沢657	100	-	1	1	1
1221	厚木市	玉川中学校	046-248-0329	046-248-0326	243-0125	厚木市小野301-10	182	856		1	1
1222	厚木市	毛利台小学校	046-247-9351	046-247-9352	243-0037	厚木市毛利台1-23-1	182	857		1	1
1223	厚木市	上荻野小学校	046-241-0861	046-241-6135	243-0201	厚木市上荻野1429	182	856		1	1
1224	厚木市	飯山小学校	046-241-2851	046-241-3143	243-0213	厚木市飯山4400	180	848		1	1
1225	厚木市	藤塚中学校	046-245-3371	046-245-1043	243-0801	厚木市上依知1289	268	1,262		1	1
1226	厚木市	若宮公園	046-247-7989	046-247-9841	243-0122	厚木市森の里1-38-39	100	-		1	1
1227	厚木市	森の里小学校	046-248-3611	046-248-2563	243-0122	厚木市森の里1-27-1	226	1,064		1	1
1228	厚木市	森の里中学校	046-248-0727	046-248-0797	243-0122	厚木市森の里3-35-1	302	1,421		1	1
1229	厚木市	依知中学校	046-245-1167	046-245-1156	243-0805	厚木市中依知364	252	1,188		1	1

番号	市町村名	避難所(施設)の名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	収容可能人員 (人)	避難所面積 (㎡)	県有施設	指定避難所 (災害対策基本 法第49条の7に 基づく指定)	指定緊急避難場 所との重複
1230	厚木市	戸田小学校	046-228-9805	046-228-9807	243-0023	厚木市戸田545	236	1,108		1	1
1231	厚木市	睦合東中学校	046-221-5956	046-221-5957	243-0211	厚木市三田3472	274	1,290		1	1
1232	厚木市	相川小学校	046-228-2610	046-229-0301	243-0021	厚木市岡田5-10-1	238	1,122		1	1
1233	厚木市	厚木中央公園	-	-	243-0003	厚木市寿町3-2	200	-		1	1
1234	厚木市	上依知小学校	046-246-2884	046-246-2885	243-0801	厚木市上依知1657	217	1,020		1	1
1235	厚木市	荻野運動公園	046-225-2900	046-242-6007	243-0202	厚木市中荻野1500	657	3,093		1	1
1236	厚木市	及川球技場	046-242-3060	046-242-3068	243-0212	厚木市及川1-17-1	100	-		1	1
1237	厚木市	ぼうさいの丘公園	046-270-1035	-	243-0033	厚木市温水783-1	200	-		1	1
1238	厚木市	厚木王子高校	046-221-3158	046-222-8204	243-0817	厚木市王子1-1-1	208	979	1	1	1
1239	大和市	北大和小学校	274-1171	272-1485	242-0001	下鶴間685	270	540		1	1
1240	大和市	緑野小学校	274-4368	272-1541	242-0008	中央林間西5-3-1	285	570		1	1
1241	大和市	林間小学校	274-3218	272-1495	242-0003	林間1-5-18	282	565		1	1
1242	大和市	西鶴間小学校	274-8428	272-1521	242-0005	西鶴間2-25-43	270	540		1	1
1243	大和市	大和小学校	261-0795	264-7495	242-0018	深見西8-7-1	287	574		1	1
1244	大和市	草柳小学校	261-1378	264-8599	242-0021	中央3-6-1	282	566		1	1
1245	大和市	深見小学校	261-1370	264-8494	242-0013	深見台2-9-1	284	568		1	1
1246	大和市	桜丘小学校	267-2349	268-8501	242-0014	上和田832	283	567		1	1
1247	大和市	渋谷小学校	267-3344	268-8508	242-0023	渋谷7-10	290	580		1	1
1248	大和市	上和田小学校	267-3352	268-8415	242-0014	上和田2695	270	540		1	1
1249	大和市	柳橋小学校	263-4401	264-9105	242-0022	柳橋1-17-7	270	540		1	1
1250	大和市	南林間小学校	275-3141	272-1531	242-0006	南林間9-3-2	270	540		1	1
1251	大和市	福田小学校	267-0951	268-3590	242-0024	福田5-22-1	270	540		1	1
1252	大和市	大野原小学校	263-2540	264-9185	242-0029	上草柳7-4-26	270	540		1	1
1253	大和市	下福田小学校	269-1021	268-3599	242-0024	福田570	263	527		1	1
1254	大和市	大和東小学校	263-2525	264-9085	242-0011	深見1805	263	527		1	1
1255	大和市	文ヶ岡小学校	263-6260	264-8556	242-0028	桜森3-16-31	263	527		1	1
1256	大和市	中央林間小学校	276-2821	272-1490	242-0007	中央林間9-54-1	263	527		1	1
1257	大和市	引地台小学校	261-9552	264-8935	242-0026	草柳3-1-2	315	630		1	1
1258	大和市	大和中学校	261-0892	261-4892	242-0018	深見西7-5-1	337	675		1	1
1259	大和市	光丘中学校	261-1120	261-8040	242-0016	大和南2-11-1	585	1,171		1	1
1260	大和市	渋谷中学校	267-1104	268-3989	242-0015	下和田49	565	1,131		1	1
1261	大和市	つきみ野中学校	274-1728	276-1791	242-0002	つきみ野3-5-1	395	791		1	1
1262	大和市	鶴間中学校	274-8903	276-1067	242-0001	下鶴間3016	340	680		1	1
1263	大和市	引地台中学校	267-0535	268-4576	242-0022	柳橋4-5050	340	680		1	1
1264	大和市	上和田中学校	269-1165	268-4574	242-0014	上和田1314-1	340	680		1	1
1265	大和市	南林間中学校	276-2500	276-1531	242-0006	南林間9-3-1	340	680		1	1
1266	大和市	下福田中学校	269-8281	268-3995	242-0024	福田1569-1	339	678		1	1
1267	大和市	県立大和高校	274-0026	277-0691	242-0002	つきみ野3-4	389	778	1	1	1
1268	大和市	県立大和南高校	269-5050	268-4390	242-0014	上和田2557	509	1,019	1	1	1
1269	大和市	県立大和東高校	264-1515	262-3655	242-0011	深見1760	509	1,019	1	1	1
1270	大和市	県立大和西高校	276-1155	277-0681	242-0006	南林間9-5-1	460	921	1	1	1
1271	大和市	コミュニティセンター中央林間会館	276-8121	-	242-0007	中央林間6-26-7	57	229		1	
1272	大和市	コミュニティセンター緑野会館	276-1816	-	242-0008	中央林間西4-27-3	59	236		1	
1273	大和市	コミュニティセンター公所会館	273-9481	-	242-0001	下鶴間504-1	63	251		1	
1274	大和市	コミュニティセンター南林間会館	276-3643	-	242-0006	南林間7-14-24	64	256		1	
1275	大和市	コミュニティセンター下鶴間会館	276-3407	-	242-0001	下鶴間2516-2	69	274		1	
1276	大和市	コミュニティセンター西鶴間会館	276-3447	-	242-0005	西鶴間2-4-20	65	260		1	
1277	大和市	コミュニティセンター鶴間会館	276-3736	-	242-0004	鶴間2-12-35	65	260		1	
1278	大和市	コミュニティセンター深見北会館	262-6030	-	242-0011	深見498-5	61	243		1	
1279	大和市	コミュニティセンター上草柳会館	264-0012	-	242-0029	上草柳5-3-11	45	181		1	
1280	大和市	コミュニティセンター桜森会館	264-7629	-	242-0028	桜森3-5-21	63	250		1	

番号	市町村名	避難所(施設)の名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	収容可能人員 (人)	避難所面積 (㎡)	県有施設	指定避難所 (災害対策基本 法第49条の7に 基づく指定)	指定緊急避難場 所との重複
1281	大和市	コミュニティセンター草柳会館	264-1355	-	242-0027	下草柳552-1	62	249		1	
1282	大和市	コミュニティセンター深見中会館	264-7611	-	242-0013	深見台4-10-29	66	262		1	
1283	大和市	コミュニティセンター下草柳会館	264-5110	-	242-0021	中央6-5-19	65	261		1	
1284	大和市	コミュニティセンター深見南会館	262-2671	-	242-0013	深見台1-9-19	59	235		1	
1285	大和市	コミュニティセンター柳橋会館	268-8505	-	242-0022	柳橋2-12-2	59	237		1	
1286	大和市	コミュニティセンター桜丘会館	269-8047	-	242-0014	上和田860-1	67	266		1	
1287	大和市	コミュニティセンター福田会館	269-9390	-	242-0025	代官1-22-3	59	235		1	
1288	大和市	コミュニティセンター上和田会館	269-8317	-	242-0014	上和田2700-18	62	249		1	
1289	大和市	コミュニティセンター下福田会館	268-1577	-	242-0024	福田611-1	65	261		1	
1290	大和市	コミュニティセンター下和田会館	267-8500	-	242-0015	下和田791-2	58	232		1	
1291	大和市	保健福祉センター	260-5685	262-0999	242-0004	鶴間1-31-7	35	140		1	
1292	大和市	障害福祉センター松風園	274-2426	276-9049	242-0005	西鶴間2-24-1	245	980		1	
1293	大和市	こどもの城	260-1055	-	242-0021	中央1-5-14	60	240		1	
1294	大和市	大和市特別支援教育センター ア ンダンテ	273-8351	-	242-0003	林間2-6-18	202	404		1	1
1295	伊勢原市	伊勢原小学校	0463-95-2519	0463-91-9470	259-1131	伊勢原4-1-1	1,046	2,616			
1296	伊勢原市	中沢中学校	0463-94-5756	0463-95-9580	259-1143	下糟屋231-1	754	1,886			
1297	伊勢原市	県立伊勢原高校	0463-95-2578	0463-96-2558	259-1142	田中1008-3	1,339	3,348	1		
1298	伊勢原市	桜台小学校	0463-95-2787	0463-91-9476	259-1132	桜台4-16-1	1,214	3,034			
1299	伊勢原市	伊勢原中学校	0463-95-2539	0463-95-9586	259-1132	桜台4-2-1	1,413	3,533			
1300	伊勢原市	竹園小学校	0463-93-4718	0463-91-9477	259-1135	岡崎6611-1	916	2,292			
1301	伊勢原市	大山小学校	0463-95-2014	0463-91-9473	259-1107	大山209	319	797			
1302	伊勢原市	高部屋小学校	0463-95-2569	0463-91-9471	259-1111	西富岡1090-1	1,018	2,545			
1303	伊勢原市	市体育館(総合運動公園)	0463-92-3536	0463-92-3777	259-1111	西富岡320	1,311	3,279			
1304	伊勢原市	山王中学校	0463-95-2362	0463-95-9584	259-1141	上粕屋804-2	1,101	2,754			
1305	伊勢原市	比々多小学校	0463-95-2307	0463-91-9472	259-1138	神戸521-1	949	2,373			
1306	伊勢原市	成瀬中学校	0463-95-1309	0463-95-9588	259-1114	高森2-22-1	1,190	2,976			
1307	伊勢原市	成瀬小学校	0463-95-2360	0463-91-9474	259-1114	高森1481-3	1,182	2,955			
1308	伊勢原市	緑台小学校	0463-93-4717	0463-91-9475	259-1114	高森482	772	1,932			
1309	伊勢原市	石田小学校	0463-92-8111	0463-92-4191	259-1116	石田1168-1	1,118	2,795			
1310	伊勢原市	県立伊志田高校	0463-93-5613	0463-96-2961	259-1116	石田1356-1	1,784	4,370	1		
1311	伊勢原市	大田小学校	0463-95-1064	0463-91-9478	259-1123	下谷1471-1	981	2,454			
1312	海老名市	柏ヶ谷コミュニティセンター	231-7475	231-7475	243-0401	東柏ヶ谷2-14-12	353	720		1	1
1313	海老名市	大谷コミュニティセンター	233-4457	233-4457	243-0418	大谷南4-21-1	330	671		1	1
1314	海老名市	中新田コミュニティセンター	231-7438	231-7438	243-0422	中新田2-16-14	290	591		1	1
1315	海老名市	上今泉コミュニティセンター	235-7100	210-7278	243-0431	上今泉1-5-32	281	573		1	1
1316	海老名市	国分コミュニティセンター	235-2000	235-2000	243-0405	国分南4-14-1	339	683		1	1
1317	海老名市	杉久保コミュニティセンター	238-7950	238-7950	243-0410	杉久保北2-18-15	309	604		1	1
1318	海老名市	門沢橋コミュニティセンター及び有 馬図書館	238-4773 238-4646	238-4773 239-2284	243-0426	門沢橋1-20-41	356	696		1	1
1319	海老名市	本郷コミュニティセンター	238-4889	210-7333	243-0417	本郷4626-1	299	603		1	1
1320	海老名市	社家コミュニティセンター	231-8415	210-6454	243-0424	社家3-18-1	307	617		1	1
1321	海老名市	下今泉コミュニティセンター	231-3750	210-7606	243-0435	下今泉1-17-55	287	585		1	1
1322	海老名市	勝瀬文化センター	235-3600	235-3600	243-0404	勝瀬4-40	124	255		1	1
1323	海老名市	国分寺台文化センター	233-0097	244-0167	243-0413	国分寺台2-10-23	208	671		1	1
1324	海老名市	北部公園体育館	292-3300	292-3308	243-0431	上今泉6-14-1	1,044	1,901		1	1
1325	海老名市	えびな市民活動センター (ピナレツジ)	259-8116	235-4110	243-0421	さつき町51-2	597	1,208		1	1
1326	海老名市	海老名小学校	231-2019	231-3564	243-0405	国分南3-12-3	1,460	2,976		1	1
1327	海老名市	柏ヶ谷小学校	231-1630	231-1715	243-0402	柏ヶ谷2-6-1	1,107	2,238		1	1
1328	海老名市	東柏ヶ谷小学校	232-3716	232-3706	243-0401	東柏ヶ谷6-9-7	1,064	2,139		1	1
1329	海老名市	上星小学校	232-3755	232-3277	243-0431	上今泉1-23-1	1,146	2,328		1	1

番号	市町村名	避難所(施設)の名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	収容可能人員 (人)	避難所面積 (㎡)	県有施設	指定避難所 (災害対策基本 法第49条の7に 基づく指定)	指定緊急避難場 所との重複
1330	海老名市	有鹿小学校	231-2159	231-2147	243-0433	河原口3-13-1	1,064	2,151		1	1
1331	海老名市	中新田小学校	231-1452	231-3008	243-0422	中新田1-15-1	1,159	2,359		1	1
1332	海老名市	大谷小学校	231-7370	231-2130	243-0413	国分寺台2-13-1	1,136	2,310		1	1
1333	海老名市	有馬小学校及び有馬中学校	238-2010 238-3365	238-1733 238-3469	243-0416 243-0417	中河内1784及び本郷4601	2,488	5,036		1	1
1334	海老名市	社家小学校	238-1453	238-5247	243-0424	社家5-10-1	831	1,687		1	1
1335	海老名市	門沢橋小学校	238-0810	238-0335	243-0426	門沢橋1-19-1	979	1,991		1	1
1336	海老名市	杉久保小学校	238-4508	238-4512	243-0410	杉久保北4-4-1	1,238	2,521		1	1
1337	海老名市	今泉小学校	232-2295	232-2256	243-0431	上今泉2028	1,332	2,705		1	1
1338	海老名市	杉本小学校	233-6451	233-6452	243-0406	国分北4-10-1	1,039	2,113		1	1
1339	海老名市	海老名中学校	231-3410	231-7989	243-0405	国分南3-11-1	1,153	2,327		1	1
1340	海老名市	海西中学校	232-8103	232-2293	243-0421	さつき町58	1,196	2,416		1	1
1341	海老名市	柏ヶ谷中学校	233-0917	233-0947	243-0402	柏ヶ谷1-13-1	952	1,942		1	1
1342	海老名市	大谷中学校	233-3233	233-3583	243-0418	大谷南2-10-1	610	1,230		1	1
1343	海老名市	今泉中学校	233-6341	233-6142	243-0431	上今泉1840	1,138	2,300		1	1
1344	海老名市	県立中央農業高等学校	231-5202	231-1599	243-0422	中新田4-12-1	908	1,823	1	1	1
1345	海老名市	県立海老名高等学校	232-2231	231-1762	243-0422	中新田1-26-1	2,081	4,200	1	1	1
1346	海老名市	県立有馬高等学校	238-1333	238-7980	243-0424	社家5-27-1	903	1,812	1	1	1
1347	海老名市	県立かながわ農業アカデミー	238-7950	238-9720	243-0410	杉久保北5-1-1	327	659	1	1	1
1348	海老名市	文化会館及び中央図書館	232-3231	234-9234	243-0438	めぐみ町6-1及び7-1	3,658	2,071		1	1
1349	海老名市	総合福祉会館	231-4122	232-9561	243-0434	めぐみ町6-3	139	816		1	1
1350	海老名市	わかば会館	235-2700	235-2800	243-0422	中新田383-1	153	1,276		1	1
1351	海老名市	県立えびな支援学校	292-5612	292-5620	243-0422	中新田4-5-1	89	699	1	1	1
1352	海老名市	障害者支援センターあきば	240-0775	240-0768	243-0431	上今泉6-11-20	174	752		1	1
1353	座間市	座間小学校	046-251-0009	046-251-5203	252-0027	座間2-3133	267	534		1	1
1354	座間市	栗原小学校	046-251-0074	046-251-5209	252-0014	栗原中央6-8-1	293	586		1	1
1355	座間市	相模野小学校	046-251-0625	046-251-3692	252-0012	広野台1-41-1	289	578		1	1
1356	座間市	相武台東小学校	046-251-6446	046-251-4403	252-0013	栗原1302	262	524		1	1
1357	座間市	ひばりが丘小学校	046-252-1124	046-252-1123	252-0003	ひばりが丘4-4-1	267	534		1	1
1358	座間市	東原小学校	046-253-3145	046-253-3146	252-0004	東原2-6-1	263	526		1	1
1359	座間市	相模が丘小学校	046-254-8202	046-254-8210	252-0001	相模が丘3-1-1	255	510		1	1
1360	座間市	立野台小学校	046-254-8100	046-254-8119	252-0023	立野台1-1-3	265	530		1	1
1361	座間市	入谷小学校	046-253-7211	046-253-7208	252-0029	入谷西5-8-1	265	530		1	1
1362	座間市	旭小学校	046-253-2255	046-253-2248	252-0003	ひばりが丘5-43-1	265	530		1	1
1363	座間市	中原小学校	046-251-3882	046-251-1936	252-0016	西栗原2-16-1	270	540		1	1
1364	座間市	座間中学校	046-251-0135	046-251-1129	252-0021	緑ヶ丘4-6-10	397	794		1	1
1365	座間市	西中学校	046-251-2277	046-251-3892	252-0027	座間2-1230	373	746		1	1
1366	座間市	東中学校	046-253-3357	046-256-0642	252-0003	ひばりが丘5-57-1	360	720		1	1
1367	座間市	栗原中学校	046-254-9977	046-254-8219	252-0014	栗原中央6-4-1	360	720		1	1
1368	座間市	相模中学校	046-253-2183	046-253-2197	252-0001	相模が丘6-35-1	360	720		1	1
1369	座間市	南中学校	046-256-0700	046-256-0656	252-0015	南栗原3-8-1	408	816		1	1
1370	座間市	県立座間高等学校	046-253-2011	046-252-5452	252-0029	入谷西5-11-1	361	722	1	1	1
1371	座間市	県立座間総合高等学校	046-253-2920	046-252-6020	252-0013	栗原2487	460	920	1	1	1
1372	座間市	県立相模向陽館高等学校	046-298-3455	046-298-3458	252-0003	ひばりが丘3-58-1	456	912	1	1	1
1373	座間市	立野台コミュニティセンター	046-255-0815	046-255-0815	252-0023	立野台3-14-12	188	376		1	1
1374	座間市	新田宿・四ツ谷コミュニティセンター	046-257-4871	046-257-4871	252-0025	四ツ谷1026	172	344		1	1
1375	座間市	小松原コミュニティセンター	046-257-9640	046-257-9640	252-0002	小松原1-45-14	177	354		1	1
1376	座間市	東原コミュニティセンター	046-255-9770	046-255-9770	252-0004	東原4-13-13	181	362		1	1
1377	座間市	相模が丘コミュニティセンター	046-258-3000	046-258-3000	252-0001	相模が丘3-38-1	189	378		1	1
1378	座間市	相武台コミュニティセンター	046-258-3001	046-258-3001	252-0011	相武台3-20-18	180	360		1	1
1379	座間市	ひばりが丘コミュニティセンター	046-257-7698	046-257-7698	252-0003	ひばりが丘1-49-1	190	380		1	1
1380	座間市	栗原コミュニティセンター	046-257-7210	046-257-7210	252-0014	栗原中央3-29-17	176	352		1	1

番号	市町村名	避難所(施設)の名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	収容可能人員 (人)	避難所面積 (㎡)	県有施設	指定避難所 (災害対策基本 法第49条の7に 基づく指定)	指定緊急避難場 所との重複
1381	座間市	座間市公民館	046-255-3131	046-252-2776	252-0029	入谷西2-53-34	191	660		1	1
1382	座間市	北地区文化センター	042-747-3361	042-747-8542	252-0001	相模が丘5-30-4	158	456		1	1
1383	座間市	東地区文化センター	046-253-0781	046-253-0789	252-0004	東原3-1-1	159	600		1	1
1384	座間市	もくせい園	046-253-0804	046-254-7717	252-0014	栗原中央6-7-27	38	183		1	1
1385	座間市	通園センター	046-254-2655	-	252-0004	東原2-8-1	78	333		1	1
1386	座間市	立野台事務所	046-253-8411	046-259-2163	252-0023	立野台1-1-4	167	630		1	1
1387	座間市	県立座間支援学校	046-255-2253	046-252-5379	252-0029	入谷西5-10-1	20	60	1	1	
1388	南足柄市	旧北足柄小学校	0465-74-2414	0465-74-9916	250-0131	内山1051	480	1,440		1	1
1389	南足柄市	北幼稚園	0465-74-2515	0465-74-2515	250-0135	荻野675	80	266		1	
1390	南足柄市	南足柄小学校	0465-74-2411	0465-74-2651	250-0105	関本400	1,520	4,600		1	1
1391	南足柄市	南足柄中学校	0465-74-2415	0465-74-3130	250-0105	関本433	1,440	4,379		1	1
1392	南足柄市	向田小学校	0465-74-9330	0465-74-9928	250-0104	向田555	1,320	3,997		1	1
1393	南足柄市	県立足柄高校	0465-73-0010	0465-73-3278	250-0106	怒田860	1,320	3,980	1	1	1
1394	南足柄市	福沢小学校	0465-74-2413	0465-74-9917	250-0102	千津島632	920	2,761		1	1
1395	南足柄市	岡本小学校	0465-74-2412	0465-74-9925	250-0117	塚原1769	1,060	3,183		1	1
1396	南足柄市	岡本中学校	0465-74-2416	0465-73-1257	250-0117	塚原1660	1,380	4,166		1	1
1397	南足柄市	岡本幼稚園・駒千代青少年広場	0465-74-2513	0465-74-2513	250-0117	塚原2212	220	706		1	1
1398	南足柄市	岡本コミュニティセンター	0465-74-1971	0465-74-1971	250-0117	塚原2832	150	450		1	
1399	南足柄市	岩原小学校	0465-74-9211	0465-74-9927	250-0113	岩原310	1,060	3,216		1	1
1400	南足柄市	体育センター	0465-72-1171	0465-74-0988	250-0112	和田河原1030	1,140	3,460		1	1
1401	綾瀬市	落合小学校	77-6133	77-6135	252-1116	落合北3-10-1	760	1,520		1	1
1402	綾瀬市	綾瀬中学校	78-0024	78-7108	252-1106	深谷南2-3-1	676	1,352		1	1
1403	綾瀬市	中村地区センター	78-2760	-	252-1107	深谷中5-16-43	35	70		1	
1404	綾瀬市	綾瀬小学校	78-0004	78-0053	252-1107	深谷中5-1-1	831	1,662		1	1
1405	綾瀬市	中央公民館	77-8181	79-0141	252-1103	深谷中1-3-1	170	340		1	
1406	綾瀬市	綾北中学校	78-8566	78-8568	252-1103	深谷上4-4-1	827	1,654		1	1
1407	綾瀬市	北の台小学校	77-5807	77-5801	252-1103	大上9-14-1	711	1,422		1	1
1408	綾瀬市	大上保育園	77-0323	77-0323	252-1104	大上6-14-5	48	96		1	
1409	綾瀬市	北の台中学校	77-8430	77-8457	252-1105	蓼川1-2-1	808	1,616		1	1
1410	綾瀬市	北の台コミュニティセンター(建て替え中) ※令和8年3月 供用開始予定	77-6132	-	252-1105	蓼川2-1-12	65	130		1	
1411	綾瀬市	寺尾児童館	77-9993	-	252-1131	寺尾北2-2-1	52	104		1	
1412	綾瀬市	綾北福祉会館	78-1735	-	252-1132	寺尾中1-3-22	91	182		1	
1413	綾瀬市	天台小学校	78-5688	78-5690	252-1137	寺尾台1-3-1	802	1,604		1	1
1414	綾瀬市	寺尾いずみ会館	79-1305	-	252-1137	寺尾台3-6-25	363	726		1	
1415	綾瀬市	綾北小学校	78-0452	78-7085	252-1133	寺尾本町3-10-1	768	1,536		1	1
1416	綾瀬市	寺尾小学校	77-8401	77-8450	252-1134	寺尾南1-3-1	692	1,384		1	1
1417	綾瀬市	早園小学校	78-8525	78-6312	252-1121	小園420	532	1,064		1	1
1418	綾瀬市	小園児童館	77-9994	-	252-1121	小園401-1	65	130		1	
1419	綾瀬市	城山中学校	77-6134	77-6142	252-1123	早川2230	737	1,474		1	1
1420	綾瀬市	早園地区センター(建て替え中) ※令和9年3月 供用開始予定	78-1160	-	252-1123	早川2934	57	114			
1421	綾瀬市	春日台中学校	76-8661	76-8613	252-1124	吉岡393-1	838	1,676		1	1
1422	綾瀬市	吉岡地区センター	78-2029	-	252-1124	吉岡2316	51	102		1	
1423	綾瀬市	綾西小学校	78-2376	78-2368	252-1126	綾西1-2-1	644	1,288		1	1
1424	綾瀬市	ながづつ児童館	77-9992	-	252-1126	綾西2-11-14	40	80		1	
1425	綾瀬市	綾南地区センター	77-5808	-	252-1113	上土棚中1-10-11	67	134			
1426	綾瀬市	綾南小学校	78-2840	78-2848	252-1113	上土棚中1-12-19	704	1,408			1
1427	綾瀬市	上土棚自治会館	76-9336	-	252-1111	上土棚北4-7-47	74	155			
1428	綾瀬市	落合自治会館	77-6240	-	252-1115	落合南6-1-46	64	130			
1429	綾瀬市	綾南保育園	76-0030	76-0030	252-1114	上土棚南1-4-17	53	106		1	

番号	市町村名	避難所(施設)の名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	収容可能人員 (人)	避難所面積 (㎡)	県有施設	指定避難所 (災害対策基本 法第49条の7に 基づく指定)	指定緊急避難場 所との重複
1430	綾瀬市	南部ふれあい会館	77-3020	-	252-1114	上土棚南1-5-10	229	458		1	
1431	綾瀬市	土棚小学校	77-2002	77-2001	252-1114	上土棚南6-1-1	662	1,324		1	1
1432	綾瀬市	綾瀬高校	76-1400	76-6241	252-1134	寺尾南1-4-1	602	1,204		1	1
1433	綾瀬市	綾瀬西高校	77-5121	76-6199	252-1123	早川1485-1	509	1,018		1	1
1434	綾瀬市	綾瀬平和会館	-	-	252-1137	寺尾台1-1-1	226	454			
1435	綾瀬市	礼正寺	76-7426	-	252-1104	大上9-7-17	14	29			
1436	綾瀬市	大法寺	78-0103	-	252-1107	深谷中6-23-1	19	40			
1437	綾瀬市	蓮光寺	76-7676	-	252-1113	上土棚中2-15-43	119	240			
1438	綾瀬市	龍洞院	78-1620	-	252-1123	早川1766	37	75			
1439	綾瀬市	長泉寺	78-1020	-	252-1123	早川3146	65	193			
1440	綾瀬市	正福寺	78-0634	-	252-1124	吉岡1006	39	79			
1441	綾瀬市	斉運寺	78-0829	-	252-1124	吉岡1783	69	140			
1442	綾瀬市	報恩寺	78-7160	-	252-1134	寺尾南2-10-1	97	196			
1443	綾瀬市	大塚平安教会	78-3017	-	252-1131	寺尾北2-17-44	50	100			
1444	綾瀬市	春日幼稚園	78-2320	-	252-1124	吉岡1360	99	198			
1445	綾瀬市	綾西幼稚園	78-5012	-	252-1124	吉岡1526	90	180			
1446	綾瀬市	綾瀬中央幼稚園	76-2920	-	252-1108	深谷上6-12-43	75	150			
1447	綾瀬市	綾南幼稚園	76-0007	-	252-1113	上土棚中1-10-6	130	260			
1448	綾瀬市	綾瀬すぎの子幼稚園	78-4187	-	252-1116	落合北5-22-11	221	446			
1449	綾瀬市	ドレーパー記念幼稚園	78-1550	-	252-1131	寺尾北2-17-47	75	150			
1450	綾瀬市	綾瀬ゆたか幼稚園	78-1794	-	252-1133	寺尾本町3-12-26	50	100			
1451	綾瀬市	綾瀬幼稚園	78-0001	-	252-1136	寺尾西2-9-50	162	325			
1452	葉山町	上山口小学校	046-878-7529	046-878-6550	240-0115	上山口158	455	910		1	1
1453	葉山町	一色小学校	046-875-9221	046-876-0681	240-0111	一色1060	729	1,458		1	1
1454	葉山町	葉山小学校	046-875-0062	046-876-0680	240-0112	堀内2050-1	615	1,230		1	1
1455	葉山町	葉山中学校	046-875-1346	046-876-0683	240-0112	堀内2247-2	665	1,330		1	1
1456	葉山町	長柄小学校	046-875-6860	046-876-0682	240-0113	長柄130	609	1,218		1	1
1457	葉山町	南郷中学校	046-875-9494	046-876-0684	240-0113	長柄1835	541	1,082		1	1
1458	葉山町	県立逗子葉山高等学校	046-873-7322	046-873-9045	249-0005	逗子市桜山5-24-1	746	1,492	1	1	1
1459	寒川町	倉見原才戸公民館	-	-	253-0101	倉見2008-8	42	83			
1460	寒川町	倉見地域集会所	-	-	253-0101	倉見1550-2	136	271			
1461	寒川町	倉見大村地域集会所	-	-	253-0101	倉見2110-2	51	101			
1462	寒川町	北部文化福祉会館	74-1515	74-7405	253-0106	宮山2820-1	594	1,188			
1463	寒川町	旭保育園	75-0773	75-0528	253-0106	宮山2194	562	1,124			
1464	寒川町	宮山地域集会所	-	-	253-0106	宮山3906-2	103	206			
1465	寒川町	宮山根岸集会所	-	-	253-0106	宮山1303-1	42	83			
1466	寒川町	さむかわ保育園	75-0134	75-0251	253-0106	宮山935	627	1,254			
1467	寒川町	小動地域集会所	-	-	253-0102	小動466-2	51	102			
1468	寒川町	小谷地域集会所	-	-	253-0103	小谷1-13-10	100	199			
1469	寒川町	大蔵地域集会所	-	-	253-0104	大蔵834-1	98	196			
1470	寒川町	菅谷台集会所	-	-	253-0105	岡田7-7-1	75	149			
1471	寒川町	岡田もくせいハイツ集会所	-	-	253-0105	岡田7-1	61	121	1		
1472	寒川町	県営寒川もくせいハイツ第2集会所	-	-	253-0105	岡田7-1	70	139	1		
1473	寒川町	越の山自治会館	-	-	253-0105	岡田8-26-16	39	78			
1474	寒川町	新町会館	-	-	253-0105	岡田1-4-4	41	82			
1475	寒川町	岡田地域集会所	-	-	253-0105	岡田609	90	180			
1476	寒川町	福祉活動センター	-	-	253-0105	岡田610	332	664			
1477	寒川町	大曲地域集会所	-	-	253-0113	大曲2-8-18	98	195			
1478	寒川町	中瀬地域集会所	-	-	253-0112	中瀬17-5	89	177			
1479	寒川町	筒井地域集会所	-	-	253-0112	中瀬25-1	65	130			
1480	寒川町	南部文化福祉会館	75-0281	75-1777	253-0111	一之宮8-5-20	749	1,498			
1481	寒川町	一之宮愛児園	75-0729	75-3796	253-0111	一之宮8-3-1	605	1,209			

番号	市町村名	避難所(施設)の名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	収容可能人員 (人)	避難所面積 (㎡)	県有施設	指定避難所 (災害対策基本 法第49条の7に 基づく指定)	指定緊急避難場 所との重複
1482	寒川町	一之宮公園	-	-	253-0111	一之宮3-2172-1	86	171			
1483	寒川町	田端地域集会所	-	-	253-0114	田端824	109	217			
1484	寒川町	旭小学校	75-0359	75-2586	253-0101	倉見1675-3	3,200	6,399			
1485	寒川町	旭が丘中学校	75-5553	75-3329	253-0102	小動933	4,299	8,597			
1486	寒川町	小谷小学校	75-3671	75-3215	253-0103	小谷4-5-1	3,108	6,215			
1487	寒川町	寒川小学校	75-0032	75-2589	253-0106	宮山934	3,463	6,926			
1488	寒川町	さむかわ中央公園	75-1005	75-3775	253-0106	宮山275	1,146	2,292			
1489	寒川町	寒川中学校	75-0051	75-2583	253-0111	一之宮3-9-1	5,112	10,223			
1490	寒川町	寒川東中学校	74-0332	74-0976	253-0105	岡田718	3,987	7,973			
1491	寒川町	一之宮小学校	75-0058	75-0093	253-0111	一之宮7-3-1	3,836	7,672			
1492	寒川町	南小学校	74-7444	74-7496	253-0111	一之宮9-9-1	3,680	7,360			
1493	寒川町	寒川高等学校	74-2312	74-9012	253-0111	一之宮9-30-1	6,827	13,654	1		
1494	大磯町	春日野中学校(平塚市)	0463-31-0420	0463-33-5153	254-0054	平塚市中里33-1	1,630	7,056		1	1
1495	大磯町	県立平塚工科高校(平塚市)	0463-31-0417	0463-32-6983	254-0821	平塚市黒部丘12-7	3,306	18,734	1	1	1
1496	大磯町	県立大磯高校	0463-61-0058	0463-61-7982	255-0002	大磯町東町2-9-1	1,000	2,655	1	1	1
1497	大磯町	大磯小学校	0463-61-0140	0463-61-0930	255-0004	大磯町東小磯3	1,540	3,353		1	1
1498	大磯町	大磯中学校	0463-61-0073	0463-61-2465	255-0004	大磯町東小磯261	880	1,451		1	1
1499	大磯町	国府小学校	0463-71-0400	0463-72-6251	259-0114	大磯町月京18-1	1,800	3,514		1	1
1500	大磯町	国府中学校	0463-71-0410	0463-72-6256	259-0114	大磯町月京40-1	970	1,561		1	1
1501	大磯町	福祉センターさざれ石	0463-61-6262	0463-61-7614	255-0003	大磯町大磯1352-1	90	234		1	1
1502	大磯町	障害福祉センターすばる	0463-73-4530	0463-73-1285	259-0111	大磯町国府本郷1196	132	285		1	1
1503	二宮町	神奈川県立二宮高等学校	0463-71-3215	-	259-0134	一色1363	6,991	13,982	1	1	1
1504	二宮町	二宮町立体育館	0463-71-3195	-	259-0124	山西218-10	1,070	2,141		1	1
1505	二宮町	二宮町立二宮中学校	0463-71-3195	-	259-0123	二宮54-2	3,672	7,345		1	1
1506	二宮町	二宮町保健センター	0463-71-3195	-	259-0123	二宮1410	488	975			
1507	二宮町	一色防災コミュニティセンター	0463-71-3195	-	259-0134	一色1113-1	141	281			
1508	二宮町	中里防災コミュニティセンター	0463-71-3195	-	259-0131	中里897	64	128			
1509	二宮町	元町北防災コミュニティセンター	0463-71-3195	-	259-0123	二宮1428	147	294			
1510	二宮町	富士見が丘防災コミュニティセンター	0463-71-3195	-	259-0122	富士見が丘3-1-2	132	263			
1511	二宮町	山西防災コミュニティセンター	0463-71-3195	-	259-0124	川匂71-3	153	306			
1512	中井町	中村小学校体育館	0465-81-1116	0465-81-0590	259-0144	半分形350	550	6,461		1	1
1513	中井町	井ノ口小学校体育館	0465-81-1123	0465-81-0093	259-0151	井ノ口2005	550	5,095		1	1
1514	中井町	中井中学校体育館	0465-81-0226	0465-81-0999	259-0153	比奈窪295	600	6,619		1	1
1515	中井町	境コミュニティセンター	0465-80-1777	0465-80-1778	259-0157	境1293	40	493		1	1
1516	大井町	大井小学校体育館	0465-82-0918	0465-82-0191	258-0019	金子1436	148	893		1	1
1517	大井町	大井町総合体育館	0465-82-9799	0465-82-4652	258-0019	金子1970	446	1,780		1	1
1518	大井町	湘光中学校体育館	0465-82-2541	0465-82-2607	258-0019	金子1950	118	708		1	1
1519	大井町	上大井小学校体育館	0465-83-1151	0465-83-1153	258-0016	上大井171	111	667		1	1
1520	大井町	相和小学校体育館	0465-82-2381	0465-83-5766	258-0015	山田580	78	469		1	1
1521	松田町	町屋地域集会施設	-	-	258-0003	松田惣領7-20	42	217			
1522	松田町	神山地域集会施設	-	-	258-0002	神山242-3	64	197			
1523	松田町	河内児童センター	-	-	258-0003	松田惣領821-3	40	165			
1524	松田町	仲町地域集会施設	-	-	258-0003	松田惣領1177-1	20	107			
1525	松田町	城山地域集会施設	-	-	258-0004	松田庶子559-4	42	123			
1526	松田町	仲町屋地域集会施設	-	-	258-0003	松田惣領1427-1	52	194			
1527	松田町	萱沼地域集会施設	-	-	258-0001	寄718	29	90			
1528	松田町	弥勒寺多目的集会施設	-	-	258-0001	寄2282-1	30	166			
1529	松田町	中山地域集会施設	-	-	258-0001	寄3324	19	66			
1530	松田町	土佐原公民館	-	-	258-0001	寄2867	17	74			
1531	松田町	宇津茂地域集会施設	-	-	258-0001	寄3214	30	98			
1532	松田町	田代地域集会施設	-	-	258-0001	寄5311	20	66			

番号	市町村名	避難所(施設)の名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	収容可能人員 (人)	避難所面積 (㎡)	県有施設	指定避難所 (災害対策基本 法第49条の7に 基づく指定)	指定緊急避難場 所との重複
1533	松田町	宮地多目的集会施設	-	-	258-0001	寄5065	20	62			
1534	松田町	虫沢地域集会施設	-	-	258-0001	寄6420	46	153			
1535	松田町	松田小学校	83-0371	-	258-0004	松田庶子200	190	711			
1536	松田町	寄小学校	89-2201	-	258-0001	寄2549	478	1,767			
1537	松田町	松田町体育館	83-6600	-	258-0004	松田庶子1475	290	993			
1538	松田町	谷戸地域集会施設	-	-	258-0003	松田惣領1964-2	45	147			
1539	松田町	宮前地域集会施設	-	-	258-0003	松田惣領1718-5	36	143			
1540	松田町	かなん沢・中里地域集会施設	-	-	258-0004	松田庶子237-3	36	166			
1541	松田町	松田中学校	82-2261	-	258-0003	松田惣領1400	977	3,409			
1542	松田町	松田幼稚園	83-2517	-	258-0002	神山404	257	857			
1543	松田町	大寺地域集会施設	-	-	258-0001	寄4618	23	85			
1544	松田町	寄幼稚園	89-2452	-	258-0001	寄2505	126	390			
1545	松田町	湯の沢児童センター	-	-	258-0001	寄121-24	22	89			
1546	松田町	店屋場地域集会施設	-	-	258-0003	松田惣領424-6	48	160			
1547	松田町	中丸地域集会施設	-	-	258-0003	松田惣領840	36	126			
1548	松田町	茶屋地域集会施設	-	-	258-0003	松田惣領605	41	137			
1549	松田町	松田町生涯学習センター	83-7021	-	258-0003	松田惣領2078	532	5,774			
1550	松田町	沢尻地域集会施設	-	-	258-0003	松田惣領1824-11	38	180			
1551	山北町	川村小学校	75-1142	76-3290	258-0113	山北1002	240	842			
1552	山北町	生涯学習センター	75-3131	75-3030	258-0113	山北1301-4	160	561			
1553	山北町	山北中学校	75-0755	75-0760	258-0111	向原405	290	1,015			
1554	山北町	山北高等学校	75-0828	75-1770	258-0111	向原2370	358	1,256	1		
1555	山北町	共和のもりセンター、共和トレーニングセンター	20-3759	-	258-0121	皆瀬川275	92	323			
1556	山北町	旧清水中学校	-	-	258-0124	川西688	154	539			
1557	山北町	旧三保中学校	-	-	258-0201	中川921-87	138	486			
1558	開成町	開成幼稚園	82-4247	82-4716	258-0022	牛島336	280	560			
1559	開成町	文命中学校	83-1386	82-8472	258-0021	吉田島1805	1,020	2,050			
1560	開成町	開成小学校	83-1616	82-4908	258-0026	延沢625	1,460	2,930			
1561	開成町	岡野老人憩の家	-	-	258-0027	岡野186	35	70			
1562	開成町	金井島公民館	-	-	258-0028	金井島94	60	120			
1563	開成町	上延沢自治会館	-	-	258-0026	延沢1548	107	215			
1564	開成町	下延沢自治会館	-	-	258-0026	延沢652-1	55	110			
1565	開成町	円中自治会館	-	-	258-0024	中之名384	75	151			
1566	開成町	宮台老人憩の家	-	-	258-0023	宮台134	65	130			
1567	開成町	牛島自治会館	-	-	258-0022	牛島359	60	120			
1568	開成町	上島公民館	-	-	258-0021	吉田島2470	55	110			
1569	開成町	河原町公会堂	-	-	258-0021	吉田島2645	45	90			
1570	開成町	榎本公会堂	-	-	258-0021	吉田島3231	45	90			
1571	開成町	中家村公民館	-	-	258-0021	吉田島1665	90	180			
1572	開成町	下島自治会館	-	-	258-0021	吉田島1610-1	58	116			
1573	開成町	パレットガーデン自治会館	-	-	258-0021	吉田島4319-1	59	118			
1574	開成町	みなみ自治会館	-	-	258-0029	みなみ2-6-1	53	106			
1575	開成町	開成南小学校	83-2250	83-0533	258-0029	みなみ二丁目2-1	1,175	2,350			
1576	開成町	県立吉田島高校	82-0151	82-7684	258-0021	吉田島281	920	1,840	1		
1577	箱根町	湯本小学校	85-5414	85-7622	250-0311	湯本399	200	981			
1578	箱根町	湯本幼児学園	85-5444	85-5444	250-0313	湯本392	35	370			
1579	箱根町	湯本仲町集会所	85-7891	-	250-0315	湯本392-2	30	310			
1580	箱根町	山崎集会所	85-5970	-	250-0316	湯本132-1	50	496			
1581	箱根町	大平台集会所	82-3284	-	250-0405	大平台353-1	70	355			
1582	箱根町	畑宿寄木会館	85-8170	-	250-0314	畑宿103	20	74			
1583	箱根町	箱根恵明学園	82-2036	-	250-0404	宮ノ下413	200	992			

番号	市町村名	避難所(施設)の名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	収容可能人員 (人)	避難所面積 (㎡)	県有施設	指定避難所 (災害対策基本 法第49条の7に 基づく指定)	指定緊急避難場 所との重複
1584	箱根町	温泉公民館	82-2742	82-3774	250-0404	宮ノ下105	35	240			
1585	箱根町	社会教育センター	82-2694	82-3537	250-0406	小涌谷520	140	480			
1586	箱根町	箱根中学校	82-3000	82-3548	250-0407	二ノ平1154	530	1,588			
1587	箱根町	老人福祉センター やまなみ荘	82-1211	82-5763	250-0408	強羅1320-185	150	480			
1588	箱根町	箱根の森小学校	82-3038	82-3004	250-0401	宮城野225	200	776			
1589	箱根町	宮城野保育園	82-2543	82-2543	250-0401	宮城野140	30	240			
1590	箱根町	宮城野公民館	82-2743	82-2891	250-0401	宮城野625	60	240			
1591	箱根町	総合保健福祉センター さくら館	85-0800	85-0811	250-0401	宮城野881-1	100	4,238			
1592	箱根町	宮城野温泉会館	82-1800	-	250-0401	宮城野922	60	375			
1593	箱根町	仙石原小学校	84-8049	84-8024	250-0631	仙石原981	200	728			
1594	箱根町	星槎大学箱根キャンパス	-	-	250-0631	仙石原817	450	1,412			
1595	箱根町	仙石原幼児学園	84-8386	84-8386	250-0631	仙石原981	30	150			
1596	箱根町	仙石原文化センター	84-8387	84-8430	250-0631	仙石原842	140	480			
1597	箱根町	仙石原公園管理事務所 (仙石原いこいの家)	84-6230	-	250-0631	仙石原870	20	50			
1598	箱根町	箱根町総合体育館箱根町総合体 育館星槎レイクアリーナ箱根	86-3300	86-3100	250-0522	元箱根164-1	650	4,149			
1599	箱根町	元箱根集会所	83-6641	-	250-0522	元箱根63	60	483			
1600	箱根町	箱根地域スポーツ施設	-	-	250-0521	箱根561	170	629			
1601	箱根町	箱根幼稚園	83-6159	83-6159	250-0521	箱根561	30	125			
1602	箱根町	箱根集会所	83-5463	-	250-0521	箱根221	60	433			
1603	箱根町	芦之湯集会所	83-6954	-	250-0523	芦之湯90-1	30	163			
1604	真鶴町	まなづる小学校体育館	0465-68-1131	0465-68-5119	259-0201	真鶴町真鶴543	389	778		1	
1605	真鶴町	真鶴中学校体育館	0465-68-1131	0465-68-5119	259-0201	真鶴町真鶴1855	531	1,062		1	
1606	真鶴町	ひなづる幼稚園園舎	0465-68-1131	0465-68-5119	259-0201	真鶴町真鶴1412-3	269	538		1	
1607	真鶴町	岩ふれあい館体育館	0465-68-1131	0465-68-5119	259-0202	真鶴町岩706	106	212		1	
1608	湯河原町	奥湯河原区民会館	63-2855	63-2855	259-0314	神奈川県足柄下郡湯河原町宮上775-27	17	34		1	1
1609	湯河原町	こごめの湯	63-6944	62-2744	259-0314	神奈川県足柄下郡湯河原町宮上562-6	75	150		1	1
1610	湯河原町	万葉公園 玄関テラス	43-7830	-	259-0314	神奈川県足柄下郡湯河原町宮上566	205	103		1	1
1611	湯河原町	宮上会館	62-2658	-	259-0314	神奈川県足柄下郡湯河原町宮上287-3	57	114		1	1
1612	湯河原町	湯河原小学校体育館	62-5501	60-1334	259-0314	神奈川県足柄下郡湯河原町宮上11	628	1,256		1	1
1613	湯河原町	みやのうえ保育園	63-5255	63-5255	259-0314	神奈川県足柄下郡湯河原町宮下36-1	105	210		1	1
1614	湯河原町	宮下会館	63-3982	-	259-0304	神奈川県足柄下郡湯河原町宮下626-1	88	177		1	1
1615	湯河原町	町立図書館	63-4155	62-0239	259-0303	神奈川県足柄下郡湯河原町土肥1-4-13	265	531		1	1
1616	湯河原町	城堀会館	63-3525	44-4100	259-0303	神奈川県足柄下郡湯河原町城堀87-1	86	173		1	1
1617	湯河原町	おにわ保育園	62-8386	62-8386	259-0305	神奈川県足柄下郡湯河原町城堀38-2	152	304		1	1
1618	湯河原町	門川会館	63-4750	-	259-0303	神奈川県足柄下郡湯河原町土肥2-19-24	116	232		1	1
1619	湯河原町	たちばな保育園	63-2190	63-2190	259-0313	神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋868-3	223	446		1	1
1620	湯河原町	鍛冶屋会館	62-3678	-	259-0313	神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋376-1	163	328		1	1
1621	湯河原町	防災コミュニティセンター	62-1288	-	259-0301	神奈川県足柄下郡湯河原町中央2-21-1	260	531		1	1
1622	湯河原町	湯河原町民体育館	62-1200	63-7714	259-0301	神奈川県足柄下郡湯河原町中央2-21-1	783	1,567		1	1
1623	湯河原町	まさこ保育園	62-3516	62-3516	259-0301	神奈川県足柄下郡湯河原町中央1-16-1	233	468		1	1
1624	湯河原町	吉浜小学校体育館	62-8287	63-7715	259-0312	神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜1300	519	1,038		1	1
1625	湯河原町	文化福祉会館	62-8446	-	259-0312	神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜999-2	137	275		1	1
1626	湯河原町	ヘルシープラザ	62-1333	63-9633	259-0312	神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜863	491	982		1	1
1627	湯河原町	東台福浦小学校体育館	62-3536	63-7720	259-0312	神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜216	492	984		1	1
1628	湯河原町	川堀会館	63-3967	-	259-0312	神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜378-1	91	183		1	1
1629	湯河原町	福浦会館	63-5277	-	259-0311	神奈川県足柄下郡湯河原町福浦115-1	97	195		1	1
1630	愛川町	半原小学校	281-0144	281-6153	243-0307	半原2201	610	6,448		1	1
1631	愛川町	高峰小学校	281-0389	281-6151	243-0308	三増767	200	4,459		1	1
1632	愛川町	県立愛川高等学校	286-2871	286-5494	243-0308	三増822-1	480	3,059	1	1	1
1633	愛川町	愛川中原中学校	286-2710	286-7985	243-0301	角田210	360	9,027		1	1

番号	市町村名	避難所(施設)の名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	収容可能人員 (人)	避難所面積 (㎡)	県有施設	指定避難所 (災害対策基本 法第49条の7に 基づく指定)	指定緊急避難場 所との重複
1634	愛川町	中津第二小学校	285-2960	286-7982	243-0302	春日台2-9-1	560	5,199		1	1
1635	愛川町	愛川東中学校	285-0029	286-7984	243-0303	中津1400	360	11,028		1	1
1636	愛川町	菅原小学校	285-2794	286-7983	243-0303	中津1103	370	5,394		1	1
1637	愛川町	中津小学校	285-0082	286-7981	243-0303	中津544	360	6,504		1	1
1638	愛川町	第一号公園体育館	285-1818	-	243-0303	中津4043	830	4,646		1	1
1639	清川村	緑小学校	046-288-1003	046-288-3478	243-0112	神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2076	300	600		1	1
1640	清川村	緑中学校	046-288-1241	046-288-3113	243-0112	神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷1933	300	600		1	1
1641	清川村	宮ヶ瀬小・中学校	046-288-1343 046-288-1354	046-288-1383 046-288-1372	243-0111	神奈川県愛甲郡清川村宮ヶ瀬954-1	300	600		1	1
1642	清川村	生涯学習センター せせらぎ館	046-288-3733	046-288-1262	243-0112	神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2216	100	200		1	
1643	清川村	保健福祉センター やまびこ館	046-288-3861	046-288-2025	243-0112	神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2218	100	200		1	
1644	清川村	保健福祉センター ひまわり館	046-287-1118	046-287-2013	243-0112	神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2220-1	20	40		1	
1645	清川村	あおぞら保育園	046-281-7350	046-281-7351	243-0112	神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2140-10	10	20		1	
計						1645箇所	1,263,664	2,901,039	55	1,405	1,295

県立施設の指定管理者と締結する基本協定書標準例抜粋

1 市町村等から避難所等に指定されている施設 (対応等がより明確に定まっている場合は、その内容を優先する。)

○条文例

(大規模な災害等が発生した場合の対応)

<あらかじめ定められた災害対応への協力>

第 14 条の 2 乙は、大規模な災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）は、管理施設が〇〇〇（市町村名）地域防災計画に定める〇〇〇（*避難所、広域避難地等施設等、管理施設の役割を記載*）として機能するよう、甲又は〇〇〇（市町村名）等の要請に基づき、災害対応に協力するものとする。

<その他の災害対応について要請があった場合の協力>

2 乙は、前項に規定する以外の災害対応についても、甲又は〇〇〇（市町村名）等から要請があった場合には、甲又は〇〇〇（市町村名）等に協力するものとする。

<要請がない場合の自主的な災害対応>

3 乙は、前 2 項に規定する要請がない場合においても、災害時等の状況に応じて、緊急の必要があると認める場合は、県民等の安全確保のため、自らの判断により適切な災害対応に努めるものとする。

<協力内容及び緊急時の対応についての協議>

4 甲は、前 3 項に規定する乙の協力等の対応が円滑に図られるよう、その詳細についてあらかじめ乙と協議し、手順等を別に定めるものとする。

<費用負担>

第 14 条の 3 乙は、前条の規定により、損害・損失や費用負担が発生した場合には、甲に対し、その負担について協議を求めることができる。この場合において、甲は、その求めに応じなければならない。

2 甲は、前項の乙との協議の結果を踏まえ、合理性の認められる範囲で乙の損害・損失や増加費用の全部又は一部を負担する。

3 前項に規定する合理性の認められる範囲は、次の各号に定めるいずれの条件も満たすことが必要である。

- (1) 当該災害の影響であることが明白であること
- (2) 乙の判断に左右されないこと（他に選択の余地がないこと）

注：<斜体>は、分かり易くするために記載しているものであり、基本協定への記載は要しない。

2 県が災害時応急活動等のための活用を想定している施設

○条文例

(大規模な災害等が発生した場合の対応)

<あらかじめ定められた災害対応への協力>

第 14 条の 2 乙は、大規模な災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）には、管理施設が神奈川県地域防災計画に定める〇〇〇（*緊急物資受入れ港等、施設の役割を記載*）として機能するよう、甲の要請に基づき、甲に協力するものとする。

(指定管理者に一定の役割が求められている病院等の場合は「計画に定める医療救護、防疫活動、救護班の派遣等について、甲の要請に基づき、甲に協力するものとする。」等とする。)

<その他の災害対応について要請があった場合の協力>

2 乙は、前項に規定する以外の災害対応についても、甲又は〇〇〇(市町村名)等から要請があった場合には、甲又は〇〇〇(市町村名)等に協力するものとする。

<要請がない場合の自主的な災害対応>

3 乙は、前2項に規定する要請がない場合においても、災害時等の状況に応じて、緊急の必要があると認める場合は、県民等の安全確保のため、自らの判断により適切な災害対応に努めるものとする。

<協力内容及び緊急時の対応についての協議>

4 甲は、前3項に規定する乙の協力等の対応が円滑に図られるよう、その詳細についてあらかじめ乙と協議し、手順等を別に定めるものとする。

<費用負担>

第14条の3 乙は、前条の規定により、損害・損失や費用負担が発生した場合には、甲に対し、その負担について協議を求めることができる。この場合において、甲は、その求めに応じなければならない。

2 甲は、前項の乙との協議の結果を踏まえ、合理性の認められる範囲で乙の損害・損失や増加費用の全部又は一部を負担する。

3 前項に規定する合理性の認められる範囲は、次の各号に定めるいずれの条件も満たすことが必要である。

(1)当該災害の影響であることが明白であること

(2)乙の判断に左右されないこと(他に選択の余地がないこと)

注：**<斜体>**は、分かり易くするために記載しているものであり、基本協定への記載は要しない。

3 県・市町村等から災害時応急活動等のための施設、避難所等に指定されていない施設

○条文例

(大規模な災害等が発生した場合の対応)

<県等からの要請に基づく災害対応への協力>

第14条の2 乙は、大規模な災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)に、避難所等としての使用、帰宅困難者の受け入れ及びその他の災害対応について、甲又は〇〇〇(市町村名)等から要請があった場合には、甲又は〇〇〇(市町村名)等に協力するものとする。

<要請がない場合の自主的な災害対応>

2 乙は、前項に規定する要請がない場合においても、災害時等の状況に応じて、緊急の必要があると認める場合は、県民等の安全確保のため、自らの判断により適切な災害対応に努めるものとする。

<費用負担>

第14条の3 乙は、前条の規定により、損害・損失や費用負担が発生した場合には、甲に対し、その負担について協議を求めることができる。この場合において、甲は、その求めに応じなければならない。

2 甲は、前項の乙との協議の結果を踏まえ、合理性の認められる範囲で乙の損害・損失や増加費用の全部又は一部を負担する。

3 前項に規定する合理性の認められる範囲は、次の各号に定めるいずれの条件も満たすことが必要である。

- (1) 当該災害の影響であることが明白であること
- (2) 乙の判断に左右されないこと（他に選択の余地がないこと）

注：＜斜体＞は、分かり易くするために記載しているものであり、基本協定への記載は要しない。

災害時における避難所等確保の支援に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、災害が発生し、または発生する恐れが生じた場合（以下「災害時」という。）等において、市町村が実施する避難所及び一時的な避難場所（以下「避難所等」という。）の確保について、乙が実施する支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における市町村による避難所等の確保の支援に関し、その協力体制等について定め、避難対策の拡充を図ることを目的とする。

（支援協力の要請）

第2条 甲は、災害時に、市町村から避難所等の確保に関する支援の要請（以下「支援要請」という。）を受けたときは、乙に対し、支援の協力を要請することができる。

2 災害時に、市町村において避難所等を確保することが困難であると認めるとき、又は市町村が甲に対して支援要請を行う時間的余裕がないと認めるときは、甲は、市町村から前項の支援要請があったものとみなして、乙に支援の協力を要請することができる。

3 前2項の規定による支援協力の要請は、別記様式により行う。ただし、別記様式による要請をすることができない緊急の場合は、口頭で行い、後日、同様式により処理するものとする。

4 甲は、災害時に備えた市町村の避難所等の確保のために必要と認めるときは、災害時以外においても、乙に対し、支援の協力を要請することができる。

（支援協力の範囲）

第3条 甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 乙が、組合員の宿泊施設（以下「協力宿泊施設」という。）を避難所等として市町村に提供することに関する組合内の調整
- (2) 協力宿泊施設を避難所等として活用するうえで、市町村が必要とする情報のうち、提供可能な協力宿泊施設に関する情報等の提供

（施設の使用）

第4条 支援要請をした市町村（第2条第2項により市町村から支援要請があったものとみなされる場合を含む。）は、前条の規定による情報提供に基づ

き、使用を希望する協力宿泊施設と個別に施設の使用について調整を行うものとする。

(費用負担)

第5条 市町村が前条の規定に基づいて、協力宿泊施設を使用する場合の費用は、当該協力宿泊施設を使用する市町村が負担するものとする。

(現状復旧)

第6条 第4条の規定に基づく協力宿泊施設の使用に伴い、施設及び備品等に損害を与えた場合は、当該施設を使用した市町村は現状復旧を行わなければならない。ただし、明らかに地震等の災害によって生じた損害等については除くものとする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、期限満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも申出のない時は、本協定の有効期間を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和2年7月28日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒岩祐治

乙 神奈川県足柄下郡箱根町湯本211-1
神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合

理事長 鈴木茂男

電気自動車を活用した
脱炭素社会実現及び災害対策強化に関する連携協定

神 奈 川 県
日 産 自 動 車 株 式 会 社
神 奈 川 日 産 自 動 車 株 式 会 社
株 式 会 社 日 産 サ テ ィ オ 湘 南
日 産 プ リ ン ス 神 奈 川 販 売 株 式 会 社

電気自動車を活用した脱炭素社会実現及び災害対策強化に関する連携協定

神奈川県（以下「甲」という。）と日産自動車株式会社（以下「乙」という。）並びに神奈川日産自動車株式会社（以下「丙1」という。）、株式会社日産サテリオ湘南（以下「丙2」という。）及び日産プリンス神奈川販売株式会社（以下「丙3」といい、丙1及び丙2と総称して「丙」という。）は、電気自動車を活用した脱炭素社会の実現及び災害対策の強化に関し、次の通り協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、脱炭素社会の実現及び災害対策の強化に向けて、相互に連携して、電気自動車の普及促進やその活用に取り組むことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項において連携するものとする。

- (1) 脱炭素社会の実現に向けた電気自動車の普及促進及び活用に関すること
- (2) 災害時における電気自動車の活用に関すること
- (3) その他、甲、乙及び丙が協議し必要と認めること

第1章 脱炭素社会の実現に向けた電気自動車の普及促進及び活用に関すること

（電気自動車の普及促進及び活用に向けた取組）

第3条 甲は、脱炭素社会の実現に向けて、電気自動車を公用車として計画的に導入するとともに、神奈川県内における電気自動車の普及を促進させるため、導入支援、充電インフラの拡充、広報やイベントでの情報発信等の諸施策を推進する。

2 乙及び丙は、前項に基づき甲が推進する諸施策に関連して、甲から要請があった場合は、これに協力するものとする。

3 前項の協力内容は、甲、乙及び丙での協議により取り決める。

4 甲、乙及び丙は、協定に係るプレスリリースその他外部への公表等は、あらかじめ他の当事者と公表内容等について協議するものとする。

（電気自動車等の情報提供）

第4条 乙及び丙は、電気自動車の普及促進に資する情報、及び災害時に給電業務が遂行可能な電気自動車等の情報を、適宜、甲に提供する。

第2章 災害時における電気自動車の活用に関すること

（趣旨）

第5条 神奈川県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し（以下「災害時等」という。）、神奈川県内に大規模停電が発生、又は発生するおそれがある場合に、電力不足が想定される神奈川県内の避難所等（以下「避難所等」という。）において、電気自動車から電力を供給すること（以下「電力供給」という。）により、住民の生命、身体及び財産を守るための基本的事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第6条 乙及び丙は、災害時等により、避難所等が開設された時において、甲からの要

請に基づき、次の事項について可能な範囲において協力するものとする。

- (1) 電気自動車の貸与
 - (2) 外部給電器の貸与
 - (3) 電気自動車用充電スタンドの使用許諾
- 2 前項に基づき乙又は丙から甲に貸与される電気自動車を、以下「貸与車両」という。
 - 3 第1項に基づき乙又は丙から甲に貸与される外部給電器を、以下「貸与外部給電器」という。

(協力の要請)

- 第7条 甲が乙又は丙に対して行う協力の要請は「災害時における協力要請書」(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後、速やかに文書进行处理するものとする。
- 2 乙及び丙は、甲の要請があった場合において協力をしたときは、甲に対し「災害時における支援活動報告書」(様式第2号)を提出するものとする。

(電気自動車及び外部給電器の貸与)

- 第8条 乙及び丙は、自ら指定する日時及び場所で電気自動車及び外部給電器を甲に貸与し、原則として電力供給のため、甲に使用させるものとする。
- 2 乙及び丙は、電気自動車の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。
 - 3 乙及び丙の指定する場所から甲の電力供給場所への移動は、甲の責任において行うものとする。

(電気自動車及び外部給電器の貸与期間)

- 第9条 貸与期間は、原則として貸与開始日から1週間以内とする。ただし、災害規模や被災状況に応じて期間を延長できるものとし、その期間については、甲と乙又は丙での協議の上、決定するものとする。

(充電スタンドの使用許諾)

- 第10条 乙又は丙は、充電スタンドが使用可能な場合、甲に対して乙又は丙の指定する日時及び場所において、充電スタンドの使用を許諾するように努めるものとする。
- 2 前項に基づく使用許諾期間は、原則として貸与車両の貸与期間とする。

(管理等)

- 第11条 甲は、善良なる管理者の注意をもって、貸与車両を管理するものとする。なお、管理方法その他の取り扱いは、甲と乙又は丙間での協議により取り決める。
- 2 甲は、充電スタンドを乙又は丙より提示される使用条件に従って使用するものとする。
 - 3 甲は、貸与期間中、貸与車両、貸与外部給電器若しくは充電スタンドに故障又は紛失等があった場合、直ちに乙又は丙に通知するものとし、その対応について甲と乙又は丙間での協議により取り決めるものとする。
 - 4 甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与車両、貸与外部給電器若しくは充電スタンドを故障させ、又は貸与車両若しくは貸与外部給電器を滅失し、これにより乙又は丙に損害が生じたときは、乙又は丙に対しその損害を賠償するものとする。ただし、相互の責めに帰さない理由により貸与車両、貸与外部給電器若しくは充電スタンドが故障し、又は貸与車両若しくは貸与外部給電器が滅失したときは、その責任について甲と乙又は丙間で協議し取り決めるものとする。

(事故時の対応)

- 第12条 甲は、貸与期間中、貸与車両又は貸与外部給電器に関する事故が発生した場合、直ちに事故現場における危険防止措置及び負傷者の救護措置を講じるとともに、乙又は丙に通知した上で、甲の費用負担と責任において、これをすべて解決するものとする。なお、当該事故に起因して乙又は丙に損害を与えた場合には、甲は当該損害を賠償する

責を負うものとする。

(外部給電器の使用上の注意)

第13条 甲は、貸与車両に外部給電器を接続して使用（医療機器等への使用を含む）する場合、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、貸与外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

(返却)

第14条 甲は、貸与車両及び貸与外部給電器を原状に復した上で（ただし、通常損耗を除く。）、乙又は丙に返却するものとする。なお、返却方法については、甲と乙又は丙間で協議し決定する。

(費用の負担)

第15条 本協定に基づく貸与車両、貸与外部給電器及び充電スタンドの使用料については、原則無償とする。

第3章 一般条項

(連絡調整)

第16条 本協定及び本協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙及び丙があらかじめ別に定める「連絡調整者名簿」により指定した者が行う。なお、甲、乙及び丙は当該名簿により指定する者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

(定期協議)

第17条 本協定に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙は、年1回以上、意見交換、協議等を行うものとする。

(協定期間)

第18条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から1年間とする。ただし、協定期間の満了する日の3箇月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(譲渡制限)

第19条 甲、乙及び丙は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、本協定から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは移転し又は担保の用に供してはならないものとする。

(協議)

第20条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙丙それぞれが記名押印又は署名の上、各自その1通を保有する。

令和5年1月19日

- 甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩祐治
- 乙 神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
日産自動車株式会社
執行役副社長 星野朝子
- 丙1 神奈川県横浜市西区花咲町6丁目139番地
神奈川日産自動車株式会社
代表取締役社長 横山 明
- 丙2 神奈川県平塚市宮松町3番23号
株式会社日産サテライト湘南
代表取締役社長 福澤 匡
- 丙3 神奈川県横浜市神奈川区東神奈川二丁目47番地7
日産プリンス神奈川販売株式会社
代表取締役社長 高木 恵一

(様式第1号)

年 月 日

宛

神奈川県知事

災害時における協力要請書

標記について、「電気自動車を活用した脱炭素社会実現及び災害対策強化に関する連携協定」第7条1項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害発生日 年 月 日

2 災害の内容

3 使用開始希望日 年 月 日

4 電気自動車及び外部給電器の貸与希望

	台数	備考（貸与を必要とする場所・期間等）
電気自動車	台	
外部給電器	台	

5 充電スタンドの使用希望

	希望有無	備考（期間等）
充電スタンド		

6 担当者

所 属： _____
役職・氏名： _____
電 話 番 号： _____
F A X 番 号： _____

7 その他の要請及び連絡事項等

(様式第2号)

年 月 日

神奈川県知事 宛

所在地
名称

責任者名
電話番号

災害時における支援活動報告書

貴市からの要請により支援活動を実施したので、「電気自動車を活用した脱炭素社会実現及び災害対策強化に関する連携協定」第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1 支援活動の項目・内容等

2 期 間 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

3 担当者

所 属 : _____
役職・氏名 : _____
電 話 番 号 : _____
F A X 番 号 : _____

4 備 考

災害時における外部給電可能車両等の
貸与に関する協定

神 奈 川 県
神奈川トヨタ自動車株式会社
ウエインズトヨタ神奈川株式会社

災害時における外部給電可能車両等の貸与に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と神奈川トヨタ自動車株式会社（以下「乙1」という。）及びウエイズトヨタ神奈川株式会社（以下「乙2」という。また、乙1及び乙2を総称して以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、神奈川県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条第1号に規定する災害が発生した場合に、甲及び乙が相互に連携し、電力の確保及び物資輸送を円滑に実施することを目的として、外部給電可能車両等（以下「車両等」という。）の貸与について必要な事項を定める。

（車両等の種類）

第2条 甲が乙に対して貸与を要請する車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 燃料電池自動車
- (2) 電気自動車
- (3) プラグイン・ハイブリッド自動車
- (4) ハイブリッド自動車
- (5) その他外部給電可能車両
- (6) 貨物自動車（但し最大積載量1.5t未満とする。）
- (7) 自動車からの外部給電に必要な機器

（協力の要請と協力内容）

第3条 甲は、災害時における電力の確保及び物資輸送のため、乙が保有する車両等を必要とする場合は、乙に対し外部給電可能な車両等の提供協力要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

- 2 乙は、前項の規定による要請があったときは、二次災害の危険性を考慮し、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する車両等を貸与するよう努めるものとする。
- 3 甲は、乙から貸与された車両等を、神奈川県内の市町村に貸与できるものとする。
- 4 乙は、災害により停電が発生したときは、甲より要請がない場合であっても、販売店店舗等において、携帯電話の充電等、近隣住民への給電協力を努めるものとする。

(車両等の引渡し)

第4条 乙は、前条第1項の規定による甲からの要請を受け、車両等を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、甲又は甲が指定する者、及び乙の立会いの下、車両等の損傷箇所を確認の上、引渡しを行うものとする。ただし、災害の状況により、車両の運搬が困難な場合は、甲及び乙が協議の上、引渡し場所を決定するものとする。

(貸与期間)

第5条 車両等の貸与期間は、様式第2号に記載の提供期間とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(報告)

第6条 乙は、第3条の規定による要請を受け、車両等を引き渡した場合は、甲に対し速やかに外部給電可能な車両等の提供協力受書(様式第2号)を提出するものとする。

(車両等の返却)

第7条 甲は、乙が甲に貸与した車両等を貸与期間の末日までに乙に返却するものとし、返却方法及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

2 返却時には、甲又は甲が指定する者、及び乙の立会いの下、車両等の損傷箇所を確認するものとする。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき乙が行った車両等の貸与期間中の費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申し出があった場合には、この限りではない。

2 前項の費用は、発災直前における適正価格を基礎として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第9条 車両等の貸与期間中に生じた事故により、貸与車両等及び第三者に与えた人的及び物的損害については、その損害の責めに帰すべき事由がある者がその損害を賠償するものとする。ただし、甲及び乙の責めに帰することができない事由により貸与車両等及び第三者に損害を与えたときは、甲及び乙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

2 前項の損害に対して自動車保険が適用される場合の取扱いは、次条の規定

による。

(自動車保険の扱い)

第10条 乙は、車両等の貸与にあたり乙の負担により自動車損害賠償責任保険及び自動車保険(任意保険)に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入する保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。なお、過失割合の判断が困難な場合は、甲及び乙が協議の上、費用負担を決定するものとする。

(費用の支払い)

第11条 甲は、乙から本協定に基づく正当な費用の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第12条 甲は、貸与を受けた車両等を以下のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り、安全と認められる場所で使用する。
- (2) 原則として、神奈川県内で使用する。
- (3) 車両等の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、第14条第3項の規定により、乙に速やかに報告する。なお、甲の運行管理に起因して車両等が使用できなくなった場合には甲の負担により、それ以外の場合には乙の負担により車両等を修理し、又は代替車両を調達するものとし、甲乙双方に起因する場合には甲及び乙で対応を協議する。

(連絡責任者)

第13条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を事前に定め、連絡責任者届(様式第3号)により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(車両等の情報提供等)

第14条 乙は、甲から求められた場合、車両等の情報を甲に提供する。

- 2 甲は、乙から求められた場合、貸与された車両等の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。
- 3 甲は、貸与期間中、電力の確保及び物資輸送を行うにあたり、車両等に問題が発生した場合には、速やかに乙に連絡し、甲及び乙で対応を協議する。

(訓練等)

第15条 乙は、本協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(秘密保持契約)

第16条 甲及び乙は、この協定に関連して知り得た他当事者の営業上、技術上、その他の情報を、相手方の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示・漏洩してはならず、この協定の遂行以外の目的で使用してはならない。また、この協定の終了後においても同様とする。

(協議)

第17条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の2か月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和5年7月12日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩祐治



乙1 神奈川県横浜市神奈川区栄町7-1
神奈川トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 安藤栄一



乙2 神奈川県横浜市中区山下町33
ウエイズトヨタ神奈川株式会社
代表取締役社長 宮原漢二



外部給電可能な車両等の提供協力要請書

様

神奈川県知事

「災害時における外部給電可能車両等の貸与に関する協定」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び協力を要請する理由

--

2 要請内容

(1) 搬送場所及び車両等の情報

	搬送場所 (自治体名・庁舎住所)	使用予定場所 (施設名・住所)	提供期間	台数 (台)	使用自治体担当者 (連絡先・職氏名)
1			自： 月 日 至： 月 日		
2			自： 月 日 至： 月 日		
3			自： 月 日 至： 月 日		
4			自： 月 日 至： 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

(2) その他特記事項

--

3 要請に係る連絡先担当者

所属名	
職氏名	
連絡先	

外部給電可能な車両等の提供協力受書

神奈川県知事 様

会社名

代表者名

「災害時における外部給電可能な車両等の貸与に関する協定」第3条に基づき、車両を提供しましたので、第6条の定めにより、下記のとおり報告します。

記

1 外部給電可能な車両の提供実施内容

	提供実施日	提供場所 (自治体名・庁舎住所)	提供期間	車種	台数 (台)
1	月 日		自：月 日 至：月 日		
2	月 日		自：月 日 至：月 日		
3	月 日		自：月 日 至：月 日		
4	月 日		自：月 日 至：月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

2 報告に係る連絡先担当者

会社名	
職氏名	
連絡先	

災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定

神奈川県、横浜市及び川崎市（以下「甲」という。）と神奈川県石油業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における徒歩帰宅者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神奈川県域で地震等による災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に交通が途絶し、帰宅することが困難な者のうち、やむを得ず徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するため必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は乙に対し、災害時に次の各号について支援を要請することができるものとする。

- （1） 乙の組合員の給油所において、徒歩帰宅者に対し一時休憩所として、飲料水、トイレを提供すること。
- （2） 乙の組合員の給油所において、徒歩帰宅者に対しラジオの音声を流しておくなどの他、テレビ等による情報の提供、地図等による通行可能な道路に関する情報を提供すること。

（支援の実施）

第3条 乙は前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み可能な範囲において、徒歩帰宅者に対し支援を実施するものとする。ただし、甲から乙に対し、通信の途絶により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで支援を実施することができるものとする。

（経費の負担）

第4条 前条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、災害時において協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第7条 この協定は、平成15年5月29日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 松沢 成文

横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市長 中田 宏

川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市長 阿部 孝夫

乙

※ 締結者甲が構成する県・横浜・川崎防災・危機管理対策推進協議会への相模原市の加入に伴い、平成22年9月29日から次のとおり読み替えて運用している。

- 1 前文の「神奈川県、横浜市及び川崎市」は、「神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市」とする。
- 2 締結者「甲」の「神奈川県知事」「横浜市長」「川崎市長」は、「神奈川県知事」「横浜市長」「川崎市長」「相模原市長」とする。

災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市（以下「甲」という。）とウエイズトヨタ神奈川株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震・風水害・その他大規模災害等による災害が発生し、鉄道、バス等の公共交通機関の運行が停止し、早期に運行開始が見込めない場合において、駅、事業所、学校等に滞留する通勤者、通学者、観光客等のうち、徒歩による帰宅を目指す者（以下「徒歩帰宅者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援の内容）

第2条 甲の各県市は、災害発生時に乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

- （1） 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水及びトイレを提供すること。
- （2） 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た災害に関する情報等を提供すること。
- （3） 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、一時的に休憩の場を提供すること。

2 この協定で定める乙による支援は、徒歩帰宅者に対して一時的な便宜を供することに限られるものとし、宿泊を伴う滞在等の長時間に渡る滞在施設としての設備の提供を行うものではない。当該滞在施設としての設備の提供については、甲乙別途協定で定めるものとする。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において、徒歩帰宅者に対し支援を実施する。この場合、支援を実施する店舗は、支援を要請した県市の区域内にあって、本協定に賛同する店舗とする。なお、甲の各県市から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の各県市の要請を待たず支援を実施することができる。

2 前各項にかかわらず、乙は、支援する徒歩帰宅者の増加により徒歩帰宅者の安全衛生上問題が生じると判断した場合、又は設備の故障等により十分な支援を提供できない状態に陥った場合には、それ以上の徒歩帰宅者の受け入れを拒絶することができるものとする。また乙は、受け入れた徒歩帰宅者が館内規則又は乙の指示に従わない場合、又は徒歩帰宅者が他の徒歩帰宅者に迷惑をかける等秩序の維持に支障をきたすと判断した場合には、当該徒歩帰宅者に支援を行わないことができるものとする。

（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第4条 本協定に賛同した店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

2 乙は、「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを店舗の入り口等、利用者の見やすい位置に掲出する。

(経費の負担)

第5条 第3条に規定する支援の実施並びに第4条に規定する周知及び掲出に要した経費は、当該支援等を実施した者が負担する。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を事前に定め、連絡責任者届(様式第1号)により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(秘密保持)

第8条 甲及び乙は、この協定に関連して知り得た他当事者の営業上、技術上、その他の情報を、相手方の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示・漏洩してはならず、この協定の遂行以外の目的で使用してはならない。また、この協定の終了後においても同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第10条 この協定は、令和5年12月1日から適用する。

2 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の2か月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年12月1日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩祐治

横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市長 山中竹春

川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市長 福田紀彦

相模原市中央区中央二丁目11番15号
相模原市長 本村賢太郎

乙 横浜市中区山下町33
ウエイズトヨタ神奈川株式会社
代表取締役社長 宮原漢二

連絡責任者届

団体名【 ウエインズトヨタ神奈川株式会社 】

連絡先（窓口責任者）

	第1連絡先
担当部署	
役職・氏名	
電話番号	
F A X	
Eメールアドレス	

	第2連絡先
担当部署	
役職・氏名	
電話番号	
F A X	
Eメールアドレス	

（目的外使用禁止）

「災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定」に記載する事項以外には利用しないこと。

災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

(支援の内容)

第2条 甲の各都県市は、災害発生時に乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

- (1) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水及びトイレを提供すること。
- (2) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た災害に関する情報等を提供すること。
- (3) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、一時的に休憩の場を提供すること。

注) 波線部は別紙1のうち※印のついた事業者のみ適用

(支援の実施)

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、帰宅困難者に対し支援を実施する。この場合、支援を実施する店舗は、支援を要請した都県市の区域内にあって、本協定に賛同する店舗とする。なお、甲の各都県市から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の各都県市の要請を待たず支援を実施することができる。

(災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出)

第4条 本協定に賛同した店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

2 乙は、甲が提供する「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを店舗の入り口等、利用者の見やすい位置に掲出する。なお、ステッカーの更新方法等については、別途協議する。

(経費の負担)

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(適用)

第8条 この協定は、平成 年 月 日から適用する。

2 この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
埼玉県 埼玉県知事

千葉県千葉市中央区市場町1番1号
千葉県 千葉県知事

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都 東京都知事

神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県 神奈川県知事

神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市 横浜市長

神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市 川崎市長

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市 千葉市長

埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市 さいたま市長

神奈川県相模原市中央区中央二丁目11番15号
相模原市 相模原市長

乙

災害時帰宅支援ステーション協定締結先一覧及び各都県市店舗数

令和7年3月末時点

No	協定の相手方	埼玉県	さいたま市	千葉県	千葉市	東京都	神奈川県	横浜市	川崎市	相模原市	合計	協定締結年月日
1	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	1,244	(228)	1,169	(173)	2,890	1,499	(536)	(266)	(135)	6,802	平成17年8月31日
2	山崎製パン株式会社	48	(15)	88	(2)	99	51	(22)	(6)	(3)	286	平成17年8月31日
3	株式会社ファミリーマート	752	(143)	616	(109)	2,360	954	(409)	(169)	(71)	4,682	平成17年8月31日
4	ミニストップ株式会社	126	(22)	162	(38)	231	108	(30)	(16)	(11)	627	平成17年8月31日
5	株式会社ローソン	661	(103)	562	(92)	1,498	1,033	(395)	(174)	(79)	3,754	平成17年8月31日
6	株式会社吉野家	78	(17)	67	(12)	199	95	(35)	(18)	(8)	439	平成17年8月31日
7	株式会社ポブラ	5	(1)	6	(2)	11	1				23	平成17年9月22日
8	山田食品産業株式会社	79	(8)	9	(2)	16	10			(4)	114	平成17年9月22日
9	株式会社セブン&アイ・フードシステムズ	26	(6)	35	(5)	96	55	(17)	(8)	(2)	212	平成19年2月8日等
10	ロイヤルフードサービス株式会社	18	(5)	16	(5)	89	33	(13)	(3)	(4)	156	平成19年2月8日等
11	株式会社モスフードサービス	72	(18)	56	(10)	187	90	(42)	(15)	(6)	405	平成20年6月11日
12	株式会社荻番屋	56	(11)	43	(7)	164	56	(24)	(10)	(5)	319	平成22年8月20日
13	ワタミ株式会社	17	(5)	14	(2)	87	26	(15)	(3)	(2)	144	平成23年6月20日
14	チムニー株式会社	8		9	(4)	17	7	(3)	(1)		41	平成23年6月20日
15	株式会社第一興商	「埼玉県カラオケ業防犯協会」「千葉県カラオケ事業者防犯協会」										
16	株式会社B&V	「東京カラオケボックス事業者防犯協会」「神奈川県カラオケボックス協会」の欄に記載										平成23年9月1日
17	サガミレストランツ株式会社	4		1		4	3		(1)		12	平成24年8月31日
18	味の民芸フードサービス株式会社	2	(1)	8		18	11	(4)	(3)	(2)	39	
19	埼玉県カラオケ業防犯協会	174	(31)								174	平成24年9月19日
20	千葉県カラオケ事業者防犯協会			118	(24)						118	平成24年9月19日
21	東京カラオケボックス事業者防犯協会					561					561	平成24年9月19日
22	神奈川県カラオケボックス協会						260	(98)	(46)	(19)	260	平成24年9月19日
23	サトフードサービス株式会社	5	(1)	3		15	6	(2)	(1)	(1)	29	平成24年12月1日
24	株式会社ダスキン	21	(4)	22	(4)	52	25	(9)	(4)	(2)	120	平成25年3月11日
25	タリーズコーヒージャパン株式会社	10	(1)	8	(2)	81	26	(11)	(5)	(2)	125	平成25年3月11日
26	株式会社ストロベリーコーンズ	1				20	5	(2)	(2)		26	平成25年10月8日
27	株式会社オートバックスセブン	30	(4)	30	(3)		33	(11)	(4)	(3)	93	平成26年11月6日
28	ケアパートナー株式会社	4		11		6	5	(2)	(1)	(2)	26	令和2年3月25日
29	株式会社共和コーポレーション	1				1					2	令和4年2月28日
小計1		3,442	624	3,053	496	8,702	4,392	1,680	756	361	19,589	
30	ガソリンスタンド	682	95	728	79	791	600	213	84	53	2,801	
31	都立学校（東京都のみ）					216					216	
32	日産自動車系販売店（東京都のみ）					110					110	平成26年12月19日
33	トヨタ自動車系販売店（東京都のみ）			1		329					330	平成27年12月21日
34	農業協同組合等（東京都のみ）					54					54	平成28年11月2日
35	関東マツダ系販売店	45	9			47	12	9	2	1	104	令和2年3月27日
36	神奈川県四縣市（神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市）締結分						4,089	1,504	524	337	4,089	
37	埼玉県喫茶飲食生活衛生同業組合（埼玉県のみ）	70	23								70	令和5年11月1日
小計2		797	127	729	79	1,547	4,701	1,726	610	391	7,774	
合計		4,239	751	3,782	575	10,249	9,093	3,406	1,366	752	27,363	

災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

神奈川県、横浜市及び川崎市（以下「甲」という。）と日産自動車株式会社横浜工場、日産自動車株式会社テクニカルセンター、日産自動車株式会社追浜工場、日産自動車株式会社座間事業所、日産自動車株式会社本牧専用埠頭、日産自動車株式会社相模原部品センター、日産自動車株式会社日産教育センター、神奈川日産自動車株式会社、日産プリンス神奈川販売株式会社、株式会社日産サテリオ湘南及び横浜マリノス株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援の内容）

第2条 甲の各県市は、災害発生時に乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

- （1） 乙の店舗（事業所）において、帰宅困難者に対し、水道水及びトイレを提供すること。
- （2） 乙の店舗（事業所）において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た災害に関する情報等を提供すること。
- （3） 乙の店舗（事業所）において、帰宅困難者に対し、一時的に休憩の場を提供すること。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、帰宅困難者に対し支援を実施する。この場合、支援を実施する店舗（事業所）は、支援を要請した県市の区域内にあって、本協定に賛同する店舗（事業所）とする。なお、甲の各県市から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の各県市の要請を待たず支援を実施することができる。

（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第4条 本協定に賛同した店舗（事業所）について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

2 乙は、甲が提供する「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを店舗（事業所）の入り口等、利用者の見やすい位置に掲出する。なお、ステッカーの更新方法等については、別途協議する。

(経費の負担)

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(適用)

第8条 この協定は、平成20年3月26日から適用する。

2 災害時における帰宅困難者支援に関する協定(平成19年6月5日締結)は、廃止する。

3 この協定の締結を証するため、本書14通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年3月26日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県
神奈川県知事 松沢成文

横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
横浜市 市長 中田宏

川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市 市長 阿部孝夫

乙 横浜市神奈川区宝町2番地
日産自動車株式会社横浜工場
理事工場長 尾関由起夫

厚木市岡津古久560-2
日産自動車株式会社テクニカルセンター
副社長 山下光彦

横須賀市夏島町1
日産自動車株式会社追浜工場
工場長 本田 聖二

座間市広野台2-10-1
日産自動車株式会社座間事業所
常務事業所長 酒井 寿治

横浜市中区錦町8番地
日産自動車株式会社本牧専用埠頭
海外部品物流管理部 部長 飯野 宏

相模原市麻溝台1-4-1
日産自動車株式会社相模原部品センター
SCM本部サービス部品物流部 部長 西村 淳

横浜市旭区市沢町910
日産自動車株式会社日産教育センター
人事部 主管 本島 克己

横浜市西区花咲町6丁目139番地
神奈川日産自動車株式会社
代表取締役社長 関口 雄介

横浜市神奈川区東神奈川2丁目47番7
日産プリンス神奈川販売株式会社
代表取締役社長 志摩 寿一郎

平塚市宮松町3-23
株式会社日産サテリオ湘南
代表取締役社長 杉崎 正

横浜市西区みなとみらい6丁目2番地
横浜マリノス株式会社
代表取締役 斎藤 正治

※ 締結者甲が構成する県・横浜・川崎防災・危機管理対策推進協議会への相模原市の加入に伴い、平成22年9月29日から次のとおり読み替えて運用している。

- 1 前文の「神奈川県、横浜市及び川崎市」は、「神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市」とする。
- 2 締結者「甲」の「神奈川県知事」「横浜市長」「川崎市長」は、「神奈川県知事」「横浜市長」「川崎市長」「相模原市長」とする。

※ 締結者乙に日産自動車株式会社グローバル本社が加わり、平成23年4月22日から次のとおり読み替えて運用している。

1 前文の

「日産自動車株式会社横浜工場、日産自動車株式会社テクニカルセンター、日産自動車株式会社追浜工場、日産自動車株式会社座間事業所、日産自動車株式会社本牧専用埠頭、日産自動車株式会社相模原部品センター、日産自動車株式会社日産教育センター」

は、

「日産自動車株式会社グローバル本社、日産自動車株式会社横浜工場、日産自動車株式会社テクニカルセンター、日産自動車株式会社追浜工場、日産自動車株式会社座間事業所、日産自動車株式会社本牧専用埠頭、日産自動車株式会社相模原部品センター、日産自動車株式会社日産教育センター」

とする。

2 締結者「乙」の

「日産自動車株式会社横浜工場理事工場長」

「日産自動車株式会社テクニカルセンター副社長」

「日産自動車株式会社追浜工場工場長」

「日産自動車株式会社座間事業所常務事業所長」

「日産自動車株式会社本牧専用埠頭海外部品物流管理部部長」

「日産自動車株式会社相模原部品センターSCM本部サービス部品物流部部長」

「日産自動車株式会社日産教育センター人事部主管」

は、

「日産自動車株式会社代表取締役」

「日産自動車株式会社横浜工場理事工場長」

「日産自動車株式会社テクニカルセンター副社長」

「日産自動車株式会社追浜工場理事工場長」

「日産自動車株式会社座間事業所常務事業所長」

「日産自動車株式会社本牧専用埠頭部品物流部部長」

「日産自動車株式会社相模原部品センターSCM本部サービス部品物流部部長」

「日産自動車株式会社日産教育センター人事部人材開発グループ主管」

とする。

※ 締結者乙から横浜マリノス株式会社が脱退することに伴い、平成 28 年 1 月 1 日から次のとおり読み替えて運用している。

1 前文の

「神奈川日産自動車株式会社、日産プリンス神奈川販売株式会社、株式会社日産サテリオ湘南及び横浜マリノス株式会社」

は、

「神奈川日産自動車株式会社、日産プリンス神奈川販売株式会社及び株式会社日産サテリオ湘南」

とする。

2 締結者「乙」の

「神奈川日産自動車株式会社代表取締役社長」

「日産プリンス神奈川販売株式会社代表取締役社長」

「株式会社日産サテリオ湘南代表取締役社長」

「横浜マリノス株式会社代表取締役」

は、

「神奈川日産自動車株式会社代表取締役社長」

「日産プリンス神奈川販売株式会社代表取締役社長」

「株式会社日産サテリオ湘南代表取締役社長」

とする。

災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市（以下「甲」という。）と神奈川県理容生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援の内容）

第2条 甲の各県市は、災害発生時に乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

- （1） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水及びトイレを提供すること。
- （2） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た災害に関する情報等を提供すること。
- （3） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、一時的に休憩の場を提供すること。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、帰宅困難者に対し支援を実施する。この場合、支援を実施する店舗は、支援を要請した県市の区域内にあって、本協定に賛同する店舗とする。なお、甲の各県市から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の各県市の要請を待たず支援を実施することができる。

（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第4条 本協定に賛同した店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

2 乙は、「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを店舗の入り口等、利用者の見やすい位置に掲出する。

（経費の負担）

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担する。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(適用)

第8条 この協定は、平成26年3月4日から適用する。

2 この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年3月4日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県
神奈川県知事 黒岩 祐治

横浜市中区港町一丁目1番地
横浜市
横浜市長 林 文子

川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長 福田 紀彦

相模原市中央区中央二丁目11番15号
相模原市
相模原市長 加山 俊夫

乙 横浜市磯子区中原一丁目1番14号
神奈川県理容生活衛生同業組合
理事長 倉田 一之

食料・飲料水備蓄状況一覧表

令和7年4月1日現在

区分	米	パン	インスタント 麺類	その他	粉ミルク	うちアレルギー 対応ミルク	要配慮者 用食料 (アレルギー 対応食品 含む) 食	水缶 (ペットボト ル含む) リットル
市町村	食	食	食	食	kg	kg		
横浜市		460,000		1,143,000	3,250	367	487,000	658,000
川崎市	273,400			138,000	557	140	43,150	68,916
相模原市	234,750	168,720		19,320	773	25		39,360
横須賀市	45,000			143,900	8	8		9,360
平塚市	92,200	10,500		86,410	11			105,809
鎌倉市	62,600			360,564				32,292
藤沢市	72,393			455,700	612	177		37,104
小田原市	136,750			128,740	930			1,800
茅ヶ崎市	62,346				25			13,824
逗子市	14,400	55,780			68	27	18,500	26,712
三浦市	49,290				23	1		2,160
秦野市	66,000				220			29,796
厚木市	46,800	75,120		55,764	5,056	16	5,860	23,976
大和市	125,885	64,350		18,500	96	28		13,152
伊勢原市	12,450			49,500	0			14,160
海老名市	105,550	78,050	34,520		65	6		18,034
座間市	100,400							3,672
南足柄市	23,400			4,932	5			1,320
綾瀬市	98,080	6,480		63,168	47	3		13,146
葉山町	21,850				43			12,105
寒川町	35,700	7,450						972
大磯町	15,400			19,320	4			5,100
二宮町	91		110	13,756				2,820
中井町	8,732	8,240		1,740	424			2,868
大井町	12,500			6,000				692
松田町	10,000							5,000
山北町	4,537			4,200				2,400
開成町	14,930			1,280				
箱根町	24,150			6,144	10			19,572
真鶴町	13,900	3,912				14		4,256
湯河原町	43,740			40,310		0		
愛川町	36,000				25	6		36,000
清川村	9,630							756
市町村計 (A)	1,872,854	938,602	34,630	2,760,248	12,251	819	554,510	1,205,134
県計 (B)	408,858	236,434	3,338	246,559	15.00	4.00	20,061.00	46,481.7
合計 (A+B)	2,281,712	1,175,036	37,968	3,006,807	12,266.36	823.40	574,571.00	1,669,952.7

衣料・寝具・日用雑貨備蓄状況一覧表

令和7年4月1日現在

項目 市町村	毛布等 枚	肌着 (上下) 組	紙おむつ (小児) 枚	紙おむつ (大人) 枚	生理用品 枚	トイレット ペーパー 巻
横浜市	110,000		750,000	150,000	250,000	110,000
川崎市	137820		121000	30000	246800	62520
相模原市	92,278		96,564	59,904	96,865	8,400
横須賀市	60,000		30,100	5,467	100,800	16,560
平塚市	29,977		3,000	4,000	37,312	5,300
鎌倉市	58,627		9,880	3,224	22,790	780
藤沢市	177,438		112,594	55,279	268,680	
小田原市	47,822		22,306	6,172	35,250	12,688
茅ヶ崎市	35,727		36,708	30,854	47,680	3,168
逗子市	23,426		5,448	7,340	60,976	
三浦市	4,667		14,156	5,188	19,730	7,600
秦野市	11,660	2,240	13,494	1,933	9,369	5,328
厚木市	21,921	1,640	21,682	6,690	23,689	22,700
大和市	41,640		15,318	4,606	18,228	3,460
伊勢原市	5,163	158	12,308	11,664	30,861	2,840
海老名市	37,989		43,920	27,304	34,669	3,748
座間市	8,830		6,004	4,540	43,200	16,330
南足柄市	3,608		9,776	1,326	5,304	264
綾瀬市	14,340		6,338	2,781	6,240	1,866
葉山町	3,950		1,272	2,580	2,580	3,378
寒川町	8,013		8,900	6,893	4,308	2,890
大磯町	5,250		3,788	1,024	8,912	900
二宮町	9,699			6,984	1,400	2,950
中井町	1,070		696	408	4,480	289
大井町	2,153		5,096	1,848	5,304	3,072
松田町	1,000			3,000	500	500
山北町	1,320		1,767	1,362	864	1,456
開成町	3,305		2,266	1,828	4,272	595
箱根町	4,353		1,456	510	2,100	240
真鶴町	1,185		600	1,074	2,067	
湯河原町	2,710		7,702	2,924	7,541	4,020
愛川町	5,000		7,980	6,194	33,600	1,400
清川村	913					672
市町村計	972,854	4,038	1,372,119	454,901	1,436,371	305,914
県計(B)	93519	613	11188	29234	164632	21505
合計(A+B)	1066373	4651	1383307	484135	1601003	327419